

平成 27 年

# 第 4 回美濃市議会定例会会議録

平成 27 年 9 月 2 日 開会

平成 27 年 9 月 29 日 閉会

美 濃 市 議 会

# 平成27年第4回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月2日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長挨拶	3
開会・開議の宣告	5
諸般の報告及び行政諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程	6
議案の説明	
認第1号(副市長 市原英樹君)	6
認第2号・認第3号・認第7号・認第8号・議第46号・議第50号・議第53号 (民生部長(福祉事務所長)古田和彦君)	10
休憩	16
再開	16
認第4号・認第5号・認第6号・認第10号・議第47号・議第48号・議第49号 議第54号・議第55号・議第56号(建設部長 辻 隆男君)	16
認第9号(美濃病院事務局長兼管理課長 柴田徳美君)	23
議第45号・議第52号(総務部長 堀部 勉君)	25
休憩	29
再開	29
議第51号(参事兼秘書課長 市原俊美君)	29
議案の上程	30
議案の説明	
議第57号・議第58号・議第59号(市長 武藤鉄弘君)	30
休憩	31
再開	31
質疑	31
委員会付託省略(議第57号から議第59号まで)	31
討論	31

議案の採決	31
議案の上程	32
議案の説明	
請第1号（4番 永田知子君）	32
休憩	33
再開	33
質疑	33
委員会付託省略（請第1号）	33
討論	33
議案の採決	33
休憩	33
再開	33
議案の上程	34
議案の説明	
市議第3号（13番 佐藤好夫君）	34
休憩	34
再開	34
質疑	34
委員会付託省略（市議第3号）	34
討論	35
議案の採決	35
休会期間の決定	35
散会の宣告	35
会議録署名議員	36

## 第 2 号 （9月15日）

議事日程	37
本日の会議に付した事件	37
出席議員	37
欠席議員	38
説明のため出席した者	38
職務のため出席した事務局職員	38
開議の宣告	39
会議録署名議員の指名	39
認第1号から議第56号までと市政に対する一般質問	39
1 佐藤好夫議員	39

1. 美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略について	39
① 戦略はどのような特色を持たせるのか。	
② 市民の意見は、どのようなものがあり、どう反映されるのか。	
③ 総合戦略の策定と今後の進め方はどのようなか。	
2 豊澤正信議員	45
1. 古城山遊歩道について	45
① 古城山遊歩道の頂上からの見晴らしが良くなるか。	
休憩	48
再開	48
3 梅村栄一議員	48
1. 家庭ごみ等の処理について	48
① 家庭ごみ処理有料化による、ごみの減量化及び処理経費等の効果はどのようなか。	
② 有料化に伴い、ごみ袋の製品仕様が変更された理由は何か。苦情等の把握・対応はどのようなか。	
③ 中濃クリーンプラザへの市指定ごみ袋による持ち込みは、料金徴収から除外できないか。	
④ 中濃クリーンプラザへのごみ持ち込みの手続きを、現地や最寄の地域ふれあいセンターなどでできるように簡素化できないか。	
⑤ 今年7月1日から埋め立てごみの処理手数料が、全て有料になったことを市のホームページ以外では、いつどのように市民に周知されたのか。	
4 古田 豊議員	51
1. 子育て世代の支援について	51
① 子育て世代には、さらに幅広い支援、助成をすることはできないか。	
2. 性的マイノリティへの政策について	54
① 性的マイノリティ、同性カップルの人に対して支援はできないか。	
3. ふるさと納税について	56
① 返礼品は何種類あって、どのようなものか。	
② 寄附の用途は、どのようなものか。	
③ もう少し返礼品の種類をふやしたらどうか。	
④ 物品ばかりではなくて、空き家の維持管理や掃除券等を作ったらどうか。	
⑤ 寄附の用途として6つの項目があるが、これをもっと具体的に(1)美濃橋の補修(2)森の幼稚園又はフリースクールの建設・維持管理(3)あかりアート展開催(4)ツアー・オブ・ジャパン開催など項目を増やしたらどうか。	
休憩	59
再開	59

5	古田秀文議員	59
1.	新オレンジプラン「認知症施策推進総合戦略」と認知症カフェについて	59
①	新オレンジプラン「認知症施策推進総合戦略」とは、どのような内容か。	
②	認知症サポーターの養成への取り組みは、どのようなか。	
③	認知症カフェとは、どのようなものか。	
④	認知症カフェの活用効果については、どのようなか。	
⑤	認知症カフェ開設の今後の展望についてはいかがか。	
2.	小中学校の学期制について	64
①	2学期制とはどのような制度か。	
②	近隣の市町では、2学期制導入の事例はどうか。	
③	2学期制のメリットは何か。	
④	2学期制のデメリットは何か。	
⑤	美濃市教育委員会として、2学期制導入についてどう考えているか。	
6	永田知子議員	68
1.	「ツアー・オブ・ジャパン」開催に対する市民の理解と協力について	68
①	8回目を終えた2015年迄の競技開催に関わる経緯は、どのようなであったか。	
②	8年間の継続参加で残せた成果と課題は、何か。	
③	この一大イベントは、市の職員、地域の自治会、観戦者の参加等、大がかりで且つ交通規制が伴うレースであるが、市民の反応は、どのようなか。	
④	一部地域では、授業時間を観戦に充てる学校もあるが、その教育的成果とは、どのようなものか。	
⑤	市民の理解形成を十分にし、今後更に発展的に継続していく為の現時点で考えられる工夫は、どのようなか。	
2.	清流長良川・板取川の一般廃棄物の収集処理と交通安全対策について	76
①	清流長良川・板取川の夏季における一般廃棄物収集処理の現状は、どのようなか。	
②	路上駐車と交通安全対策は、どのようなになっているのか。	
③	住民参加型の取り組み例の詳細は、どのようなか。	
④	これからの清流保全への提言があるとすれば、どのようなか。	
	休憩	81
	再開	81
7	岡部忠敏議員	81
1.	自転車運転の新ルールと安全対策について	81
①	自転車運転の新ルールの周知啓発は、どのようなか。また、万一の場合、自転車保険への加入を推奨する考えはないか。	
②	小・中学校では、自転車の安全運転についてどのような教育をしているか。	
2.	認知症の予防対策について	85

① 代表的な認知症であるアルツハイマー型認知症と診断された方は、どれくらいいるのか。	
② 軽度認知障害の方は、どれくらいいるのか。	
③ 認知症の判断基準は、どのようなものか。また、有効な検査方法は、どのようなものがあるのか。	
④ 認知症の予防対策と今後の取組みは、どのようか。	
8 辻 文男議員 .....	88
1. 再任用制度の運用について .....	88
① 現在の状況は、どのようか。	
② 今後の制度利用者をどのように見込んでいるのか。	
③ 業務効率向上にむけて、今後どのように取り組むか。	
2. 観光資源としての文化遺産の整備について .....	92
① 旧名鉄美濃町線美濃駅本屋・プラットホーム及び線路の現状と今後の対応は、どのようか。	
② 旧須田万右衛門邸の現状と今後の対応は、どのようか。	
③ 勘兵衛さんの川屋の現状と今後の対応は、どのようか。	
④ 計画に従って、継続的に整備する必要があると考えるがいかがか。	
委員会付託（認第1号から議第56号まで） .....	98
休会期間の決定 .....	99
散会の宣告 .....	99
会議録署名議員 .....	100

### 第 3 号 （9月29日）

議事日程 .....	101
本日の会議に付した事件 .....	101
出席議員 .....	102
欠席議員 .....	102
説明のため出席した者 .....	102
職務のため出席した事務局職員 .....	102
開議の宣告 .....	103
行政諸般の報告 .....	103
会議録署名議員の指名 .....	103
議案の上程 .....	103
委員長報告	
総務産業建設常任委員会委員長 佐藤好夫君 .....	103
民生教育常任委員会委員長 庄司義廣君 .....	104

委員長報告に対する質疑 .....	106
討論 .....	106
議案の採決 .....	106
閉会中の継続調査申出書について .....	109
議案の上程 .....	109
議案の説明	
議第60号（参事兼秘書課長 市原俊美君） .....	110
市議第4号・市議第5号（13番 佐藤好夫君） .....	110
市議第6号（12番 山口育男君） .....	111
休憩 .....	112
再開 .....	112
質疑 .....	112
委員会付託省略（議第60号、市議第4号から市議第6号まで） .....	112
討論 .....	112
議案の採決 .....	112
閉会の宣告 .....	113
市長挨拶 .....	113
会議録署名議員 .....	115
総務産業建設常任委員会審査報告書 .....	116
民生教育常任委員会審査報告書 .....	117

美濃市告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成27年9月2日に第4回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

平成27年8月26日

美濃市長 武藤鉄弘

付議事件名

- 1、平成26年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成26年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成26年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成26年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成26年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成26年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成26年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成26年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成26年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 1、平成26年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 1、平成27年度美濃市一般会計補正予算（第3号）
- 1、平成27年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成27年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成27年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成27年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成27年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 1、美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 1、市道路線の認定について
- 1、市道路線の認定について
- 1、美濃市公共下水道長良川左岸浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について
- 1、美濃市教育委員会委員の任命について
- 1、美濃市監査委員の選任について
- 1、美濃市固定資産評価審査委員会委員の選任について



平成27年9月2日

平成27年第4回美濃市議会定例会会議録（第1号）

## 議 事 日 程 (第 1 号)

平成27年 9 月 2 日 (水曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 認第 1 号 平成26年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 2 号 平成26年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 3 号 平成26年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 4 号 平成26年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 5 号 平成26年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 6 号 平成26年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第 7 号 平成26年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認第 8 号 平成26年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認第 9 号 平成26年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第12 認第10号 平成26年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第13 議第45号 平成27年度美濃市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第14 議第46号 平成27年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第15 議第47号 平成27年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第16 議第48号 平成27年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第17 議第49号 平成27年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第18 議第50号 平成27年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第19 議第51号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第20 議第52号 美濃市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第21 議第53号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第22 議第54号 市道路線の認定について
- 第23 議第55号 市道路線の認定について
- 第24 議第56号 美濃市公共下水道長良川左岸浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について
- 第25 議第57号 美濃市教育委員会委員の任命について
- 第26 議第58号 美濃市監査委員の選任について
- 第27 議第59号 美濃市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第28 請第 1 号 「安全保障関連法案の十分かつ慎重な審議を求める意見書」の提出を求める請願

---

### 本日の会議に付した事件

第 1 から第28までの各事件

(追加日程)

市議第3号 安全保障関連法案の十分かつ慎重な審議を求める意見書

---

出席議員（13名）

1 番	豊澤正信君	2 番	梅村辰郎君
3 番	梅村栄一君	4 番	永田知子君
5 番	古田秀文君	6 番	岡部忠敏君
7 番	辻文男君	8 番	庄司義廣君
9 番	古田豊君	10 番	太田照彦君
11 番	森福子君	12 番	山口育男君
13 番	佐藤好夫君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	武藤鉄弘君	副市長	市原英樹君
教育長	樋口宜直君	総務部長	堀部勉君
民生部長 (福祉事務所長)	古田和彦君	産業振興部長	林信一君
建設部長	辻隆男君	会計管理者兼 会計課長	島田利克君
教育次長	古田俊彦君	美濃病院事務局長 兼管理課長	柴田徳美君
建設部参事兼 土木課長	須田剛史君	参事兼秘書課長	市原俊美君
総務課長	澤村浩君		

---

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	平野一彦	議会事務局 次長	武井誠
議会事務局主査 兼議事調査係長	加藤広安		

○議長（太田照彦君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成27年第4回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきましてまことにありがとうございます。どうか慎重に審査を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

---

### 市長挨拶

○議長（太田照彦君） 開会に先立ちまして、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成27年第4回美濃市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には公私とも御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

朝夕は涼しくなりましたが、ことしの夏は猛暑日が連続するなど大変な酷暑となりました。議員各位におかれましては、日ごろから美濃市民の福祉向上に御尽力いただき、まことにありがとうございます。

さて、最近の美濃市政を取り巻く動きでありますけれども、主なものを上げますと、まずは地方創生関係でございますけれども、美濃市版のまち・ひと・しごと総合戦略策定に向けまして、地域、産業、年齢別等々で18の部会を開催し、550件を超える大変多くの御意見をいただきまして、現在その取りまとめ作業に追われておりまして、10月中には策定に向けて努力をしているということでございます。また、国の追加交付金につきましては、予算獲得に向けまして、岐阜県とも連携し、重要計画について申請中でございます。

また、かねてより市民の大変な期待があったホームセンターでございますけれども、埋蔵文化財の調査をしましたところ、発見がされましたので、これから本格調査に入るところでございますけれども、今議会にも予算を計上させていただいておりますが、できるだけ早いオープンに向けまして引き続き企業のほうにはお願いをしまいたいと、こんな思いをしております。

また、大矢田トンネルでございますが、早期の完成が望まれるわけでございますけれども、今年度ボーリング調査ということで、県の大変な御協力、御支援によりまして、本格着工に向けましたボーリング調査をやっただけだと、こんなことになっております。少しずつでありますけれども美濃市が動いているなど、こんなような実感をしているところでございます。

さて、本美濃紙がユネスコ無形文化遺産に登録されて9カ月が経過いたしました。テレビ・新聞などで美濃市、または美濃和紙を取り上げていただくこともたくさんありまして、うだつの町並みや美濃和紙の里会館を訪れる方が大変多くなってきております。また、ことしの夏も、清流長良川・板取川には県内外から多くの方々が川遊びに来ていただいたところでありまして、大変残念なことに水難事故により2名亡くなられたほか、ごみの不法投棄、迷惑駐車なども大変多く見られたところでございます。

また、美濃橋からの飛び込みを防止するため、欄干に飛び込み防止ネットを設置いたしましたけれども、テレビ・新聞など全国ネットで社会問題として大きく取り上げられ、河川利用者のモラル、マナーが問われているところでもあります。今後も豊かな自然、清流をいつまでも後世に残し、誰もが自由に自然と親しむことができるよう、引き続き啓発活動に努めてまいりたいと思っております。

次に、8月2日海津市で行われました岐阜県消防操法大会には、美濃まとい会の皆様を初め、多くの激励をいただきまして、大矢田分団の皆さんは日ごろの訓練の成果を遺憾なく発揮され、大変優秀な成績をおさめていただきました。美濃市民の安心・安全につながるものと感謝をいたしております。

また、8月3日には、本美濃紙ユネスコ無形文化遺産登録の認定書伝達式が東京で行われ、先生方にも御参加いただきましたけれども、古田肇岐阜県知事、東京古城会会員有志を初め、本美濃紙保存会会員など多くの関係者の見守る中で文化庁長官から認定書をいただいております。

また、これにあわせて石州半紙、本美濃紙、細川紙の3つの手すき和紙技術の実演と記念シンポジウムを開催し、日本国内はもとより、全世界に向け、日本の手すき和紙技術のすばらしさを広く発信してきたところでございます。

このほか、8月29日には、岐阜県の協力を得まして、世界文化遺産登録20周年を迎える白川郷合掌づくりの集落で「美濃和紙あかりアートin白川郷合掌づくり集落」が開催されました。美濃和紙のやわらかな光が合掌集落を照らし、多くの観光客を魅了してまいりました。

また、8月30日に予定しておりました美濃市防災訓練につきましては、荒天のため中止させていただきましたが、災害に備えた日ごろからの取り組みにより減災に努め、みずからの命はみずからが守るという自助、近隣が互いに助け合って地域を守る共助、行政を初め警察・消防・ライフラインを支える各機関による公助について、より実践的な訓練を積み重ね、防災対策・災害対応を進めてまいりたいと存じます。

さて、本日の定例会に審議をお願いしております案件は、平成26年度決算認定が10件、補正予算が6件、条例改正が3件、人事案件が3件、その他3件、合計25件でございます。

議案の内容につきましては、後ほど説明いたしますけれども、平成26年度美濃市一般会計歳入歳出決算につきましては、第5次総合計画の4年目、また美濃市制60周年の節目の年として、厳しい財政事情の中、健全財政を堅持しつつ、歳出削減に努めながら、市民がつくるきらりと光るオンリーワンのまち「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」を目指して必要な事業を積極的に推進し、かつ平成まちづくり改革にも取り組んだところでございます。

一般会計の決算額は、歳入で94億3,648万円余、歳出で90億5,103万円余となり、3億8,544万円余の黒字決算となりました。

経常収支比率は93.9%、実算公債費比率は12.7%、将来負担比率は81.9%と健全財政を進めることができたところでございます。

歳入の主なものは、市税が29億7,498万円余、0.4%の増加でございます。地方交付税が28億8,756万円余で2.7%の増加であります。国庫支出金の8億7,786万円余は、一昨年の地域の元気臨時交付金等の減によりまして22.3%の減少となりました。市債は5億6,084万円余で2.7%の減少、基金では、市民わくわくふれあい施設整備基金に1億5,109万円を積み立てることができました。

歳出につきましては、第5次総合計画の4年目として、目標を確実に前進させるため、3つの基本目標と6つの施策の大綱に基づき、各種事業の推進に努めました。

基本目標1。「潤いある人・暮らし・地域コミュニティづくり」では、新たに子育て世帯への経済的支援を主眼に、保育園・幼稚園、小・中学校の給食費助成や紙おむつ購入助成のほか、高校生の入院費の医療費の無料化まで拡充をいたしました。

高齢者・障害者の交流の場として、新たにふれあいサロンを開催するとともに、配食サービスの充実も行ったところでございます。

基本目標2であります「自然・文化と共生した元気で魅力あるまちづくり」では、歴史や文化、豊かな自然環境を生かした美濃和紙あかりアート展、ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージなどの各種イベントの開催や、伝統的建造物群保存地区内の建物改修への助成事業など、美濃市のさらなる魅力やにぎわいの向上に努めるとともに、昨年11月27日、本美濃紙ユネスコ無形文化遺産の登録を契機として、本美濃紙後継者育成基金の設立など、後継者育成や地域活性化等を目指し、美濃和紙千年プロジェクトを岐阜県と連携し事業を進めているところでございます。

基本目標3であります「持続可能な新しい公共による市民主役の市政」といたしましては、美濃市制施行60周年記念事業として、市民の皆さんによる、また市民の皆さんが中心となったイベントの開催が実施できました。多くの市民力を結集して美濃市の節目を祝うことができました。改めて議員各位、市民の皆様に感謝を申し上げます。

次に、事業会計決算についてであります。病院事業会計では1億100万円余の黒字、上水道事業会計では7,300万円余の黒字となりました。

次に、下水道特別会計など7つの特別会計の決算額についてであります。いずれの会計も黒字決算となっております。

各会計の決算の主な概要は以上でございますが、創意工夫を凝らしながら、ほぼ所期の目的を達成することができたものと考えております。これもひとえに議員各位の御指導と御協力のたまものであり、心から感謝を申し上げます。

最後になりましたが、今定例会に提出します案件は、決算の認定、補正予算、条例制定等、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議賜りますようお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

---

## 開会・開議の宣告

○議長（太田照彦君） ただいまから平成27年第4回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議

を開きます。

開会 午前10時13分

---

### 諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（太田照彦君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

市長から、報第13号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率の報告、報第14号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率の報告、報第15号、地方自治法第243条の3第2項の規定による株式会社美濃にわか茶屋の経営状況説明書類の提出が市長からあり、さきに配付してありますので、御承知をお願いいたします。

また、報第16号及び報第17号、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分の報告がありました。報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

---

○議長（太田照彦君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり定めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（太田照彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 古田豊君、11番 森福子君の両君を指名いたします。

---

### 第2 会期の決定

○議長（太田照彦君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から9月29日までの28日間としたいと思えます。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は、本日から9月29日までの28日間と決定いたしました。

---

### 第3 認第1号から第24 議第56号まで（提案説明）

○議長（太田照彦君） 日程第3、認第1号から日程第24、議第56号までの22案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に認第1号について、副市長 市原英樹君。

○副市長（市原英樹君） おはようございます。

それでは、認第1号 平成26年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

内閣府による平成27年5月の東海地域の経済動向では、景気は緩やかな回復基調が続いており、個人消費は持ち直しの動きが見られ、雇用情勢は着実に改善しているとし、本市においても収入の柱である市税のうち、市民税は平成25年度を上回り、市税全体では微増となり、一部の財政指標では改善傾向にはありますが、依然として厳しい財政状況にあります。

こうした状況の中、平成26年度は第5次総合計画の4年目、また市制施行60周年の節目の年として、限られた財源を目標達成のために投資するとともに、事業の評価と経費の削減及び建設地方債発行の抑制等の行財政改革により持続可能な財政運営に努め、市民がつくるきらりと光るオンリーワンのまち「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」の実現を目指して、各種事業を推進してまいりました。

それでは、決算の概要につきまして、赤スタンプの3番、平成26年度一般会計特別会計決算の主要な施策の成果等説明書により御説明申し上げますので、1ページをお開きいただき、一般会計決算の概要の下段の表をごらんください。

歳入は94億3,648万2,090円、歳出は90億5,103万4,320円で、歳入歳出差引額は3億8,544万7,770円となり、翌年度繰越財源は6,001万9,200円で、実質収支額は3億2,542万8,570円の黒字決算となりました。

決算規模を平成25年度と比較しますと、歳入が2億2,253万4,464円の減で、率にして2.3%の減、歳出が1億6,731万8,429円の増で1.9%の増となっております。

次に、2ページをお開きください。

この表は、一般会計の決算状況のうち、歳入の状況を各款別にまとめたものでございます。

歳入の款別の主なものを見ますと、1款 市税の決算額は29億7,498万4,000円で、構成比は31.5%、前年度比で0.4%の増となっております。主な内訳としましては、景気回復により市民税法人分が、新築家屋の増加により固定資産税家屋分がそれぞれ増額となり、地価の下落により固定資産税土地分は減額となりました。

次に、10款 地方交付税は28億8,756万円で、構成比30.6%、前年度比2.7%の増となっております。要因は、基準財政収入額の減により増額となりました。

14款 国庫支出金は8億7,786万1,000円で、構成比9.3%、前年度比22.3%の減となっております。要因は、地域経済活性化対策として交付された地域の元気臨時交付金の減であります。

15款 県支出金は5億6,451万4,000円で、構成比6.0%、19款 繰越金は4億7,530万1,000円で、構成比5.0%、21款 市債は5億6,084万1,000円で、構成比5.9%が主なものでございます。

次に、3ページをごらんください。

これは、歳入の状況の自主財源と依存財源及び一般財源と特定財源に区分した財源内訳の状況でございます。表下段の合計欄をごらんください。

自主財源は41億3,125万8,000円で、構成比43.8%、前年度比1%の減となっております。依存財源は53億522万4,000円で、構成比が56.2%でございます。



一般財源は72億8,132万1,000円で、構成比は77.2%、前年度比較で1.3%の増となっております。

特定財源は21億5,516万1,000円で、構成比が22.8%でございます。

次に、6ページをお開きください。歳出の状況について御説明申し上げます。

款別に構成比の大きい順に見ていきますと、3款 民生費の決算額は26億2,770万9,000円で、構成比は29%、平成25年度の構成比は27.4%で、前年度より8%増加となり、歳出の中でも多くの支出額を占めております。増加の要因は、臨時福祉給付金給付事業等によるものでございます。

次に2款 総務費が13億7,063万8,000円で、構成比は15.1%で、前年度と比較しますと20.6%の増となり、財政調整基金及び市民わくわくふれあい施設整備基金への積立金が主な要因でございます。

3番目が8款 土木費の12億3,509万8,000円で、構成比が13.6%、前年度比較12.6%の増で、橋梁長寿命化修繕事業などによるものでございます。

次に、10款 教育費の9億7,726万2,000円で、構成比が10.8%、前年度より22.8%の減となり、小中学校大規模改造事業の完了に伴うものでございます。

4款 衛生費は8億6,012万1,000円で、構成比が9.5%、前年度と比較しますと、6.7%の増で、予防接種健康被害救済給付経費の増加などによるものでございます。

12款 公債費は8億2,882万6,000円、構成比9.2%で、前年度の決算額との比較では2,663万3,000円の減額となっております。

次に、7ページをごらんください。

こちらは、歳出の決算額を性質別に区分したものでございまして、1から3までの人件費、扶助費、公債費の義務的経費は37億1,434万5,000円で、前年度と比較しますと9,847万7,000円の増額となり、率にして2.7%の増となります。

その内訳は、人件費が1.4%の増、扶助費で8%の増、公債費は3.1%の減となっております。主な増減理由としましては、人件費が職員再任用制度の導入、扶助費は臨時福祉給付金給付事業による増、公債費は建設地方債の発行抑制による償還金の減が要因でございます。

4から10の物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金を合計しますと45億9,493万2,000円となり、前年度と比較しますと3億8,629万2,000円の増となっております。

主な増加理由としましては、積立金で財政調整基金等への積み立てに伴う増、繰出金では、下水道特別会計への繰出金の増加によるものであります。金額にして、積立金が1億9,183万1,000円、繰出金が9,890万5,000円の増額となっております。

次に、11の投資的経費は7億4,175万7,000円となり、前年度と比較しますと3億1,745万1,000円の減額、率にして30%の減となっております。

要因としましては、普通建設事業費が30.7%の減で、小中学校大規模改造事業の完了に伴うものでございます。

災害復旧事業費839万6,000円は、平成26年8月の豪雨により被害を受けました下須原谷の河川復旧工事でございます。

次に、10ページをお開きください。

健全化判断比率及び資金不足比率の状況でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、各会計の赤字の程度を指標化したものでございますが、一般会計を初め、全ての会計について赤字となっております。

次に、11ページをごらんください。

実質公債費比率につきましては、12.7%と前年度に比べまして0.4ポイント減少しており、早期健全化基準の25%を下回っております。

中段の将来負担比率でございますが、81.9%と早期健全化基準の350%を大きく下回っております。前年度と比較しますと2.1ポイント増加しております。

次に、資金不足比率につきましては、各公営企業会計ともに資金不足額は生じておりません。

次に、13ページをお開きください。

財政指標等の状況につきまして御説明申し上げます。

この表は、普通会計における財政指標等の状況であり、基準財政収入額から人口1人当たりの地方債現在高までを示しております。

また、団体の区分として、平成25年度の県下都市平均と平成25年度での本市と人口及び産業構造が類似している団体の平均の数値を掲載しております。表の上から4行目でございます。標準財政規模は58億1,099万7,000円で、前年度と比較しまして1億1,139万4,000円の減額、財政力指数は、平成26年度が0.529で、平成25年度の0.525と比べまして0.004ポイント上昇しておりますが、県下都市平均を約0.1ポイント下回っております。

実質収支比率は5.6%で、6.3ポイント、公債費負担比率は10.8%で0.5ポイント、公債費比率は7.6%で、0.8ポイントと、それぞれ前年度より下回っております。

また、表の中ほど、年度末の財政調整基金は19億7,453万円で、前年度から4億5,658万円の増額となりました。

地方債の現在高は69億2,287万3,000円で、前年度から1億7,678万9,000円の減額となり、これを人口1人当たりの現在高にしますと、表の一番下の欄になりますが、31万5,709円となり、前年度から4,572円の減少となっております。

経常収支比率につきましては、市税や地方交付税などの経常的一般財源は増加しておりますが、経常的経費も増加となったため、平成25年度の92.7%に対しまして、平成26年度は93.9%となり、前年度より1.2ポイント上昇しております。

14ページ以降は、用語の解説及び指標の推移等、18ページ以降は歳入科目の決算状況、31ページ以降は歳出科目の決算状況でございますが、説明のほうは省略させていただきまして、以上で認第1号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（太田照彦君） 次に、認第2号、認第3号、認第7号、認第8号、議第46号、議第50

号、議第53号の7案件について、民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） 皆さん、おはようございます。

それでは、認第2号 平成26年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明いたします。

初めに、決算の概要を申し上げます。

共済への加入状況でございますが、平成26年度末で加入者数は8,662人、加入率は39.5%でございます。前年度と比較いたしまして157人の減となっております。

それでは、赤スタンプ2の決算書132ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が335万6,061円で、歳出総額は331万7,491円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに3万8,570円となりました。

次に、123ページをお願いいたします。

決算額につきましては、収入済額を1,000円単位で説明をさせていただきます。

歳入の1款 交通災害共済事業収入の収入済額は241万3,000円となりました。

2款 繰入金は69万5,000円で、これは小・中学生、就学前2年のお子さん等の加入金1,931人分で一般会計からの繰入金でございます。

3款 繰越金は6万7,000円で、前年度からの繰越金でございます。

4款 財産収入18万円は、交通災害共済準備積立金の運用収入でございます。

5款 諸収入74円は預金利子でございます。

以上、歳入合計は、予算現額335万7,000円に対し、調定額、収入済額ともに335万6,000円でございます。

125ページに移りまして、歳出の1款 交通災害共済事業費の支出済額は331万7,000円で、審査員報酬、申込書の郵送料及び電算処理委託料と22件分の給付金、共済準備積立金等でございます。なお、平成26年度中は死亡給付金はございませんでした。

以上、歳出合計は予算現額335万7,000円に対しまして、支出済額は331万7,000円で、執行率は98.8%となったところでございます。

128ページ以降の説明は省略させていただきます。認第2号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認第3号 平成26年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明いたします。

初めに、決算の概要を申し上げます。

国保の加入状況は、平成26年度末で世帯数は3,352世帯、被保険者数5,954人となり、前年度末に比ばまして世帯数では38世帯の減、被保険者数は133人の減少となったところでございます。

それでは、決算書の162ページをごらんください。

こちらにも実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が27億3,756万5,087円で、歳出総額は25億8,685万236円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに1億5,071万4,851円

となったところでございます。

次に、133ページへお戻りをお願いします。

こちらも決算額は収入済額を1,000円単位で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

歳入の1款 国民健康保険税の収入済額は6億9,036万9,000円で、歳入中の構成比は25.21%でございます。

なお、不納欠損額は1,028万9,000円で、収入未済額は2億605万2,000円となりました。

2款 使用料及び手数料は27万円で、保険税の督促手数料でございます。

3款 国庫支出金は5億5,050万2,000円で、療養給付費等負担金や財政調整交付金のほか、高額医療費共同事業負担金なども含まれております。

4款 療養給付費交付金は1億1,961万1,000円で、退職者医療制度による社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

5款 前期高齢者交付金は5億7,212万1,000円でございます。

6款 県支出金は1億6,113万円で、高額医療費共同事業負担金や財政調整交付金のほか、特定健康診査等負担金、国民健康保険助成金等でございます。

7款 共同事業交付金は2億8,782万5,000円で、県国保連合会からの高額療養費共同事業及び保険財政共同安定化事業に対する交付金でございます。

8款 財産収入は100万7,000円で、国保財政調整基金の運用利子でございます。

9款 繰入金は1億7,584万6,000円で、一般会計からの繰入金でございます。

135ページに移りまして、10款 繰越金は1億7,675万8,000円で、前年度からの繰越金でございます。

11款 諸収入は212万円で、保険税の延滞金などでございます。

以上、歳入合計は、予算現額27億956万3,000円に対し、調定額29億5,390万6,000円、収入済額は27億3,756万5,000円となったところでございます。

137ページをお開きください。

歳出でございますが、歳出についても支出済額を1,000円単位で説明させていただきますのでお願いいたします。

歳出の1款 総務費の支出済額は5,568万9,000円で、職員人件費、賦課徴収の事務経費、医療費適正化特別対策事業費などでございます。

2款 保険給付費は16億7,704万9,000円で、一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などでございます。

3款 後期高齢者支援金等は3億2,411万7,000円で、75歳以上の後期高齢者医療へ国保が支援するものでございます。

4款 前期高齢者納付金等は25万円で、65歳以上74歳以下の前期高齢者の医療費のための納付金でございます。

5款 老人保健拠出金は1万3,000円でございます。

6款 介護納付金は1億4,886万9,000円で、2号被保険者分の介護納付金でございます。

7款 共同事業拠出金は2億8,766万8,000円で、県国保連合会で行う高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業への拠出金でございます。

8款 保健事業費は1,385万9,000円で、特定健診・保健指導及び人間ドック受診に対する助成や市民の健康づくり事業などに要した経費でございます。

9款 基金積立金は4,101万円で、国保財政調整基金積立金でございます。

次に、139ページをお願いいたします。

10款の公債費は不執行でございます。

11款 諸支出金は3,832万2,000円で、前年度補助金確定に伴います国、県への返還金等でございます。

12款 予備費も不執行でございます。

以上、歳出合計は、予算現額27億956万3,000円に対し、支出済額は25億8,685万円となりました。

142ページ以降の説明は省略させていただきまして、認第3号の説明を終わらせていただきます。

次に、認第7号 平成26年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

初めに、決算の概要を申し上げます。

本年3月31日現在の65歳以上人口は6,783人、高齢化率は30.9%で、前年度の同月と比較いたしますと、人口で140人、率で0.9ポイント増加しております。

また、介護保険の給付対象となります要介護認定者数は、本年3月31日現在で1,012人で、前年度の同月に比べますと36人の増となっております。

それでは、決算書の226ページをお開きください。

こちらは実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は18億4,668万1,117円、歳出総額は18億3,568万3,595円で、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに1,099万7,522円でございます。

次に、207ページにお戻りください。

決算額は収入済額のみ1,000円単位で説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、歳入でございます。

歳入の1款 保険料の収入済額3億1,222万5,000円は、65歳以上の第1号被保険者保険料の現年度分及び滞納繰越分でございます。

2款 使用料及び手数料4万7,000円は、介護保険料の督促手数料でございます。

3款 国庫支出金4億3,200万5,000円は、介護給付費負担金、調整交付金と介護予防事業、そして包括的支援事業交付金でございます。

4款 支払基金交付金5億1,380万1,000円は、40歳以上65歳未満の第2号被保険者保険料

から交付される介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金の合計でございます。

5款 県支出金2億6,465万8,000円は、介護給付費負担金と介護予防事業交付金の合計でございます。

6款 財産収入53万7,000円は、介護保険給付準備基金の利息でございます。

7款 繰入金3億1,125万3,000円は、一般会計からの繰入金で介護給付費、介護予防事業、包括的支援事業及び事務費等に対する繰入金でございます。

8款 繰越金1,109万8,000円は、前年度からの繰越金でございます。

209ページに移りまして、9款 諸収入105万2,000円は、被保険者延滞金及び第三者納付金、ミニデイサービス利用者負担金でございます。

以上、歳入合計は、予算現額18億8,937万7,000円に対し、調定額18億5,588万6,000円、収入済額18億4,668万1,000円でございます。

次に、211ページをお開きください。

こちら歳出でございますが、歳出につきましても、支出済額を1,000円単位で説明させていただきます。

歳出の1款 総務費の支出済額3,918万7,000円は、職員人件費と保険料徴収事務費、介護認定事務費、電算処理委託料でございます。

2款 保険給付費17億6,006万6,000円は、施設及び在宅介護サービス給付費、介護予防サービス等諸費、特定入所者介護サービス費等でございます。

3款 地域支援事業費3,090万3,000円は、介護予防事業費及び包括的支援事業費でございます。

4款 基金積立金は54万円でございます。

5款 公債費は不執行でございます。

6款 諸支出金498万6,000円は、保険料の還付金と平成25年度介護給付費確定に伴います国、県、支払基金への返還金でございます。

以上、歳出合計は、予算現額18億8,937万7,000円に対し、支出済額は18億3,568万3,000円で、執行率は97.15%でございます。

214ページ以降の説明は省略させていただきます、認第7号の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、認第8号 平成26年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

後期高齢者医療制度は、県内の全市町村が加入し設立しました岐阜県広域連合が保険者として、資格管理、医療給付や保険料の賦課、予算措置など制度全般を行っております。

それでは、決算書の238ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は4億9,067万9,839円、歳出総額は4億8,881万9,051円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに186万788円でございます。

次に、227ページへお戻りください。

決算額は、収入済額を1,000円単位で説明いたしますのでお願いいたします。

歳入でございますが、歳入の1款 後期高齢者医療保険料の収入済額1億6,172万5,000円は、被保険者の保険料でございます。

2款 使用料及び手数料2万4,000円は、保険料の督促手数料でございます。

3款 後期高齢者医療広域連合委託金464万円は、長寿健診の委託金でございます。

4款 繰入金3億599万2,000円は、一般会計からの繰入金で、療養費、保険基盤安定、保健事業費、事務費等の繰入金でございます。

5款 繰越金133万円は、平成25年度からの繰越金でございます。

6款 諸収入1,696万7,000円は、療養給付費負担金等の過年度返還金でございます。

以上、歳入合計は、予算現額4億9,700万2,000円に対し、調定額4億9,278万5,000円、収入済額4億9,067万9,000円でございます。

229ページに移りまして、歳出のほうを説明させていただきます。

歳出の1款 総務費の支出済額326万6,000円は、事務経費及び保険料賦課徴収経費でございます。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金4億8,061万5,000円は、広域連合への負担金で、保険料、療養給付費、保険基盤安定、保健事業及び事務費等の負担金でございます。

3款 保健事業費484万1,000円は、長寿健診の経費でございます。

4款 公債費は不執行でございます。

5款 諸支出金9万5,000円は、保険料の還付金でございます。

以上、歳出合計は、予算現額4億9,700万2,000円に対し、支出済額は4億8,881万9,000円で、執行率は98.35%でございます。

232ページ以降の説明は省略させていただきます。認第8号の説明を終わらせていただきます。

それでは、議第46号 平成27年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

赤スタンプ1、議案集の40ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ607万4,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ30億5,518万6,000円とするものでございます。

42ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明いたします。

歳出の2款 保険給付費は、その他財源から保険税財源の組み替えをお願いするものでございます。

11款 諸支出金は、補正前の額に607万4,000円を増額し、補正後の額を768万4,000円とするもので、これは平成26年度退職者医療療養給付費等交付金の確定に伴う国への返還金でございます。

財源は、その他財源で繰越金でございます。

43ページ以降の説明は省略をさせていただきます、議第46号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第50号 平成27年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

赤スタンプ1の議案集64ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ475万8,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ20億2,900万4,000円とするものでございます。

66ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて御説明させていただきます。

歳出の2款 保険給付費及び3款 地域支援事業費は、低所得者の方の保険料軽減に伴い、財源の組み替えをお願いするものです。

6款 諸支出金は475万8,000円を追加し、補正後の額を515万8,000円とするもので、これは、平成26年度介護給付費等負担金の確定に伴う国・県負担金の返還金及び地域支援事業交付金の償還金でございます。財源内訳はその他財源で、全て繰越金でございます。

67、68ページの説明は省略させていただきます、議第50号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第53号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

赤スタンプ1の議案集の76ページからと、赤スタンプ7の議案説明資料の12ページをお開きください。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料について規定をするとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、住民基本台帳法の一部が改正されたことに伴い、住民基本台帳カードの交付に係る手数料の規定を削り、美濃市手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

条例新旧対照表により御説明をさせていただきますので、議案説明資料の13ページをごらんください。

第1条関係では、別表（第2条関係）を旧から新に改める形式になっておりますが、通知カードの再交付手数料1枚につき500円を追加するもので、15ページの第2条関係にあります新旧対照表の向かって右側の5の項中6の欄と16ページの7の欄を削り、16ページ6の項1の欄を削り、同項に新しく1の欄として、法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付、個人番号カード再交付手数料1枚につき800円を、2の欄として、法第7条第1項に規定する通知カードの再交付、通知カードの再交付手数料1枚につき500円を加えるとする



ものでございます。

附則では、条例の施行日を第1条の改正規定は、平成27年10月5日から、第2条の改正規定は、平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（太田照彦君） これより暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時06分

○議長（太田照彦君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認第4号、認第5号、認第6号、認第10号、議第47号、議第48号、議第49号、議第54号、議第55号、議第56号の10案件について、建設部長 辻隆男君。

○建設部長（辻 隆男君） おはようございます。

それでは、最初に認第4号 平成26年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプ3番、主要な施策の成果等説明書の160ページをお開きください。

初めに、平成26年度の事業の概要につきまして報告させていただきます。

給水人口は、平成27年3月末現在4,985人で、前年度より101人の減となりました。また、給水栓につきましては1,988栓で、前年度より7栓の減となりました。

給水量は44万5,327立方メートルで、前年度比9,865立方メートルの減となりました。

それでは、決算の内容につきまして御説明申し上げますので、お手元の赤スタンプ2番、決算書の176ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は1億7,396万472円、歳出総額は1億7,393万5,120円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに2万5,352円となりました。

次に、歳入歳出決算額につきまして、1,000円単位で説明させていただきます。

163ページ、164ページをお開きください。

まず、歳入の表の収入済額について御説明いたします。

1款 使用料及び手数料6,662万8,000円は、使用料及び手数料でございます。

2款 工事費収入はございません。

3款 負担金5万4,000円は、負担金でございます。

4款 国庫支出金1,329万2,000円は、洲原簡易水道基幹改良事業に係る国庫補助金でございます。

5款 繰入金5,343万2,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

6款 繰越金1万7,000円は、前年度からの繰越金でございます。

7款 諸収入73万6,000円は、預金利子と雑入でございます。

8款 市債3,980万円は、洲原簡易水道基幹改良事業に係る地方債でございます。

以上、歳入合計は、予算現額1億7,748万5,000円に対しまして、調定額は1億7,813万

2,000円、収入済額につきましては1億7,396万円でございます。

次のページをお開きください。

歳出の表の支出済額について御説明申し上げます。

1款 簡易水道費1億1,501万円は、施設維持管理経費、事務経費、職員の給与費等でございます。

2款 公債費5,892万4,000円は、地方債の元利償還金でございます。

3款 予備費はございません。

以上、歳出合計は、予算現額1億7,748万5,000円に対しまして、支出済額は1億7,393万5,000円となりました。

なお、167ページ以降の説明は省略させていただきまして、認第4号の説明を終わります。続きまして、認第5号 平成26年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプ3番、主要な施策の成果等説明書の162ページをお開きください。

初めに、平成26年度の事業の概要につきまして報告させていただきます。

農業集落排水は、7地区で供用開始しており、そのうち富野地区は関市の処理区へ排出しております。

平成26年度末現在の接続状況でございますが、7地区合計の接続人口は3,027人で、水洗化率は79.4%でございます。

それでは、決算の内容につきまして御説明申し上げますので、赤スタンプ2番の決算書の190ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は2億2,668万609円、歳出総額は2億2,664万1,040円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに3万9,569円となりました。

次に、歳入歳出決算額につきまして、1,000円単位で説明させていただきます。

177ページ、178ページをお開きください。

まず、歳入の表の収入済額について御説明いたします。

1款 分担金及び負担金35万円は、新規加入者の分担金でございます。

2款 使用料及び手数料4,852万5,000円は、集落排水使用料及び手数料でございます。

3款 財産収入35万円は、減債基金利子でございます。

4款 繰入金1億7,743万6,000円は、一般会計繰入金及び減債基金繰入金でございます。

5款 繰越金1万8,000円は、前年度からの繰越金でございます。

6款 諸収入はございません。

以上、歳入合計は、予算現額2億3,049万3,000円に対しまして、調定額は2億3,000万8,000円、収入済額につきましては2億2,668万円でございます。

次のページをお開きください。

歳出の表の支出済額について御説明申し上げます。

1款 農業集落排水事業費1億267万2,000円は、施設維持管理経費、事務経費及び職員給

与費等でございます。

2款 公債費 1億2,396万8,000円は地方債の元利償還金でございます。

以上、歳出合計は、予算現額 2億3,049万3,000円に対しまして、支出済額は 2億2,664万1,000円となりました。

なお、181ページ以降の説明は省略させていただきます、認第5号の説明を終わります。

続きまして、認第6号 平成26年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプ3番、主要な施策の成果等説明書の164ページをお開きください。

初めに、平成26年度の事業概要につきまして報告させていただきます。

公共下水道は、長良川右岸・左岸及び長瀬処理区の3つの浄化センターで処理しております。

平成26年度末現在の普及状況でございますが、長良川右岸処理区、整備率100%、水洗化率67.6%、長良川左岸処理区、整備率98.9%、水洗化率61.5%、長瀬処理区、整備率100%、水洗化率33.2%で、3処理区合計の接続人口は9,901人、水洗化率は61.4%でございます。

それでは、決算の内容につきまして御説明申し上げますので、赤スタンプ2番の決算書の206ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は14億4,480万9,220円、歳出総額は14億4,473万6,136円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに7万3,084円となりました。

次に、歳入歳出決算額につきまして、1,000円単位で説明させていただきます。

191ページ、192ページをお開きください。

まず、歳入の表の収入済額について御説明いたします。

1款 分担金及び負担金の収入済額1,622万2,000円は、供用開始区域内の受益者負担金でございます。

2款 使用料及び手数料 2億2,201万7,000円は、下水道使用料及び手数料でございます。

3款 国庫支出金 2億9,431万5,000円は、長良川右岸浄化センター流量調整槽建設工事、並びに長良川左岸浄化センター増設工事に係る国庫補助金でございます。

4款 財産収入26万6,000円は、基金利子でございます。

5款 繰入金 6億3,154万5,000円は、一般会計繰入金及び基金繰入金でございます。

6款 繰越金 7万円は、前年度からの繰越金でございます。

7款 諸収入47万1,000円は、下水道工事指定店料等でございます。

次のページをお開きください。

8款 市債 2億7,990万円は、長良川右岸浄化センター流量調整槽建設工事、並びに長良川左岸浄化センター増設工事に係る地方債でございます。

以上、歳入合計は、予算現額16億6,931万8,000円に対しまして、調定額は14億8,703万9,000円、収入済額につきましては14億4,480万9,000円となりました。

次のページをごらんください。

歳出の表の支出済額について御説明申し上げます。

1款 総務費4,631万8,000円は、職員給与費、事務経費等でございます。

2款 下水道事業費7億6,324万円は、施設維持管理経費、長良川右岸調整槽及び長良川左岸浄化センター増設工事費等でございます。

3款 公債費6億3,517万7,000円は、地方債の元利償還金でございます。

以上、歳出合計は、予算現額16億6,931万8,000円に対し、支出済額は14億4,473万6,000円となりました。

なお、197ページ以降の説明は省略させていただきまして、認第6号の説明を終わります。続きまして、認第10号 平成26年度美濃市上水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプ5番、美濃市公営企業会計決算書の37ページをお開きください。37ページでございます。

初めに、平成26年度の事業概要につきまして報告させていただきます。

当市の水道事業は、市民に安全で安定した生活用水を供給するため、さらには近年の下水道の普及や住宅開発、住宅環境の変化による給水量確保のため、平成11年9月に第5次拡張計画の事業認可を得ました。

この事業は、平成12年度から平成31年度を目標に施設整備を進めるものであり、平成26年度では主に第5次拡張事業亀野送水ポンプ設備工事を行い、その他の主な建設工事としましては、前野水源地電気計装機械設備更新工事、亀野・口野々配水池施設修繕工事などを施工しました。

給水人口は1万6,915人で前年より136人の減少、給水栓数は6,194栓で29栓の減少、年間給水量は191万2,239立方メートルで、6万3,214立方メートルの減少です。年間の有収率は79.3%で、3.6ポイントの減少であり、経営的には給水人口や給水量が伸び悩む中、本年度は5,628万8,000円の純利益を計上することができました。

28ページをお開きください。

平成26年度の上水道事業決算報告について御説明申し上げます。

この決算報告書は税込みとなっております。また、金額の読み上げは1,000円単位で説明させていただきます。

(1)の収益的収入及び支出ですが、決算額の欄で御説明いたします。

収入の決算額は3億4,031万5,000円、支出の決算額は2億6,665万8,000円となりました。その内容につきましては、後ほど損益計算書で御説明申し上げます。

29ページをごらんください。

(2)資本的収入及び支出ですが、資本的収入の決算額は2億1,220万円となりました。内訳は、第1項 企業債の2億1,220万円は、第5次拡張事業亀野送水ポンプ設備工事、前野水源地電気計装機械設備更新工事に伴う企業債でございます。

次に、資本的支出の決算額は3億9,974万5,000円となりました。

内訳は、第1項 建設改良費の2億3,667万9,000円は、第5次拡張事業亀野送水ポンプ設備工事、前野水源池電気計装機械設備更新工事等に係る支出でございます。

第2項 企業債償還金の1億6,306万5,000円は、企業債の償還金でございます。

欄外の資本的収支につきましては、支出額に対し、収入額が1億8,754万5,000円不足いたしますので、不足する額を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,753万1,000円及び過年度分損益勘定留保資金8,469万8,000円、当年度分損益勘定留保資金8,531万5,000円で補填をいたしました。

30ページをごらんください。

この損益計算書と34ページの貸借対照表は税抜きとなっております。

1の営業収益の合計は2億6,848万2,000円、2の営業費用の合計は2億1,234万1,000円となり、この営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は5,614万円となりました。

営業収益のうち、(1)の給水収益は水道料収入であります。

(3)のその他の営業収益は、検査手数料や消火栓維持負担金であります。

また、営業費用のうち、(1)の原水及び浄水費は水源地の動力費等でございます。(2)の配水及び給水費は、排水設備及び配水管の修繕費等でございます。(4)の総係費は人件費でございます。(5)の減価償却費は、施設や構築物の減価償却費でございます。(6)の資産減耗費は、機械設備更新に伴う除却費などが主な内容であります。

31ページ、3. 営業外収益は4,980万6,000円、4. 営業外費用は3,399万2,000円で、差し引きますと1,581万4,000円の利益となりました。

このうち、営業外収益の(3)の他会計補助金は、美濃テクノパーク給水補助金であり、営業外費用の(1)支払利息及び企業債取扱諸費は企業債の利息であります。したがって、営業利益と営業外利益を足した7,195万4,000円が経常利益となり、この経常利益から5の特別損失を差し引いた5,628万7,000円が当年度純利益となります。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金1億2,114万8,000円をその他未処分利益剰余金変動額5,002万8,000円を加えた2億2,746万4,000円が当年度未処分利益剰余金となりました。

33ページをお開きください。

上水道事業剰余金処分計算書をごらんください。

この当年度未処分利益剰余金の処分はございません。

34ページをお開きください。

上水道事業貸借対照表の資産の部では、固定資産と現金などの流動資産で、資産合計が37億2,330万1,000円でございます。

35ページに負債の部が明記されております。

36ページの資本の部では、負債資本合計が37億2,330万1,000円でございます。

なお、38ページ以降の説明は省略させていただきまして、認第10号の説明を終わります。

次に、議第47号 平成27年度美濃市簡易水道特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の46ページをお開きください。

今回、補正をお願いします主な内容は、片知簡易水道減圧弁及び施設機器等の修繕工事を増額するものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ586万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,158万5,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

48ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出によりまして、歳入もあわせて説明させていただきます。

歳出の第1款 簡易水道費は、補正前の額に586万9,000円を増額し、補正後の額を6,120万7,000円とするもので、補正額の財源内訳は、使用手数料586万9,000円を増額するものでございます。

第2款 公債費は、財源内訳の変更で使用手数料を減額し、一般会計繰入金586万9,000円を増額するものでございます。

なお、49ページ以降の説明は省略させていただきますして、議第47号の説明を終わります。

続きまして、議第48号 平成27年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

52ページをお開きください。

今回補正をお願いいたします主な内容は、上河和クリーンセンター警報監視装置、攪拌引き抜きポンプ等の修繕工事費を増額するものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ376万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億3,417万2,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

54ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 農業集落排水事業費は、補正前の額に376万2,000円を増額し、補正後の予算額を1億1,048万5,000円とするもので、補正額の財源内訳は一般会計からの繰入金でございます。

なお、55ページ以降の説明は省略させていただきますして、議第48号の説明を終わります。

続きまして、議第49号 平成27年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

58ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、長良川左岸・右岸浄化センターの各種ポンプ、汚泥

かき寄せ減速機等の修繕工事費を増額するものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,085万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億1,988万9,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

60ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1の総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第2款 下水道事業費は、補正前の額に1,085万7,000円を増額し、補正後の額を3億3,471万2,000円とするもので、補正額の財源内訳は一般会計からの繰入金でございます。

なお、61ページ以降の説明は省略させていただきます。議第49号の説明を終わります。

次に、議第54号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

議案集81ページをお開きください。

今回認定をお願いいたします路線は、道路法第8条第2項の規定に基づき、市道路線の認定を行うものでございます。

下の表の整理番号1番、美濃208号線でございます。

表には、認定する路線名と起点・終点を掲載しております。また、市道認定要図を82ページに掲載しておりますので御参照ください。また、今回認定する道路の延長は59メートルで、幅員は4.5メートルから11.9メートルでございます。

以上で議第54号の説明を終わります。

続きまして、議第55号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

議案集83ページをお開きください。

今回認定をお願いいたします路線は、道路法第8条第2項の規定に基づき、市道路線の認定を行うものでございます。

下の表の整理番号1番、横越22号線でございます。

表には、認定する路線名と起点・終点を掲載しております。また、市道認定要図を84ページに掲載しておりますので御参照ください。なお、本路線の延長は98.6メートルで、幅員は4.1メートルから9.1メートルでございます。

以上で議第55号の説明を終わります。

続きまして、議第56号 美濃市公共下水道長良川左岸浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について御説明申し上げます。

議案集の85ページをお開きください。

長良川左岸浄化センターは、平成14年7月に供用開始を行い、2系列で日最大4,050立方メートルの流入水を処理しております。

現在、増加する流入水を適正に処理するため、平成25年度から今年度にかけて、1系列日最大で1,750立方メートルの流入水が処理できる増設工事を施工しているところであります。

完成後は、3系列日最大で5,800立方メートルの流入水の処理が可能となります。

本協定の締結は、流入水の増加及び通常の維持管理等の対応を含め、増加する流入水から発生する汚泥を安全に安定的に処理を行うため、汚泥脱水機の増設工事を行うものでございます。

本市の公共下水道事業につきましては、基本計画策定業務から事業認可、根幹的施設の設計業務及び建設工事までを一貫して日本下水道事業団に委託してまいりました。今回の左岸浄化センター建設工事につきましても、特殊で専門的技術が強く要求されるものであることから、経験豊富ですぐれた技術者がいる日本下水道事業団に平成27年度から平成28年度にかけ、工事委託をするものであります。

それでは、協定の内容について説明いたします。

1. 協定の目的は、美濃市公共下水道長良川左岸浄化センター建設工事。
2. 協定金額は3億円。
3. 協定の相手方は日本下水道事業団。
4. 建設工事の委託の対象及びその内容でございますが、今回の工事委託は、終末処理場における汚泥脱水機増設工事1式で、機械設備と電気設備工事であります。

以上で議第56号の説明を終わります。

これをもちまして、建設部関係の議案の上程並びに説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（太田照彦君） 次に、認第9号について、美濃病院事務局長 柴田徳美君。

○美濃病院事務局長兼管理課長（柴田徳美君） 皆さん、こんにちは。

それでは、認第9号 平成26年度美濃市病院事業会計決算の認定についてを御説明申し上げます。

赤スタンプの5、美濃市公営企業会計決算書の12ページをお開きください。

初めに、平成26年度の事業報告書でございます。

総括事項について御報告を申し上げます。

平成21年度から26年度までの6年間を計画期間といたしまして、美濃病院改革プランの最終年度となりました。プランに基づきまして、経営の安定化と安心・安全で良質な医療の提供に努めてきたところでございます。

特に、26年度におきましては、4階病棟を地域包括ケア病棟に移行し、在宅復帰に向けた退院支援や在宅療養の患者さんの円滑な受け入れなど、地域ニーズに応えながら患者サービスの向上に取り組んでまいりました。

また、老朽化した医療機器の計画的更新や外来棟及び健診棟増築工事の実施設計を行うなど、施設、設備に関する環境整備を進めるとともに、健診業務や予防医療の充実に努めてまいりました。

患者数につきましては、入院では、年延べ3万9,070人で1日平均107人、外来では、年延べ7万2,091人で1日平均296.7人、病床利用率は87.7%でございました。



次に、収益的収支でございますが、以下の金額につきましては1,000円未満を省略して説明させていただきます。

病院事業収益は24億8,201万5,000円、病院事業費用は23億8,093万9,000円で、差し引き1億107万6,000円の純利益を計上いたしました。

このうち、医業収益は24億298万1,000円、医業費用は22億522万4,000円となりました。

次に、資本的収支につきましては、建設改良事業におきまして入院患者用生体情報モニターや人工透析液供給装置の更新などで医療機器の整備に伴う支出、及び企業債償還金を含めまして2億8,253万5,000円を支出いたしました。

次に、2ページをごらんください。

平成26年度の決算報告書でございます。この報告書は予算執行の報告書でございますので消費税込みの金額となっております。

初めに、収益的収入及び支出でございますが、それぞれ決算額により説明させていただきますので、決算額欄をごらんください。

まず、収入では、第1款 病院事業収益は24億9,234万8,000円となりました。支出では、第1款 病院事業費用は23億9,049万3,000円でございます。収支の内容につきましては後ほど損益計算書のほうで御説明申し上げます。

3ページのほうでは、資本的収入及び支出でございます。

収入の第1款 資本的収入の決算額は1億4,498万9,000円となりました。これは第2項の出資金で、企業債償還金に伴う一部につきまして一般会計からの出資金として受け入れたものでございます。

次に、支出の第1款 資本的支出の決算額は2億8,253万5,000円でございます。第1項の建設改良費5,101万7,000円は、医療機器の購入費、また第2項 企業債償還金2億3,151万8,000円は、企業債の償還元金でございます。

なお、欄外に記載いたしましたように、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,754万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

4ページをお開きください。

平成26年度の損益計算書でございます。以下の財務諸表につきましては、消費税抜きの金額となっております。

1の医業収益は、合計で24億298万1,000円となりました。2の医業費用は、合計で22億522万4,000円でございます。医業収益から医業費用を差し引きました医業利益は1億9,775万7,000円でございます。

5ページに移りまして、3の医業外収益の合計額は7,903万4,000円でございます。また、4の医業外費用では、合計が1億1,555万7,000円でございます。

医業外の収支は3,652万2,000円の損失となり、医業利益から医業外損失を差し引きました経常利益は1億6,123万4,000円となりました。

5の特別損失は、(1)の過年度損益修正損で、これは診療報酬の減額などでございます。184万8,000円で、(2)はその他特別損失5,830万9,000円につきましては、地方公営企業法の改正によりまして、6月に支給いたしました職員賞与のうち、前年度の12月から3月までに該当する額を前年度の引当金とみなしまして、特別損失として計上することとなっていましたのでございます。この特別損失の合計は6,015万7,000円となりました。

以上の経常利益から特別損失を差し引きました当年度の純利益は1億107万6,000円でございます。

当年度純利益とその他未処分利益剰余金変動額の計上によりまして、当年度未処理欠損金は7,842万5,000円になったところでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

初めに資産の部で、1の固定資産は(1)の有形固定資産、(2)無形固定資産、9ページの(3)投資その他の資産の合計で、一番右側の列にありますように33億6,372万2,000円、2の流動資産の合計は30億6,587万5,000円でございます。

資産合計では、前年度と比べまして3,925万5,000円増額となり、64億2,959万7,000円となりました。

次に負債の部でございます。3.固定負債の企業債は翌年度以降の企業債残高で32億4,570万9,000円であります。

4の流動負債、(1)の企業債は翌年度償還予定額で2億5,234万4,000円、10ページに入りまして(2)未払金は1億982万3,000円でございます。(3)引当金は、ロの賞与引当金6,382万1,000円で翌年度の6月賞与に対する引当金でございます。(4)その他流動負債の預り金を合わせました流動負債の合計額は4億2,602万5,000円でございます。

5.繰延収益は、以前に建物や医療機器などの資産購入に際しまして交付を受けました国、県などの補助金を長期前受金として計上し、当該資産の減価償却費見合い分を収益化して減額していくものでございます。その合計は1億1,272万1,000円を加えました負債合計は37億8,445万7,000円でございます。

資本の部では、6の資本金25億1,510万7,000円、7の剰余金の(1)資本剰余金は国庫補助金などの合計で、11ページにございます2億845万8,000円でございます。(2)利益剰余金は、イ、当年度未処理欠損金1億396万4,000円から、ロ、その他の未処分利益剰余金変動額2,553万9,000円を差し引きました7,842万5,000円の欠損となりました。剰余金合計は1億3,003万3,000円でございます。資本合計は26億4,514万円となりまして、負債・資本合計は64億2,959万7,000円となりました。

12ページ以降の説明は省略させていただきます。認第9号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（太田照彦君） 次に、議第45号、議第52号の2案件について、総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） それでは、議第45号 平成27年度美濃市一般会計補正予算（第3

号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、各種事業の推進に当たり、当面する課題に対応するため、所要の補正をお願いするものでございます。

赤スタンプ1、議案集の12ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,297万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を90億3,313万8,000円にするものです。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりです。

第2条は、債務負担行為の補正で「第2表 債務負担行為補正」によるものです。

第3条は、地方債の補正で「第3表 地方債補正」によるものです。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、16ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正につきましては、公共施設等総合管理計画策定業務委託で、期間は平成27年度から平成28年度で限度額879万6,000円を追加するものです。

第3表 地方債補正につきましては、臨時財政対策債の限度額を3,810万7,000円増額し、4億2,810万7,000円に変更するものです。

次に、18ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

1款 議会費は98万6,000円を追加して1億3,940万5,000円にするものです。これは、議会事務経費で、財源は一般財源です。

2款 総務費は2,897万7,000円を追加して11億4,621万9,000円にするものです。これは、新広報戦略事業ほか公共施設等総合管理計画策定事業、電算管理事務経費等で、財源は国県支出金1,950万3,000円、手数料のその他財源1万3,000円、一般財源946万1,000円です。

3款 民生費は3,634万5,000円を追加して27億3,441万2,000円にするものです。これは、介護保険特別会計繰出金ほか地域福祉センター施設管理経費、木のおもちゃランド整備事業等で、財源は国県支出金2,050万7,000円、一般財源1,583万8,000円です。

4款 衛生費は1,618万9,000円を追加して8億5,602万3,000円にするものです。これは、保健センター事務経費ほか簡易水道特別会計繰出金、衛生センター補修経費等です。財源は一般財源です。

6款 農林水産業費は1,025万2,000円を追加して3億910万9,000円にするものです。これは、市単土地改良事業ほか農業集落排水事業特別会計繰出金、全国育樹祭サテライトイベント開催経費等です。財源は、国県支出金11万8,000円、分担金その他財源28万9,000円、一般財源984万5,000円です。

7款 商工費は5,497万5,000円を追加して、補正後の額を4億3,059万6,000円にするものです。これは、商工総務事務経費ほか美濃商工会議所補助経費、観光パンフレット作成経費、市観光イメージPR経費等です。財源は、国県支出金820万円、基金繰入金のその他財源

3,500万円、一般財源1,177万5,000円です。

8款 土木費は4,404万8,000円を追加して、補正後の額を12億8,893万3,000円にするものです。これは、道路維持管理経費ほか市道維持修繕事業、市単市道道路改良事業、下水道特別会計繰出金等です。財源は一般財源です。

9款 消防費は705万5,000円追加して、補正後の額を4億881万2,000円にするものです。これは、非常備消防事務経費ほか消防団員被服等貸与経費等です。財源は、雑入のその他財源160万円、一般財源545万5,000円です。

10款 教育費は2,414万8,000円を追加して、補正後の額を9億5,247万9,000円とするもので、各小中学校施設改修経費ほか埋蔵文化財緊急発掘調査受託事業、中央公民館施設管理経費等です。財源は、国県支出金19万1,000円、受託事業収入のその他財源1,165万3,000円、一般財源1,230万4,000円です。

以上、今回の補正総額は2億2,297万5,000円で、財源は、国県支出金4,851万9,000円、その他財源4,855万5,000円、一般財源1億2,590万1,000円で、一般財源は、繰越金8,779万4,000円、臨時財政対策債3,810万7,000円です。

19ページ以降の説明は省略させていただきます、議第45号の説明は終わります。

続きまして、議第52号 美濃市個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集では、72ページから75ページまででございますが、議案説明資料にて説明いたしますので、赤スタンプ7、美濃市条例の改正の概要の4ページをお開きください。

美濃市個人情報保護条例の一部を改正する条例は、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、市が保有する特定個人情報の適切な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるために改正するものです。

今回の個人情報保護条例の改正は、施行日の異なる改正を2条に分けて規定しています。第1条の主な改正内容は、1つ目として、番号法で規定する個人番号をその内容に含む個人情報を特定個人情報として定義すること。2つ目として、特定個人情報の利用と提供の制限をすること。3つ目として、通信回線による結合の制限から、特定個人情報を除くこと。これは、番号法の情報のやりとりが情報ネットワークシステムを使ったものとなるためです。4つ目として、特定個人情報の開示請求ができる者の規定を設けること。5つ目として、個人情報保護審査会の審議事項に特定個人情報保護評価書に関することを追加することです。

続きまして、第2条の主な改正内容としましては、1つ目として、情報提供等記録の定義を規定すること。2つ目として、情報提供等記録の目的外利用を禁止すること。3つ目として、個人情報の削除及び取り扱いの差しどめの対象から情報提供等記録を除外することです。この情報提供等記録とは、特定個人情報を情報ネットワークシステムで照会または提供した際に行われたやりとりの記録のことです。

施行日については、第1条の改正は、政令で規定された平成27年10月5日とし、第2条の

改正は、番号法の附則第1条第5号に掲げる規定の施行日としています。

それでは、改正の内容について御説明いたしますので、赤スタンプ7、資料の5ページの新旧対照表の新しい欄をごらんください。なお、文言整理あるいは引用法令、根拠法令の改正によります条項番号の変更等につきましては、説明を省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、第1条関係の第2条第3号の個人情報に関する定義につきましては、下線部分を削除し、同条第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号として特定個人情報の定義を加えます。

6ページから7ページをごらんください。

第7条第1項に下線部分の規定を加え、さらに新たな条文として、第7条の2を加えます。続きまして、第9条では、第1項に下線部分の規定を加えた上で、新たな条文として第9条の2と第9条の3を加えます。

第10条につきましては、電子計算組織の結合の制限から特定個人情報を除くため、下線部分の規定を加えます。

第14条につきましては、市民による自己の個人情報の削除の請求に関する条件を第1号から第5号として加えます。

7ページから8ページにわたる第15条につきましては、見出しを（差止めの請求）に改めた上、市民による自己の個人情報の差しどめの請求に関する条件を第1号から第4号として加えます。

第16条につきましては、第1項の下線部分を改めたほか、第2項第1号に特定個人情報の開示請求ができる者についての規定を加えます。

第17条は、文言整理ですので省略いたします。

9ページの第22条につきましては、下線部分を加えます。これは、個人情報保護審査会に個人情報保護評価書に関する事項について審議できるようにするものです。

第27条については、下線部分を加え、特定個人情報を他の法令との調整対象から除きます。続きまして、施行日の異なる第2条関係です。

改正条例第1条において改正した第2条各号の規定中、第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号として情報提供等記録の定義を加えます。

10ページでは、改正条例第1条において加えた第9条の2の規定に下線部分を加え、情報提供等記録の目的外利用を禁止いたします。

第14条及び第15条につきましては、情報提供等記録を削除請求の対象及び差しどめの請求の対象から除くため、下線部分を加えます。これらは、情報提供等記録が情報のやりとりの記録であるため、目的外利用ができないこと、削除や差しどめの対象とした場合に、かえって弊害が大きくなるといった理由によるものです。

11ページに移りまして、第19条については、第3項を追加し、情報提供等記録の訂正を実施した場合の関係者への通知を規定するものです。

以上で議第45号、議第52号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長（太田照彦君） これより昼食のため休憩いたします。

午後1時から会議を開きます。

休憩 午後0時06分

---

再開 午後1時00分

○議長（太田照彦君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第51号について、参事兼秘書課長 市原俊美君。

○参事兼秘書課長（市原俊美君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議第51号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集の69ページと70ページをお開きください。また、あわせまして赤スタンプ7の条例の改正の概要、1ページ及び2ページ、3ページの新旧対照表を御参照ください。

今回の改正につきましては、平成24年の年金制度改正、社会保障・税一体改革関連の法律改正のうち、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行によりまして、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、附則第5条の公務災害補償の額を他の法令による給付との調整する規定のうち、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金及び遺族共済年金に係る規定を削除するものでございます。

附則第1項では、施行日を定めております。

第2項では、経過措置として、当分の間、他の法令による給付との調整につきまして、障害について障害厚生年金が支給される場合、及び死亡について遺族厚生年金が支給される場合の規定にそれぞれ改正前の国家公務員共済組合法、及び改正前の地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金が支給される場合、遺族共済年金が支給される場合を加えるものでございます。

3項では、障害共済年金等が支給される者の特例といたしまして、共済組合の組合員期間に算入するものとされた期間を有する者につきまして、障害共済年金、遺族共済年金が組合から支給される場合について、他の法令による給付との調整を行うことを加えるものでございます。

以上で、議第51号についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（太田照彦君） 以上で22案件の説明は終わりました。

## 第25 議第57号から第27 議第59号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（太田照彦君） 次に、日程第25、議第57号から日程第27、議第59号までの3案件について、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第57号、議第58号、議第59号の3案件について、市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議第57号 美濃市教育委員会委員の任命について、提案理由を御説明いたします。

赤スタンプ1、議案集86ページをお開きください。

現在、市の教育委員会委員として務めていただいております近藤利尊さんの任期が9月30日をもって満了となりますので、その後任として中島正憲さんを教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

中島さんの住所は、美濃市もみじが丘二丁目50番地、昭和30年5月11日生まれで、年齢は60歳でございます。

中島さんは、現在、市青少年育成推進員、市少年補導センター補導委員のほか、県青少年育成推進指導員として、本市の青少年健全育成にかかわる大切な役職を担い、常に積極的に青少年の健全育成に大きな貢献をいただいております。

また、市社会教育委員、美濃小学校、美濃中学校PTA会長を歴任されるなど、学校教育についても見識が深く、また地域の方々からの人望も厚く、教育委員として適任者であると考え、任命いたしたいと存じますので、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議第58号 美濃市監査委員の選任について、提案理由を御説明いたします。

議案集の87ページをごらんください。

現在、監査委員としてお務めいただいております別府卓也さんの任期が9月12日をもって満了となりますので、その後任として古田良典さんを監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

古田さんの住所は、美濃市松森490番地2、昭和35年3月29日生まれで、年齢は55歳でございます。

古田さんは、昭和60年に税理士資格を取得され、会計事務所勤務の後、昭和63年から税理士事務所を開業、社会保険労務士としての業務も含め、松栄町にて会計事務所を経営しております。

これまでに、岐阜清流国体美濃市実行委員会監事や中濃税務連絡協議会副会長、岐阜家庭裁判所家事調停委員、名古屋税理士会関支部長などの要職を歴任されており、人格・識見ともすぐれ、監査委員として最も適任と考え、選任いたしたく、御同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、議第59号 美濃市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を御説明

いたします。

議案集の88ページをごらんください。

現在、固定資産評価審査委員会委員としてお務めいただいております西村敏昭さんの任期が9月26日をもって満了となります。

委員の選任につきまして、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

西村敏昭さんの住所は、美濃市松栄町四丁目41番地、昭和21年12月15日生まれで68歳でございます。

西村さんは、松栄町で登記測量事務所を開業されている司法書士であり、土地について豊富な知識をお持ちでございます。平成17年7月から当該委員をお務めいただいておりますが、引き続き選任いたしたいと存じますので、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（太田照彦君） 以上で説明は終わりました。

これより、議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午後1時09分

---

再開 午後1時10分

○議長（太田照彦君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の3案件については、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の3案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に、議第57号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕



○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第57号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、議第58号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第58号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、議第59号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第59号は原案に同意することに決定いたしました。

---

### 第28 請第1号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（太田照彦君） 次に、日程第28、請第1号について紹介議員による説明を許します。

4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 今回上程されております請第1号「安全保障関連法案の十分かつ慎重な審議を求める意見書」の提出を求める請願について、紹介議員として趣旨説明を行います。

請第1号 「安全保障関連法案の十分かつ慎重な審議を求める意見書」。

請願趣旨。

安全保障関連法案は、衆議院を通過し、現在、参議院で審議中です。

この法案は、多くの憲法学者が違憲だと主張していることはもとより、国民の関心も高まっています。また、日本の若者の生命にかかわる極めて重大な法案です。

このような法案は、一国会で拙速に結論を出すのではなく、十分な議論がなされるべきです。

よって、安全保障関連法案は、今国会での成立にこだわらず、時間をかけ、十分かつ慎重に審議されるよう、美濃市議会として意見書を提出していただきますよう請願します。

請願項目。

1. 安全保障関連法案は、今国会での成立にこだわらず、時間をかけ十分かつ慎重に議論を重ねること。

請願者は、美濃市蕨生、野倉和郎、美濃市大矢田、塚田歳春の2名で、呼びかけ人26名の協力があり、請願に賛同する署名者の数は1,592名であります。

1週間という短期間でしたが、いろいろな立場の方々から署名をいただいたこの結果から、この法案に対する市民の関心の高さを知ることができます。議員の皆さん方の賢明な御判断で請願書が採択されますようお願いして、請第1号の紹介といたします。よろしくお願います。

○議長（太田照彦君） 以上で説明は終わりました。

これより、議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時16分

---

再開 午後 1 時17分

○議長（太田照彦君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

請第 1 号について、本案を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、請第 1 号は採択されました。

これより暫時休憩します。

休憩 午後 1 時18分

---

再開 午後 1 時28分

○議長（太田照彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、追加議案の提出がありましたので、議案を配付いたします。

〔追加議案配付〕

○議長（太田照彦君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市議第 3 号が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに

議題とすることに決定いたしました。

---

**市議第3号（提案説明・質疑・討論・採決）**

○議長（太田照彦君） 市議第3号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市議第3号について、13番 佐藤好夫君。

○13番（佐藤好夫君） ただいま上程になりました市議第3号 安全保障関連法案の十分かつ慎重な審議を求める意見書について、文案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

市議第3号 安全保障関連法案の十分かつ慎重な審議を求める意見書。

現在、国会では「平和安全法制整備法案」「国際平和支援法案」から成る安全保障関連法案が、衆議院を通過し、審議が進められている。

この法案には、さまざまな意見があり、国民の関心も高まっている中、拙速に結論を出すことなく、十分な議論がなされることを望むものである。

よって、安全保障関連法案は時間をかけ、十分かつ慎重な審議をされるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月2日、岐阜県美濃市議会。

提出先は、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、法務大臣、防衛大臣、外務大臣でございます。

以上で市議第3号の説明は終わります。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（太田照彦君） 以上で説明は終わりました。

これより、議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午後1時32分

---

再開 午後1時33分

○議長（太田照彦君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

市議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、市議第3号は原案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、あすから9月14日までの12日間休会したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、あすから9月14日までの12日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日午後4時までに、質疑については9月4日の正午までに事務局へ御提出ください。

---

#### 散会の宣告

○議長（太田照彦君） 本日はこれをもって散会いたします。

9月15日は午前10時から会議を開きます。当日の日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでございました。

散会 午後1時35分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年9月2日

美濃市議会議長            太   田   照   彦

署 名 議 員            古   田            豊

署 名 議 員            森            福   子

平成27年9月15日

平成27年第4回美濃市議会定例会会議録（第2号）

## 議 事 日 程 (第 2 号)

平成27年 9 月 15 日 (火曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認第 1 号 平成26年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認第 2 号 平成26年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 3 号 平成26年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 4 号 平成26年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 5 号 平成26年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 6 号 平成26年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 7 号 平成26年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第 8 号 平成26年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認第 9 号 平成26年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第11 認第10号 平成26年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第12 議第45号 平成27年度美濃市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第13 議第46号 平成27年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第14 議第47号 平成27年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第15 議第48号 平成27年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第16 議第49号 平成27年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第17 議第50号 平成27年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第18 議第51号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第19 議第52号 美濃市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第20 議第53号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第21 議第54号 市道路線の認定について
- 第22 議第55号 市道路線の認定について
- 第23 議第56号 美濃市公共下水道長良川左岸浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について
- 第24 市政に対する一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

第 1 から第24までの各事件

---

### 出席議員 ( 1 3 名 )

1 番	豊 澤 正 信 君	2 番	梅 村 辰 郎 君
3 番	梅 村 栄 一 君	4 番	永 田 知 子 君
5 番	古 田 秀 文 君	6 番	岡 部 忠 敏 君

7 番	辻 文 男 君	8 番	庄 司 義 廣 君
9 番	古 田 豊 君	10 番	太 田 照 彦 君
11 番	森 福 子 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	市 原 英 樹 君
教 育 長	樋 口 宣 直 君	総 務 部 長	堀 部 勉 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	古 田 和 彦 君	産 業 振 興 部 長	林 信 一 君
建 設 部 長	辻 隆 男 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	島 田 利 克 君
教 育 次 長	古 田 俊 彦 君	美 濃 病 院 事 務 局 長 兼 管 理 課 長	柴 田 德 美 君
参 事 兼 土 木 課 長	須 田 剛 史 君	参 事 兼 秘 書 課 長	市 原 俊 美 君
総 務 課 長	澤 村 浩 君	総 合 政 策 課 長	河 村 泰 宏 君
市 民 生 活 課 長	西 部 生 男 君	健 康 福 祉 課 長	篠 田 博 史 君
美 濃 和 紙 推 進 課 長	辻 幸 子 君	教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	中 島 玲 子 君
教 育 委 員 会 人 づ くり 文 化 課 長	北 村 道 弘 君		

---

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	平 野 一 彦	議 会 事 務 局 次 長	武 井 誠
議会事務局主査兼 議事調査係長	加 藤 広 安		



## 開議の宣告

○議長（太田照彦君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださいますようお願いいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

---

○議長（太田照彦君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（太田照彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番 山口育男君、13番 佐藤好夫君の両君を指名いたします。

---

### 第2 認第1号から第23 議第56号までと第24 市政に対する一般質問

○議長（太田照彦君） 日程第2、認第1号から日程第23、議第56号までの22案件を一括して議題といたします。

日程第24、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、会派代表質問を行います。

美濃市議会市政クラブ、13番 佐藤好夫君。

○13番（佐藤好夫君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表し、近々の課題であります地方創生総合戦略について質問を行います。

我が国における急速な少子・高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的として、昨年11月にまち・ひと・しごと創生法が公布されました。これを踏まえ、平成26年12月27日に、人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向性を提示するまち・ひと・しごと創生長期ビジョンとともに、今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたまち・ひと・しごと創生総合戦略をそれぞれ閣議決定しました。

国では、これまで講じてきた地域経済・雇用対策や少子化対策は、個々の対策としては一定の成果を上げたが、大局的には地方の人口流出がとまらず、少子化に歯どめがかかっていない。その要因として、1. 府省庁・制度ごとの縦割り構造、2. 地域特性を考慮しない全国一律の手法、3. 効果検証を伴わないばらまき、4. 地域に浸透しない表面的な施策、5. 短期的な成果を求める施策といったものを上げ、こうした従来の政策の弊害を排除し、人口

減少の克服と地方創生を確実に実現するため、まち・ひと・しごと創生政策5原則として1. 自立性、2. 将来性、3. 地域性、4. 直接性、5. 結果重視を掲げ、これらの政策原則に基づき、関連する施策を展開することが必要であるとしました。

また、この政策5原則に基づき、まち・ひと・しごとの一体的な創生を図っていくに当たっては、地方の自立につながるよう、地方みずからが考え、責任を持って総合戦略を推進し、国は伴走的に支援することが必要である。そのためには、各地域経済・社会の実態に関する分析をしっかりと行い、中・長期的な視野で改善を図っていくためのPDCAサイクルを確立することが不可欠であり、国と地方との役割分担のもと、地方を主体とした枠組みの構築に取り組んでいく必要があるとしています。

国の総合戦略において、人口減少及び地域経済の縮小を克服し、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を基本的な考え方として、今後の施策の方向を次の4つの基本目標として掲げています。1つ目の基本目標は、地方における安定した雇用を創出する、2つ目は地方への新しいひとの流れをつくる、3つ目は若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、4つ目は時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するというものです。

また、まち・ひと・しごと創生法の第10条においては、市町村は、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるよう努めなければならないとされており、これを受け、政府は都道府県と市町村に対し、平成27年度中に総合戦略を定めることを求めており、全国の地方公共団体、47都道府県、約1,700市区町村は、一斉に総合戦略を策定しつつあります。

また、ことしは地方創生元年と言われていますが、先般6月30日に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生基本方針2015では、我が国の人口減少は歯どめがかかっておらず、東京圏への人口流入も続いているなど、状況は厳しさを増している。国の長期ビジョンで示されているように、出生率向上が5年おくれるごとに将来の定常人口は300万人ずつ減少するとされている。一刻の猶予も許されないとの危機感のもと、地方創生を前進させていかなければならないとしています。

美濃市におきましても、御案内のとおり、人口は右肩下がりでありまして、合併しました昭和29年で3万2,464人であった住基人口は、30年後の昭和59年には2万7,135人、市制60周年でありました昨年平成26年は2万2,167人となりました。ことし8月末現在は2万1,808人で、ピーク時のマイナス32.8%、1万656人の減となっています。

また、65歳以上の高齢化率については、国勢調査によりますと、昭和30年調査時点で7.9%、昭和60年は14.2%、平成22年は27.6%と推移しており、4人に1人は65歳以上ということになります。

15歳から64歳の生産人口においては、昭和30年で1万7,592人、昭和60年では1万7,308人、平成22年では1万3,789人と、高齢人口とは逆に減少の一途をたどっています。

経済状況におきましては、平成24年度岐阜県の市町村民経済計算によりますと、美濃市の

総生産は849億円で県内21位、1人当たりの市町村民所得は283万3,000円で県内8位となっているところですが、美濃市の産業におきましては、製造業のウエートが比較的高く、近年、事業所数としての割合は下がっていますが、合併当時より現在に至るまで、事業所従業員の約半数が製造業の従事者となっています。

工業統計調査によりますと、合併直後の昭和30年におきましては、製造業におけるパルプ・紙・紙加工品製造業が686事業所で製造業全体での約80%、出荷額は9億2,174万円で全体の約70%を占め、まさしくこのころの花形産業であったと言えます。30年後の昭和60年になりますと、パルプ・紙・紙加工品製造業の事業所数は119事業所となり、製造業全体の15%に、出荷額は131億9,724万円となりましたが、全体の20%ほどとなりました。かわって台頭した業種は、事業所数では金属製品製造業181事業所とプラスチック製品製造業の122事業所で、いずれも昭和30年にはほとんどなかった業種です。これらが製造業全体の約40%を占めたこととなります。また、出荷額では一般機械器具製造業が台頭し、247億921万円で全体の35%となりました。直近の同様の調査は、平成20年ですが、パルプ・紙・紙加工品製造業の事業所数は48事業所にとどまり、全体の12%、出荷額は128億3,536万円で全体の10%ほどとなりました。

製造業全体の事業所数が減少する中、金属製品製造業とプラスチック製品製造業も事業所数は減少し、合わせて169事業所となりましたが、割合としては40%を維持、出荷額は両業種とも昭和60年と比較して倍増し、313億9,804万円となり、全体の20%になりました。また、一般機械器具製造業については、事業所数が若干減少し、53事業所から43事業所になりましたが、出荷額は669億5,224万円と約3倍に増加し、全体の約50%を占めることとなりました。ただし、その後、リーマンショックにより平成21年に製造業全体の出荷額が大幅に減少し、その後も以前の水準にはいまだ回復しておらず、依然として厳しい状況となっています。

また、観光の面におきましては、うだつの上がる町並みや道の駅の整備により、市外から多くの方に美濃市に来ていただいております。昨年の本美濃紙のユネスコ登録をきっかけに、町なかでは以前にも増して観光客を見かける機会が多くなってきております。美濃和紙の里会館、旧今井家住宅、あかりアート館の入館者数をユネスコ登録前後で比較してみますと、12月以降の9カ月間で平均3割程度の増加傾向となっております。しかしながら、美濃和紙あかりアート展の2日間を除いては、町なか人が人でひしめき合うような人出には遠く及んでおらず、商店等への利益の拡大に直結するということにまでは至っていないのが現実のようです。

このように将来を楽観視できない状況の中、今後、美濃市としてどうしていくか、現状をしっかりと把握した上で、仕事と人の好循環を実現するために、市民の意見をよく聞いて美濃市の特徴を生かし、実行力を持った総合戦略を策定することが肝要です。

美濃市にあっては、既に人口減少時代を見据えた美濃市第5次総合計画を平成23年度に策定し、平成32年の将来目標人口を2万1,000人と定め、「市民がつくるきらりと光るオンリーワンのまち」を基本理念とし、「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」を将来都

市像として、「潤いある人・暮らし・地域コミュニティづくり」「自然・文化と共生した元気で魅力あるまちづくり」「持続可能な新しい公共による市民主役の市政」の3つを基本目標にし、少子化対策、生活基盤の充実、経済の振興などに取り組んできており、今回は図らずもこの5次総の中間年であり、基本計画の見直しも合わせて行うというところとなっております。

そこで、美濃市長に3点質問します。

1つ目は、現在策定中の美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、どのような特色を持たせて取りまとめているのかをお尋ねします。

2つ目は、取りまとめに当たり、市民や企業と意思疎通が必要で、地域などで委員会をつくって意見を聞くと言われましたが、現実にはどのような委員会を開催し、どのような意見が出されたのか。また、策定に当たりどのように検討・反映させるのかをお尋ねいたします。

最後に、総合戦略は実行して初めて効果が出るものでありますが、実行に当たっては、市民協働により福祉、学校、商工業団体などが協働して進める必要があるでしょうし、PDCAサイクルにより着実な戦略の実行と改善管理をすることで真に実のあるものにしていく必要があると思いますが、今後の取り組みについて、総合戦略の策定推進と、策定後の総合戦略の検証や事業推進はどのように進めるのかをお尋ねいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（太田照彦君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

ただいまは、佐藤議員のほうから美濃市のまち・ひと・しごと総合戦略についてのお尋ねがございました。美濃市の人口推移とか産業構造、あるいは経済動向、観光の現況などにつきまして、るる御説明いただきました。私も同じような状況、課題については同様に感じているところでございます。

そこで御質問であります美濃市の総合戦略について、どのような特色を持たせて取り組まれているのかということについてお答えをいたします。

昨年、日本創成会議・人口減少問題検討分科会の提言におきまして、美濃市は消滅都市とされました。その後、まち・ひと・しごと創生法が成立し、それぞれの地方公共団体において総合戦略の策定が義務づけられました。先日も、地方創生の深化に向けた政策の推進や、多様な支援を盛り込んだまち・ひと・しごと創生基本方針2015が発表されました。このようなことから、ことしは地方創生元年とされているところでございます。

まち・ひと・しごと創生法では、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保、並びに地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することが重要とされております。

そこで、美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、美濃市第5次総合計画と表裏一体の性格を有するものであるため、この第5次総合計画の基本計画の見直しと同時に策

定を進めてきているところでございます。

総合戦略の取りまとめ方針としては、仕事をつくり、人を呼び込み、子供を産みやすくし、暮らしを守るサイクルが重要だとする地方創生の趣旨と、市民の方々からの意見をよりきめ細やかに伺った上で、この地方創生の趣旨を美濃市の状況に当てはめるとどのようなことが必要になるかをよりわかりやすく表現できるようにしたいと考えております。よって、特色といたしましては、内容的な特色と策定方法の特色という2つの特色を持って対応しているところでございます。

まず、この戦略は総合的に策定することとしていますが、内容的な特色について、一言で言えば、最大の地域資源である市民力と美濃和紙を核とした伝統文化を生かした戦略という言葉に尽きると思います。

ユネスコの無形文化遺産に登録された手すき和紙技術は、他の市町村にはない美濃市の誇りであり、特徴であります。また、美濃市の最大の地域資源の一つであるということでもあります。そこで、美濃和紙を核として、地域経済全体の発展、地域居住の増加、子育て環境改革、健康年齢の向上、自然環境回帰の6つの基本目標を立て、それらを循環させ、産業の拡大、観光誘客の増進、教育の振興、定住の促進、文化の育成のほか、あらゆる面で美濃市の活力につなげる戦略としていきたいと考えております。

本美濃紙については、国内外へ情報発信をし、後継者を育成し、将来にわたりその文化を伝承することを盛り込んでまいります。そして、地域経済全体を発展させていくこととしております。東海北陸自動車道と2020年度の全線開通を目指す東海環状自動車道が交わる広域交通の要所であります。あわせて地盤が強く、災害に強いという特性を生かし、県及び近隣市との共同工業団地開発による企業誘致を行うなど、若い世代が安心して働ける雇用の場の創出と、既存企業の発展についての戦略を含めてまいります。

また、地域居住については、区画整理による優良宅地の供給、民間アパートの建築奨励、新婚世帯に対する家賃助成の充実、空き家に関する窓口担当者の配置を含め、移住・定住の促進などを戦略に盛り込むこととしております。

子育て環境につきましては、留守家庭児童教室の充実、地域子育て支援センターの整備、子育てと仕事を両立しながらでも、常時、地域全体で安心して妊娠、出産、育児ができる環境づくり、木育や地域に誇りの持てる教育の推進、美濃市独自の教員の人的配置などによる教育環境整備も戦略の中に入れてまいります。

そのほか、健康年齢の向上では、多くの方がいつまでも現役でいられることを目指し、自分の健康は自分で守り、自分でつくることを基本に、予防、早期発見、早期治療を進め、健診や保健指導を充実し、地域で日常的に支え合うことができる交流の場をつくり、市民総参加で健康づくりを進める環境整備などを盛り込み、美濃市の総合戦略としてまいります。

もう1つの策定方法につきましては、多くの皆様の意見の幅広い集め方であるというふうと考えております。いわゆる産学官金労言、すなわち住民の代表、産業界、高等教育機関、金融機関、労働団体、メディアの各代表者から成る、さらに公募で選出いたしました委員を

加えて構成しました美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議を初め、7つの地域ごと、そして商工、観光、中学生、教育関係、女性、子育て関係、福祉、自然環境、住宅建設、病院などの業種ごとの会議を市民の方々に開催していただき、また美濃和紙の紙すき職人、実際の移住定住者の方々との意見交換を行うなど、縦・横・斜め各方面からの意見を伺いました。さらに、御意見をいただいた方々へ案をフィードバックしながら、またパブリックコメントや、説明会も丁寧に行っていきながら策定を進めていきたいと考えております。

市議会におきましても、地方創生特別委員会や関係会議を開催され、多くの御意見をいただいております。今後とも御議論のほうよろしくお願ひしたいと思っております。

行政関係で申し上げますと、市役所の中では戦略会議の推進本部、あるいは幹事会を開催し、議論を行っております。また、県とは市町村連携会議やぎふ創生県民会議にも参加して、美濃市と県との広域連携の取り組みについて意見交換を行っております。特に、美濃和紙の関係につきましては、美濃和紙活性化会議において活性化の方策を議論しております。また、移住定住対策につきましては、関市や郡上市と広域で共同して取り組むため、検討会を重ねてきております。

このように、多くの市民やさまざまな分野の方々から、これからきめ細やかに、そして幅広く御意見を伺い、戦略に反映させることも本市の戦略の特色であると考えております。

次に、2つ目の御質問にありました、市民の意見はどのようなものがあり、どう反映されるのかということにつきましてお答えをさせていただきます。

市民から意見をいただく方法といたしましては、先ほど申し上げました美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議や、地域ごと、業種ごとの戦略会議、市議会の地方創生特別委員会によって意見を伺ってきたほか、会議の場以外にも直接市役所にお話ししていただいたり、総合政策課広聴広報係でインタビューもさせていただいております。意見の内容や数ですが、6本柱別に見ますと、現在のところ、美濃和紙伝承に関しては、「本美濃紙をブランドとして産業展開に生かすべきだが、まず残さなくてはいけない」や、「海外PRでは、つくり手だけではなく、売り手も重要」など98件の意見をいただいております。地域活力発展・創造に関しましては、「企業誘致は重要。工業系だけでなく、食品加工や商業施設、ネットを使ったビジネスも誘致すべき」「観光では、外から来た人と意見交換し、魅力や課題を再認識し、さらに磨きをかけることが重要」など225件の意見をいただいております。地域居住増加・継続に関しましては、「移住のためのお試し体験を企画してはどうか」や、「区画整理を進めるべき」など253件の意見をいただいております。子育て環境につきましては、「母親が安心して働けるシステムの充実が必要」や、「ふるさとに愛着を持つことのできる教育の推進」など188件、健康年齢に関しては、「健康のためには人間関係、社会関係のネットワークづくりも重要」、あるいは「美濃病院を充実すべき」など68件、自然環境に関しましては、「川のきれいさはこのまま保たなくてはならない」や、「美濃の自然のよさをもっと対外的にPRをすべき」など74件、合計で904件もの意見を頂戴しております。

このように、いただいた意見は数多く、多種多様でございますけれども、一つ一つ丁寧に

美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部などで議論し、6本柱の政策にできる限り生かしながら盛り込みたいと考えております。

続きまして、3つ目の総合戦略の策定と今後の進め方ということについての御質問をいただきました。

これからの取り組みといたしまして、戦略の策定までと、策定後の進め方についてそれぞれ御説明を申し上げます。

まず、策定までの進め方については、今後もさらに市議会の地方創生特別委員会や美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議において案について説明し、御意見をいただきながら議論を深めてまいります。また、市民の皆様に対しましては、パブリックコメント、住民意見交換会を実施し、また自治会長との懇談会などを通じ、さらに幅広く意見を頂戴し、修正すべきところを修正し、10月末までの策定を目指してまいります。

次に、策定後の戦略の実施については、既に一部、平成26年度補正予算事業や平成27年度当初予算事業などにおいて先行して進めているものもございますけれども、全体的には平成28年度当初予算以降の事業において、関係者の皆様と協議しながら実施していきたいと考えております。

なお、事業の検証については成果数値目標を設定していますので、これらをもとに、PDCAサイクルにより戦略期間中の5年間に毎年検証を行い、必要に応じ修正しながら施策を推進してまいります。

この検証に際しましては、客観性を高めるためにも総合戦略会議などにも事業の進捗状況の説明を行い、御意見をいただきたいと考えています。総合戦略は、平成27年度から平成31年度までの5年間にどうすればいいのかを示すものでありますが、そもそも地方創生とは、人口減少問題に向けた長期的・継続的な取り組みを主眼としているところであります。戦略の検証、推進につきましては、将来の美濃市の姿を見据えて行っていくことが重要でございますので、多くの皆様の御意見とともに将来の美濃市を十分見詰めて、こういった戦略をつくり、実行してまいりたいと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 13番 佐藤好夫君。

○13番（佐藤好夫君） 答弁ありがとうございました。了解をしました。

夢かなうまち、住みたいまちを目指してぜひ進めていただきたいと要望しまして、市政クラブ代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（太田照彦君） 次に、一般質問に入ります。

最初に1番 豊澤正信君。

○1番（豊澤正信君） 皆さん、おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、私は発言通告書に伴い、一般質問、古城山遊歩道について、一括質問にて産業振興部長にお尋ねをいたします。

近年、美濃市を訪れる観光客がふえております。そして、観光客の中でも健康ブームにの

ったり、ハイキング、登山を楽しむ方も見られます。そして、中年層に人気があるようです。そして、地元の方々も楽しんでおります。そして、市民の憩いの場になっております。

この美濃市の古城山遊歩道は、営林署管理の国有林で、30年前に整備され、幾度か手が加わり、現在に来ておると記憶しております。営林署管轄の国有林で、遊歩道に活用しているところは、どこにでもあるわけじゃありません。中濃地区では、岐阜は金華山、そして郡上八幡東殿山、今でいいますと愛宕公園の西側にある500メートルほどの山でございます。そして古城山、この3カ所が遊歩道になっております。

地元では、古城山となれ親しんでおりますけれども、古城山とは山全体の通称の名称で、城跡があります頂上は正式には鉾尾山といい、佐藤一族が築いた鉾尾山城があった鉾尾山、そしてお城があったのははるか400年ほど前にさかのぼります。

そんな昔のことなのですが、鉾尾山とはなかなか地元では耳なれしません。どうして鉾尾山かといいますと、頂上のお城に四方の壁がありまして、その壁には仕掛けがしてあり、1カ所の綱をなたで切ることによって、その壁が崩れ落ち、攻め寄せた敵兵は崩れ落ちる壁に巻き込まれ全滅させてしまうと、そんなような仕掛けがあったところから鉾尾山といっております。そして別名を藤城山ともいい、郷土が誇る江戸時代末期の儒学者、村瀬藤城の雅号の「藤城」はこのお山からいただいたと聞いております。

そんな郷土の誇る宝に、市内はもちろん、県外、そしてハイカーが訪れ、古城山437メートルを楽しんでおるわけですが、今、郷土史から言っていきますと、この上有知を築いたのは金森長近からのお話が多いんでございますが、この金森長近の以前に佐藤3代、佐藤清信、佐藤秀方、そして方政と3代いるんですが、ちょっと歴史的な背景を少し含めていきますと、金森長近の姉が2代の秀方のお嫁さんになっておるもんですから、縁故関係なんです。そして、関ヶ原の合戦で東軍・西軍に分かれますけれども、結果としては敵味方に分かれますけれども、感情としては一緒でございました。そして、ここの地に金森長近が入ってみえたときに、やはり滅びた佐藤を手厚く葬ったというふう聞いております。そして、氏神でありました八幡神社も、佐藤の時代から氏神としてあがめてきました八幡神社を金森の時代でも氏神としてあがめる、こんなような背景も、この歴史的な大切なストーリーになっているかと思っています。

そんな郷土の宝は、ちょうどトレーニングに最適な高さなんですね。登り始めまして、ちょうど1時間ほどで頂上まで上がっていきます。そして、今整備が非常にしてありますので、本当に初心者、そして子供さん、老人、そんなに人を選ぶわけではなく上れる登山道になっております。

まず古城山のいいところ、先ほどお話ししました歴史的背景がしっかりあること、そして体育館が麓にございますので、駐車場には全く問題がないこと、そして登山道も本当に整備してありますので、どんな方でも上がれること、案内表示も毎年毎年手が加わっています。初心者の方にも本当に安心して登れる案内表示がついています。

よいところをどんどん上げればどんどんあるんですが、まず残念なことを1つここで上げ



ていきます。残念なことは、私もこの山に登らせていただきますと、頂上で皆さんと会いますと、頂上の景観が悪い。本当に今は見晴らしが悪い。整備されたのは30年前でございます。30年前はやはりきれいだったんでしょうけれども、今はやはり草木が茂りながら、非常に景観が悪い。そんな景観の悪いところを私は登って拝見していきますと、杜甫の詩にあるように、「国破れて山河あり、城春にして草木深し」と、こんな感慨を覚えるようなところでございます。ぜひともここをもう少し、頂上のこの1カ所を手を加えながら郷土の宝にしていきたい。言葉が少し過ぎますけれども、窓のないスカイツリーなんて、こんなことを言われるような場所になってしまいました。営林管轄の難しいところはあると思います。やはり保水林の保存地区というようなことにもなっていますので、簡単に木を伐採することはできないように思って聞いております。しかし、一人でも多くの皆さんに遊歩道を登っていただきながら、郷土史に興味を持ちながら、さらに郷土愛に目覚めていただければと、そんなようなふう思うわけですが、ここでまず古城山に登ったことのない方はぜひとも、これから気候がよくなります。そして1時間、飲料水と少しお弁当を持ちながら古城山に上がっていただければと、こんなようなことを考えるところでございます。

そして、私は人一倍郷土愛が強うございます。そんな中で、私から皆さんにぜひともセールスをしていきたいと思っております。ぜひとも皆さんに古城山に登っていただきながら、歴史的背景もひとしお感じていただきたい。古城山の遊歩道から登った景観が、何とかいい古城山になればと、こんなようなことを思うのでございます。

古城山遊歩道、何とか見晴らしがよくなるのでしょうか。振興部長、どうぞよろしくお願いします。

○議長（太田照彦君） 産業振興部長 林信一君。

○産業振興部長（林 信一君） 皆さん、おはようございます。

古城山遊歩道の頂上からの見晴らしがよくなるのかの御質問にお答えをいたします。

古城山は、以前から市民の憩いの場、森林浴ゾーンとして親しまれてきました。昭和50年5月には、ハイキング、展望、自然探勝など、利用者の保健及び教養に資する森林レクリエーション地区として、国の古城山国有林レクリエーションの森に選定されました。

それを受け、市では古城山探勝遊歩道整備計画を取りまとめ、昭和59年に美濃市総合運動公園及び運動公園付近の開発計画とあわせて、中部森林管理局岐阜森林管理署から遊歩道敷を借り受け、遊歩道の整備を行ってきたところであります。

遊歩道は、曾代の毛鹿洞池を起点に市体育館を終点とする全長約2,920メートル、幅1.2メートル、途中にはせせらぎの道、山ドウダンの道など12カ所の名所を設けるとともに、道しるべを設置し、自然との触れ合いを深め、楽しみながら散策できるようにいたしました。また、山頂には木造の休憩所、案内看板なども設置をいたしております。

それ以降、市では、利用者の安全を確保するために、年1回遊歩道の補修整備、また草刈り、ごみ収集などを実施しております。また、平成21年からは、毎年1回、名古屋林業土木協会岐阜県支部の古城山フォレストサポーターズの皆さんが、老朽化した道しるべのつけか

えや遊歩道の補修整備にボランティアで御活動をいただいております。

近年は、健康づくりや自然散策のため、シニア世代を中心に多くの登山者があり、また美濃市民登山大会も開催されるなど、多くの方に親しまれている遊歩道となっております。

議員から御質問をいただき、早速、現地確認のため登ってみました。登り始めてから、休憩を含め1時間ほどで山頂へ着くことができ、軽装で気軽に登れる憩いの山です。頂上には錠尾山城跡があり、その説明看板により当時の美濃のまちづくり、そして歴史を知ることができます。頂上付近からの眺望は大変美しく、遠くは岐阜金華山や御嶽山、白山も見ることができます。また眼下に小倉山や清流長良川、うだつの町並みなどを望むこともできます。しかし、議員御指摘のように当初の整備から約30年が経過し、年々木々が成長し、雑木等も生い茂り、現在は頂上からの眺望が南西方向の一部分に限られている現状であります。

国有林である古城山は、木々の伐採や枝払いに関して森林管理署の許可、立ち会いを必要といたしますが、今後も遊歩道の安全で適切な維持管理を進めるとともに、頂上からのすばらしい眺望を望むことができるよう、森林管理署と連絡調整を図り、頂上付近の景観に配慮した整備を進めてまいります。

[1番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 1番 豊澤正信君。

○1番（豊澤正信君） ありがとうございます。

今の答弁の中で、私の質問に対してわざわざ登っていただいて確認をしていただいた。本当に私は心から感謝申し上げます。

この山登りの一番の御褒美は、頂上の景色でございます。そんなところで、本当に今言われた答弁で、ありがとうございます。そして、私は誇れる郷土、そして訪れたいまち、住み続けたいまちのまちづくりに、この古城山も一役買いながら役立てていければと、こういうふうに思います。

どうもありがとうございました。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（太田照彦君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時02分

○議長（太田照彦君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 梅村栄一君。

○3番（梅村栄一君） 皆さん、おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、私は発言通告書に従い、一括による一般質問を行います。

昨年7月からスタートいたしました家庭ごみ処理の有料化等について、民生部長にお尋ねいたします。

まず1点目は、資源ごみ収集の減少とその他のごみの増加傾向等によるごみ処理経費の負担軽減の必要から、昨年7月から家庭ごみの有料化がスタートしたとお聞きしておりますが、1年が経過した現在、有料化による家庭ごみの減量化及び処理経費等の効果はどのようなようになったのかお尋ねいたします。

次に2点目ですが、可燃・不燃ごみ専用袋は、例えば45リットルのいわゆる大袋の場合、以前と比べて約5倍前後の値上がりとなりましたが、新ごみ袋は以前のごみ袋と比較して伸縮性が乏しく、少しの刺激でも袋が裂けてしまうといった苦情が聞かれます。今回、大幅な値上げとなったことから、できる限りいっぱいにしてごみを排出したいと思うのは市民の気持ちであると思われませんが、以前のごみ袋仕様から新ごみ袋仕様に製品が変更された理由をお尋ねします。また、市当局はこのような苦情を把握し、対応されているのか、お尋ねいたします。

続きまして3点目ですが、中濃クリーンプラザに直接家庭ごみを搬入する際、指定ごみ袋に入れて持ち込んでも、総重量として搬入料金を支払う必要があります。一見、ごみ処理費用の二重払いとも思えますが、指定ごみ袋分を搬入重量から除外できない理由をお尋ねいたします。

4点目ですが、中濃クリーンプラザに粗大ごみなどの家庭ごみを搬入しようとするときは、事前に市民生活課の窓口でその旨を届け出て、あらかじめ有効期間が1カ月間とされている廃棄物搬入承認証の交付を受ける必要がありますが、直接持ち込む中濃クリーンプラザで届け出はできないのか、もしくは最寄りの地域ふれあいセンターの窓口等で手続できるなどの簡素化ができないのかお尋ねします。

最後に5点目ですが、一般家庭から出る瓦、れんが、多量な陶磁器などの不燃性のものは、粗大ごみと同様に、事前に許可を受けて市埋立処分場に直接持ち込むことが義務づけられておりますが、本年3月6日付更新の市ホームページ、家庭ごみの出し方の項目において、埋め立てごみの処理手数料は、今まで50キログラム以内は無料としていましたが、平成27年7月1日から全て有料となりますの注意事項につきまして、市ホームページ以外に、どのような方法で市民に周知されましたのか、お尋ねいたします。

以上5点について、御答弁をお願いいたします。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） 皆さん、こんにちは。

梅村栄一議員の質問の家庭ごみ処理についての1つ目、家庭ごみ処理有料化によるごみの減量化及び処理経費等の効果はどのようなかについてお答えさせていただきます。

家庭ごみ有料化につきましては、一昨年、市政懇談会を通じ、議会や市民の皆様の方の御理解をいただいて、昨年の7月から実施し1年を経過したところでございます。この有料化の目的は4つありまして、ごみ減量とリサイクルの推進、ごみ処理経費の負担の公平化、意識の向上、処理費用の確保であります。

そこで、お尋ねの効果についてであります。ごみの減量化については、平成24年度のご

み量から10%削減を目標にしてきましたが、昨年7月から本年6月の対前年比で見ますと、マイナス9.22%となっております。また、家庭ごみ有料化計画の目標の基準年であります平成24年度の4,395トンと比較しますと、今年度の7月末現在は、月平均12.55%のマイナスとなっております。目標であります平成24年度のごみ量から10%削減の目標は、おおむね達成できたと考えております。

平成26年度の家庭ごみ処理手数料につきましては、2,547万800円が納められておりますが、処理経費の軽減については、来年度になって確定をします。

今後については、ごみ減量化を進めるために、段ボールコンポストによる生ごみ減量普及事業を拡大し、市民への啓発を含め減量化を図ってまいります。

次に2つ目の、有料化に伴い、ごみ袋の製品仕様の変更された理由は何か、また苦情等の把握・対応はどのようにについてお答えをさせていただきます。

ごみ袋の製品仕様につきましては、指定ごみ袋を採用した平成9年からごみ有料化への移行までの間、低密度ポリエチレン素材としてまいりました。同時期に指定ごみ袋制度を導入した関市については、取っ手つきの高密度ポリエチレン素材の製品仕様でありましたので、議会や市民の皆様から、高齢の方でも縛りやすく運びやすくするため取っ手をつけるなど、同様の使用にならないかとの御意見をいただいたことから、有料化を機に関市と同様の製品仕様としたところでございます。

次に、苦情等について、新ごみ袋に変更した昨年度中はいろいろな御意見があり、破れやすい、裂けた等の苦情や、反対に、縛りやすくなった、重い袋を持ちやすくなった、黄色になりカラスも寄ってこなくなったなどの意見をいただきました。このことから、現在のごみ袋のほかに以前の低密度ポリエチレン袋を製作し、2種類の材質のどちらの袋がよいか販売傾向を検証するとともに、市民の皆様のお意見をお聞きしながら、将来はどちらかに一本化したいと考えております。

3つ目の、中濃クリーンプラザへの市指定ごみ袋による持ち込みは、料金徴収から除外できないかについてお答えします。

クリーンプラザ中濃への直接の持ち込みは、飲食店などの店舗等から排出される事業系一般廃棄物や引っ越しなどによる大量のごみが発生した場合、一般家庭からの排出ごみで収集指定日まで待てない場合などがあります。

御承知のように、クリーンプラザ中濃は関市、美濃市の広域事務組合で運営しており、料金につきましても広域事務組合の議会で決定されています。直接ごみを持ち込む場合は、搬入物が確認できる透明の袋であれば持ち込み可能で、指定袋を使う必要はありません。搬入物の処理手数料は10キロ当たり150円の料金になります。なお、実際に必要になるごみ処理費用につきましては、1キロ当たり50円程度であります。大袋ですと平均1袋400円から500円程度かかります。処分に必要な経費全額を含んだ料金ではありませんので、御理解をいただきたいと思っております。

次に4つ目の、中濃クリーンプラザへのごみ持ち込み手続を、現地や最寄りの地域ふれあ

いセンターなどでできるよう簡素化できないかについてお答えをさせていただきます。

クリーンプラザ中濃は、美濃市と関市の一般廃棄物を処理する施設であります。市で適正な審査をされた承認証を持参した市民の廃棄物の内容確認と検量により料金徴収を行っています。承認証を発行する手続は、美濃市内で発生した廃棄物であることの確認や、持ち込み可能である廃棄物かの確認が必要であるため、現地での発行ではなく、持ち込む前に市の窓口で承認書を得ていただくようお願いするものです。

次に、地域ふれあいセンターでの承認証の発行に当たっては、廃棄物の専門的知識による審査が必要な業務となりますので、現地での発行ができないのと同じように現状での発行窓口をお願いをしたいと思います。

5つ目の、ことし7月1日から埋め立てごみ処理手数料が全て有料になったことを、市のホームページ以外ではいつ、どのように市民に周知されたかについてお答えします。

市の埋立処分場への搬入は、多くが廃棄物処理法に基づく合わせ産廃処理による大量の埋立処分適用廃棄物が対象であります。通常の家生活から発生した埋め立てごみの搬入実績は、50キログラム未満で無料とした件数は、過去3年間の平均で10件前後でありました。

ホームページ以外の周知の方法は、本年4月1日号の広報「みの」でお知らせを掲載、廃棄物処理に係る搬入承認証等発行窓口で、受付時に不燃物に含む少量の陶磁器等であればクリーンプラザ中濃への搬入も可能なことの周知を実施してきました。

御理解をいただき、家庭ごみ処理についての5項目の答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 3番 梅村栄一君。

○3番（梅村栄一君） 御答弁ありがとうございました。

今後も引き続き家庭ごみの減量化の推進に取り組んでいただくとともに、さらなる市民啓発のため、有料化に伴う不燃・可燃・粗大ごみ等、種別ごとの持ち込み量や処理経費等について、過年度比較が判明次第、市民の皆様への周知をお願いするとともに、中濃クリーンプラザ等への直接持ち込みの際における窓口手続の簡素化について随時の御検討をお願いいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（太田照彦君） 次に、9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

質問のお許しをいただきましたので、私は3点について質問をしたいと思います。

まず1点目、子育て世代にさらに幅広い支援、助成をすることはできないかを質問したいと思います。

地方創生が叫ばれ、少子・高齢化が問題になる中で、美濃市の人口減少、少子・高齢化も際立って大きな問題になっていると思いますが、なかなか妙案が打ち出せなくて、年々人口が減り続けていくという状態が続いております。これを何とか食い止める妙案はないものかと何度も同じような質問をさせていただくわけではありますが、早く何とかならんのかの思いますがますます大きくなり、再び質問をしたいと思います。

まず、なぜ人口をふやさないといけないかというと、まずは若い労働力をふやして税収をふやすことと、若い人をふやすことによって社会保険料を払う人をふやし、社会保障のバランスを改善して、高齢者が社会保障に頼って大丈夫だと安心してお金を使える社会にすることによって、美濃市の経済の発展につなげていくことが大切かと思います。そのために、人口増加を最優先にした美濃市の政策が中・長期的な持続可能な美濃市をつくっていくための核になるべきだと思います。

そのためには、子供がたくさん生まれることが大事だと思います。子供がたくさん生まれるようにするにはどうしたらよいかを真剣に考えなければいけないと思います。

今、美濃市で取り組まれています法律無料相談には、年間100件ほどの相談があるそうですが、その相談内容で一番多いのが遺産相続の問題だそうです。その次に多いのが離婚問題だそうです。離婚率がだんだん高くなって、シングルマザーもふえてきていますし、若者の中には、時間の無駄を嫌うせいか恋愛がはやらない。恋愛や結婚はコストパフォーマンス、いわゆる費用対効果が悪いと考える風潮にあって、仕事中心に考えて、その生産性をお金で換算することを重視するから、当然、恋愛や結婚や子供をつくることに時間やお金をかけることが無駄なことになってしまうという社会環境にあって、なかなか結婚や子供が生まれるということにならない。もちろん、人間の生き方には人それぞれの価値観がありまして、結婚はしたくないという人もおられますので、それはそれで大いに結構だと思いますが、美濃市としては、毎年人口が減り続ける状態を改善して、もうこれ以上人口が減ることをストップさせて、美濃市の人口をふやす方向に行かないと、「住みたいまち、夢かなうまち」にはなっていないと思います。

美濃市の第5次総では、子育てに夢が持てるような美濃市にし、また子育てに関する負担の軽減をして、子供は社会全体の宝であると書いてあります。すばらしいことが書いてあると思います。大いに期待をしておりますが、しかし、今の時代は全就業者数の7割が医療・福祉・サービス産業などの第3次産業で、その第3次産業には女性の従事者が多い。そして給与水準が低い。だから、結婚に価値観が見い出せなかったり、シングルマザーになって子育てが大変になったりする人もおられます。ひとり親の家庭で、生活のために親が大変忙しくて、子供との会話がほとんどなくて、子供が寂しい思いをして非行に走ったり、鬱病になって家に閉じこもったりする事例もあるようです。本来なら、国が社会制度を整えて子育て世代を保障してくれれば人口減少問題も起きないと思いますが、イクメンなりワーキングマザーなりに頑張ってくださいと押しつけている。こんな状態だから、ますます結婚しない人がふえ、子供も産みにくくなる。

また、子供を2人も3人も欲しいと思っても、生活が大変になるからと1人の子供で我慢するという人もおられると思いますので、どんな状況で子供を産んでも、市民全体で子育てをしますという政策がつかれないのかと思います。

もちろん、美濃市が何もやっていないわけではなくて、児童手当とか、児童扶養手当とか、特別児童扶養手当など、いろいろな子育て支援をさせていただいていることに対しては大変あ

りがたいことだと思いますが、まだ十分ではないような気がします。子供は1人で十分だ、もうそれ以上はつukれないという人もたくさんお見えになりますので、美濃市が人口がふえて持続可能な美濃市になるように、3人も4人も子供を産んでも十分に生活ができていくような美濃市にさせていただくために、子育て世代にはさらに手厚い助成をするという方策はとれないのか、民生部長に答弁を求めます。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） それでは、古田議員の質問の子育て支援についての、子育て世代にはさらに幅広い支援、助成をすべきではないかについてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、未来を担う子供は日本の宝であり、日本の発展のためにも児童の健全やかな成長を願うものであります。

美濃市第5次総合計画の6つの施策の大綱中、「暮らしの質を高め、安全で安心、健康なまち」の中で、「楽しく子供を産み育てることができる環境を築きます」の項目の中で、保育体制の充実、保健・医療など子供に関する負担の軽減、子供たちの安全・安心な遊び場や居場所などの環境の充実を図るなどを掲げています。

平成26年度の決算中、18歳以下の児童に係る費用負担は17億1,682万9,000円で、市の歳出総額90億5,103万4,000円の19%を占めております。26年度中の主な子育て支援策は次のとおりです。

福祉医療費2億1,204万7,000円は、乳幼児等、重度心身障害者、母子家庭等の母及び児童などに対して医療費を助成し、保健の向上、福祉の増進を図りました。なお、乳幼児等への助成は、市独自で小学校1年生から中学3年生までの医療費の無料化、また昨年度からは高校生入院費の助成を行っています。

児童福祉費は9億8,352万9,000円で、保育所運営費3億6,448万6,000円、児童手当給付経費3億486万円、児童扶養手当給付費4,984万5,000円、留守家庭児童教室運営経費2,432万3,000円、延長保育対策事業補助経費2,919万6,000円、保育所整備事業補助経費1,694万4,000円、地域子育てセンター事業補助経費1,490万6,000円、子育て世帯臨時特例給付金給付事業2,465万1,000円、障害児通所支援事業1,844万2,000円などがあります。そのほか、子育てと就労の両立支援として病児病後児保育事業、家庭の事情などで一時的に保育ができないときに利用できるコミュニティーママ子育てサポート事業があります。

美濃市が先進的に取り組んでいる木育事業として、ウッドスタート事業217万6,000円は、150個の木製のおもちゃを購入し、1歳の誕生日を迎えた赤ちゃんにプレゼントしています。そのほか、道の駅にわか茶屋・保育園で行う木育ひろば事業は257万9,000円で、子供たちが木に触れる環境を提供し、森林や自然を大切にする心の増進を図っております。

昨年度からの新規事業は、暮らしの支援として保護者の負担を軽減する保育園給食費補助事業88万1,000円、満2歳未満の乳幼児を養育する家庭の経済的負担を軽減するための赤ちゃん紙おむつ支援事業324万円があります。

また、地域少子化対策強化事業として、結婚支援・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行い、安心して子供を産み育てることのできる環境を築く事業を行っています。結婚に向けた事業として、独身者の魅力アップセミナー、独身の子を持つ親を対象にした講演会、結婚相談事業、妊娠・出産に関する事業として、企業向け妊娠・出産・子育てしやすい職場環境の整備に関するセミナーの開催、そのほか企業で働く独身者を対象にしたライフプランを考えるセミナー、大学と連携した少子化対策研究事業を行いました。

ただいま述べさせていただいたとおり、子育てに対し幅広く支援を行っていますが、今後にも必要に応じ子育て支援を行い、楽しく子供を産み育てることのできる美濃市を目指し、事業を展開していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

[9番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） 答弁をいただきまして大変ありがとうございました。

要望をしておきたいと思います。

実にいろいろな施策や事業をやっていただいているわけで、大変ありがたいと思いますが、なかなか子供がふえてこない。どこの市町村も同じようなことをやっていますが、なかなか人口がふえてこない。ではどうするべきかということですが、それには今までの考え方を大きく変えて発想の転換をするべきではないかと思います。

内閣府の調査では、37.6%もの若者が恋愛も結婚もしたくないというそうですので、まずこの問題を掘り下げて、さてどうしたらよいのか、知恵を絞る必要があると思います。それと、子供を3人も4人もつくれるようにするために、思い切って子育て対策にさらに予算をつぎ込むことが必要だと思えます。

全国には先進的な市町村がたくさんございます。子供がふえる長野県下條村や島根県海士町のように、若い人たちは都会の生活に疲れたり、海士町に仕事があったりしたから来たのではなくて、新しい仕事をつくりに来ているという海士町の魅力づくりなど、全国にはたくさん先進地があります。全国一律の国の政策の中だけで動いているだけではなくて、もうこれ以上は人口を減らさないという強い決意で、美濃市の人口を2万1,000人なんて言っていないで、3万人にするというくらいの目標を持っていただくことを要望しておきます。

次に、新しい質問に入りますが、前に行かせていただきます。

次に、マイノリティーの人たちの政策について質問したいと思います。

世間にはいろいろな少数派の人がおられますが、ここでは性的少数者の問題を取り上げて質問したいと思います。

社会の成熟とともに人間の価値観の多様化が世間で認められるようになってきて、さまざまな人たちが今までは声を押し殺して生活していたのが、堂々と主張できるようになってきました。しかし、まだまだ不十分です。

性的少数者の国際スポーツ大会が、2年後にアメリカ・マイアミ大会で、オリンピックを



上回る1万5,000人が33競技で競い合うという大会が行われるそうです。その関連消費は5兆9,000億円という試算もあり、スポーツ用品会社のアディダスやナイキも支援を表明しております。

性的マイノリティーの皆さんが生きづらい社会から互いに認め合う社会へ変わっていくことは大変重要で、まだまだ保守的な考え方や偏見があって、なかなか少数派の人たちや弱い立場の人たちの意見や立場が理解されにくい世の中でありますので、こんな小さな美濃市で全国に先駆けて性同一性障害の問題を取り上げるのは画期的なことだと思います。少数者の問題だからこそ、無視したり握り潰すことのないように、きちんと美濃市の方向を確認しておく必要があると思います、質問させていただきたいと思います。

性同一性障害とは、身体的性別とは一致しない、性別への脳の性分化が主たる原因で、自分の体の構造と脳で考える自分の体が一致しないという障害で、自身の体への強い嫌悪感等の苦痛から、鬱病や摂食障害やアルコール依存症、不眠症などで悩み、自殺企図や自傷行為にまで及ぶ人もいるということであります。誤解のないように言っておかなければなりません、同性愛や女装・男装の趣味の人たちやニューハーフや、言葉は悪いですがおかまの人たちとは違います。

性同一性障害の人がスポーツをするときに、更衣室での異性の視線が気になり、踏み出せなかったり、職場や学校での差別やいじめに起因する鬱、ひきこもりなどにつながらないように、お互いの多様性を認め合い、人権を尊重する暮らしやすい社会を実現するために、そういう人たちがもし同性同士で結婚を望まれた場合には、結婚に相当する関係と認める証明書を美濃市が発行するという条例をつくることはできないか、民生部長に答弁を求めます。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） 古田議員の2つ目の質問の、性的マイノリティー、同性カップル等の方が暮らしやすい社会にすべきでないかについてお答えをさせていただきます。

厚生労働省などの調査では、同性愛や性同一性障害などの性的少数者（LGBT）は、人口の3から5%程度とされています。

本年3月に東京都渋谷区では、同性カップルを結婚に相当する関係と認め、証明書を発行する条例が成立しました。新聞、テレビで大きく報道され、注視されているところでございます。こうしたことを受け、一部の自治体では、渋谷区と同じように証明書の発行について考えているところもあるようでございます。

全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会発行の戸籍第903号では、憲法24条第1項において、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有すると宣言されていることを考慮すれば、婚姻は男女の結合関係にあることを当然の前提としていられると考えられ、憲法、民法ともに配偶者関係にある者を夫婦と表現していることから、民法に規定する婚姻関係は男女間におけるものであることを前提としており、同性同士の婚姻は想定していないものと考えられるとしていることから、同性同士の婚姻については認めないというのが現在の法

的解釈の主流となっています。

こうした中、本年4月30日付で文部科学省から各都道府県教育委員会等へ、性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等についての通知が出されています。その中でも、性的マイノリティーとされる児童生徒に対する相談体制等の充実についても同じように文書が提出されているところです。性的指向における少数者が直面する問題を正しく理解し、差別、誤解、偏見を解消していくための啓発活動を推進していく必要があると考えています。

21世紀は人権の世紀と言われています。市民一人一人の人権が尊重される社会の実現に向け、人権教育・啓発を推進してまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

[9番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） 大変すばらしい答弁をいただきました。ありがとうございました。

現在の日本の憲法には、婚姻は両性の合意に基づいてのみ成立するとあるということで、結婚は男女間で行われることを前提とし、同性婚を認めないとするのですが、国の判断は時々間違えます。特に弱い立場の人たちに対する対応には厳しい。病気や障害や孤独や貧困など、さまざまな境遇の少数者のためにも、小さな美濃市でお金はないけれど、どんな境遇の人も公平に、多様性を認め合いながら暮らせる美濃市にしていきたいと思います。

そのためには、まだ他市ではやっていないからとか、国や県にお伺いを立ててみなければ何とも言えないとか言っていないで、たった一枚の「結婚に相当する関係」という証明書を発行しますということだけなので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

国を変えるのは地方からと言われます。新しいことはしないほうが無難という旧態依然の行政では、もう限界が来ております。どうか新しい美濃市をつくってほしいと思います。

続きまして、新しい質問に入りますので、前に行かせていただきます。

続きまして、ふるさと納税について質問したいと思います。全て総務部長に答弁を求めます。

1番、返礼品は現在何種類あって、どんなものがあるのか。また、寄附の金額によって違うのか質問をいたします。

○議長（太田照彦君） 総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） 皆さん、こんにちは。

ふるさと納税についての返礼品は現在何種類あって、どのようなものがあるのか、また寄附の金額によって違うのかについてお答えします。

ふるさと美濃応援寄附、いわゆるふるさと納税をしていただいた皆様には、全員に記念品として、あぶらとり紙とばんそうこうのおもてなしセットを進呈しています。さらに、2万円以上の寄附者の方には、お礼の品として希望の美濃市特産物を選択していただき、おもて

なしセットとあわせて進呈しています。

現在、このお礼の品は7種類あり、伊作さんの子持ち鮎甘露煮、美濃和紙フェイス・ハンドタオルセット、長良川清水ですいた美濃産のトイレットペーパー、本美濃紙ミニ衝立、本美濃紙しおりセット、美濃和紙の靴下、美濃之地酒百春の中からお選びいただいています。以上です。

[9番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） 続いて2番目の質問です。

寄附金の使途はどのようなものか、教えていただきたいと思います。

○議長（太田照彦君） 総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） 寄附金の使途でございますが、自分が生まれ育ったふるさとや好きな美濃市を応援したいという寄附者の方の思いを事業に反映するため、7つのふるさと納税応援メニューを設定しております。本美濃紙後継者育成のための事業、歴史や文化を後世に伝える事業、産業・観光を盛んにする事業、豊かな自然と環境を大切にす事業、充実した教育を進める事業、健康と福祉を進める事業、美濃市政全般に関する事業があります。

直近の3年間では、平成24年度は計25件で991万5,018円、平成25年度は計24件で1億802万5,335円、平成26年度は計38件で4,401万6,371円の寄附をいただいておりますが、歴史や文化を後世に伝える事業のメニューでは本美濃紙後継者の育成経費、豊かな自然と環境を大切にす事業では長良川の景観整備経費、健康と福祉を進める事業では予防接種、保健事業や保育園の整備の経費、その他はツアー・オブ・ジャパン開催経費や、防災機材の整備経費などに使わせていただきました。以上です。

[9番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） ありがとうございます。

3番目の質問です。

寄附者の中には、紙製品は要らないと言われる方もおられるそうです。寄附者に選んでいただくような制度にはなったが、もう少し返礼品の種類をふやしてはどうか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（太田照彦君） 総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） もう少し返礼品の種類をふやしたらどうかでございますが、現在、美濃市へのふるさと納税促進と美濃市の魅力や地元の特産品のPR、販売促進及び地元経済の活性化等を図るため、お礼の品物やサービス等を募集しています。

先ほどの答弁で、お礼の品の種類は現在7種類と申し上げましたが、市内の法人や個人事業者の方々からさらに積極的に応募していただき、種類をふやしたいと考えています。

なお、募集しているお礼の品は、美濃市の特産品、または全国に向けて美濃市のPRができるものなど、美濃市の活性化につながるものとしています。以上です。

[ 9 番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 9 番 古田豊君。

○9 番（古田 豊君） ありがとうございます。

返礼品としては、物品に限らず、例えば空き家の維持管理や取り壊しのできない人にふるさと納税をしてもらって、その返礼として維持管理や掃除ができるような制度にしたかどうかと思いますが、お答えを願います。

○議長（太田照彦君） 総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） 物品ばかりではなく、空き家の維持管理や清掃券等をつくったらどうかについてお答えします。

先ほどの答弁で、お礼の品の募集について触れさせていただきましたが、このふらさと美濃応援寄附ふらさと納税お礼の品募集要項において、募集する商品は品やサービス等としていところす。また、お礼の品の送付の流れとしては、寄附者がお礼の品を選択していただいた後、事業者から寄附者へ商品の発送を行い、市は事業者負担額を支払うということにしております。

また、空き家の維持管理等につきましては、そのサービスを行う事業者やシルバー人材センターなどの団体から、お礼の品の商品として、掃除など空き家の管理のため費用の一部を負担する割引券などを商品として御応募いただければ、寄附者の選択肢が広がると考えております。以上です。

[ 9 番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 9 番 古田豊君。

○9 番（古田 豊君） ありがとうございます。

要望をしたいと思います。

空き家の維持管理などについては、そのサービスを行う事業者や、シルバー人材センターなどが、お礼の品として割引券として応募していただければということですので、ぜひシルバー人材センター等へ働きかけていただくことと、自治体が主導して建物の取り壊しができるような制度にしていただくことを要望しておきます。

次に5つ目の質問です。

寄附の用途については、6つの項目がありますが、これをもっと具体的にしたらどうですか。例えば、1番、美濃橋の補修に寄附をしたい、2番、森の幼稚園とかフリースクールの建設や維持管理費として寄附をしたいとか、3番、あかりアート展開催に応援したいとか、4番、ツアー・オブ・ジャパン開催に応援したいとかなど、そのほか、国道156号線の美濃市の入り口に美濃市のシンボルモニュメントの設置に応援したいなど、いろいろな意見があると思いますので、具体的に書いてもらったほうが応援しやすいと思いますし、寄附の金額もふえると思いますのでお願いしたいと思います、答弁をお願いいたします。

○議長（太田照彦君） 総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） 寄附の用途として6つの項目があるが、これよりもっと具体的に

いろんな項目をふやしたらどうかということについてお答えします。

ふるさと納税は、その性質上、市外の方々からの寄附が多くなります。そのため、美濃市を応援したいとお思いの方々には、詳細な対象事業の希望を持っていただける方や、細かい事業名まではわからないが、大きな政策分野でイメージされる方がいらっしゃると思われれます。

いずれの方にも対応できるよう、ふるさと納税の使途・使用目的のメニューについては、メニューそのものの検討に加えて、それぞれの分野のメニューごとに具体的な事業を対応させるなど、わかりやすく紹介し、あらかじめ十分な周知ができるように努めます。

なお、ユネスコ無形文化遺産登録を契機に、今年度から本美濃紙後継者育成のための事業のメニューを新設し、本美濃紙の後継者の育成、原材料や用具の確保など、具体的な事業を希望されている方々がふるさと納税をしやすいうちにいたしました。また、ふるさと納税がしやすくなる手段として、本年6月からクレジットカードの利用ができるようにいたしましたので、あわせてPRに努めたいと考えております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） ありがとうございます。

寄附をしていただける方の中には、ツアー・オブ・ジャパン開催に寄附をしたいが、どのメニューに寄附したらよいかかわからないという人もお見えになるだろうし、美濃市の入り口に市をアピールできるようなモニュメントを建てることに寄附をしたいと言われる方もお見えになりますので、できるだけ具体的なメニューをつくっていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（太田照彦君） これより、昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。  
休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

○議長（太田照彦君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 皆様、こんにちは。

発言通告に従いまして、一般質問2点を行います。

まず1点目ですが、これは本当に自分も含めて、将来間違いなく、本当に近い将来間違いなくかかわってくる問題でございます。どうかひとつよろしくお願い申し上げます。

新オレンジプラン。

我が国における認知症の人の数は、2012年で約462万人、65歳以上高齢者の約7人に1人、また正常の方と認知症の方との中間の状態の軽度認知障害の約400万人と合わせますと、65歳以上高齢者の約4人に1人が認知症、またはその予備群と推計されております。この対策として、国はオレンジプラン、認知症施策推進5カ年計画を2013年度から2017年度の5カ年計画で進めてきました。

しかし、今般、利用可能なデータに基づいて推計を行ったところ、高齢化の進展に伴い認知症の人はさらに増加し、2025年には認知症の人は約700万人前後となり、65歳以上の高齢者に対する割合は、現状の約7人に1人から約5人に1人に上昇するとの推計結果となりました。そのため、いわゆる団塊の世代の方が75歳以上となる2025年に向けて、住みなれた地域の中で自分らしく生活し続けることのできる社会の実現を目指して、厚生労働省が関係府省庁と共同してオレンジプランを改め、新オレンジプラン、認知症施策推進総合戦略を策定しております。

そこでまず1点目、お伺いします。

この新オレンジプラン、認知症施策推進総合戦略とはどんな内容のものなのか、民生部長、よろしく願いいたします。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） 皆さん、こんにちは。

古田秀文議員の新オレンジプラン、認知症施策推進総合戦略とはどんなものかについてお答えをさせていただきます。

認知症の状況につきましては古田議員が御説明されましたが、厚生労働省は最新のデータで推計数の割り出しを行った結果、認知症の高齢者数が平成37年（2025年）に最大で約700万人、約5人に1人に達するとの推計を発表いたしました。これを受け、省庁横断で取り組む国家戦略として、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）が策定されました。

このプランの基本的な考え方は、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることのできる社会の実現を目指すとし、認知症高齢者等に優しい地域づくりに向けて、7つの項目を中心に実効性のある施策を展開することとされています。

柱になる7つの項目は、1項目めは「認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進」で、認知症への社会の理解を深める、認知症サポーターの養成と活動の支援、学校教育における認知症の人を含む高齢者への理解の推進。

2項目めは「認知症の容体に応じた適時・適切な医療・介護等の提供」で、本人主体の医療・介護の徹底、発症予防の推進、早期診断・早期対応のための体制整備です。

3項目めは「若年性認知症施策の強化」で、本人やその家族の支援、若年性認知症の人の居場所づくり、就労・社会参加の支援、都道府県の相談窓口支援関係者のネットワーク調整役の配置。

4項目めは「認知症の人の介護者への支援」で、介護者の負担軽減や家族等の負担軽減、仕事と介護の両立、生活を支える介護の提供等でございます。

5項目めは「認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進」で、生活の支援、生活しやすい環境の整備、就労・社会参加支援、安全確保。

6項目めは「認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進」で、ビックデータを活用して地域全体での認知症

予防に取り組むスキームの開発、ロボット技術やICT技術を活用した機器等の開発支援・普及促進。

7項目めは「認知症の人やその家族の視点の重視」で、認知症の人の視点に立った認知症への社会の理解を深めるキャンペーンの実施、初期段階の認知症の人のニーズ把握や生きがい支援、認知症の人やその家族の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映させるための好事例の収集や方法論の研究としています。

この7つを柱として、認知症高齢者等に優しい地域の実現には国を挙げて取り組む必要があることから、行政だけでなく民間セクターや地域住民みずからなど、さまざまな主体がそれぞれの役割を果たしていくことが求められています。

認知症への対応に当たっては、認知症の人やその家族の意見を取り入れながら、認知症高齢者等に優しい地域は、決して認知症の人だけに優しい地域ではなく、全ての人々に優しい地域づくりに取り組んでまいります。

[5番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 御答弁ありがとうございました。

今の7つの柱、大変難しい文言がたくさんありますので、なかなか聞くだけでは理解しにくい部分があると思いますが、この認知症施策推進総合戦略というこれは、本当に認知症患者も家族も地域の皆さんも行政も一緒になって、この住みなれた地域で暮らすための戦略であると思います。戦略のサブタイトルになっています「認知症高齢者等に優しい地域づくりに向けて」というのがサブタイトルになっておりますが、私は認知症への理解を深めるための普及啓発が大変重要であると考えております。

今、高齢化が進む中で、誰もが発症するかもしれない認知症について多くの方に知っていただくことが、患者にとって生活しやすくなると思いますし、広く理解されることで家族にとっても地域の中で生活しやすくなることであると考えております。認知症について学び、そして理解する。そして、サポーターとして住んでいる地域の人へ誰もが手を差し伸べていけるような地域づくりが必要ではないでしょうか。

そこでお伺いをいたします。

この認知症への理解を深めるための普及啓発の推進の中にあります認知症サポーターの養成についての取り組みはいかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） 認知症サポーターの養成についての取り組みについて、お答えをさせていただきます。

認知症サポーターでございますが、養成講座を受講した方々に認知症を正しく理解していただき、認知症の方やその家族を支援する応援者となっていただく方で、この方々のできる範囲で活動をしていただくものでございます。

美濃市では、平成24年から認知症サポーター養成講座を開催しています。また、認知症を

予防するために脳の健康教室も平成25年度から市内5カ所で開催しており、さらに広げていく予定をしています。これに加え、来年岐阜県で開催される全国レクリエーション大会でのいきいきオレンジビクス体操も取り入れていく考えています。

いずれにしましても、できるだけ多くの市民の皆さんに認知症への理解を深めていただくために、市民の皆さんが集まりやすい地域ふれあいセンターを初め、地区の集会場等で今後も認知症サポーター養成講座を継続的に開催してまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

〔5番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 御答弁ありがとうございます。

認知症患者の方の介護をされている家族の方々の御心労とか御苦勞については、よく新聞とかテレビ、マスコミ等で取り上げられておりますが、私も本当に近いところで御苦勞されてみえる方の話を聞いております。この新オレンジプランでも、介護者の負担軽減について、認知症カフェ等の設置が取り上げられています。この認知症カフェとはどのようなものに当たるのかお伺いいたします。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） 認知症カフェとはどのようなものかについてお答えをさせていただきます。

オレンジプランの中では、認知症カフェとは、認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、くつろいだ環境で認知症の方も家族の方も安心して過ごせる場と定義をしております。

また、公益社団法人認知症の人と家族の会が行った調査研究報告書によりますと、音楽やゲーム等、開設者が工夫を凝らしたプログラムで、コーヒー・軽食が提供されるなど、利用する人の心も体も満たすことが認知症カフェにおいて重要であるとしています。

こうした中で、認知症カフェのプログラムで多いものは、音楽を聞きながら体を動かす、散歩、園芸、脳トレ・ゲームをする、専門職による介護相談、講話や勉強会を実施するなどです。具体的な集う場所としては、個人宅や町なかの喫茶店、地区の集会場、福祉施設などで開催されています。

〔5番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） ありがとうございます。認知症カフェとはどういうものか、理解をさせていただきました。

そこで、今回の国が出しました新オレンジプランでも、早期の診断・体制づくりの一環として、2018年度からは全市町村に認知症カフェの設置を求めています。

そこでお伺いいたしますが、認知症カフェの活用効果についてどのようなことが上げられるのか、お伺いいたします。



○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） 認知症カフェの活用効果についてお答えをさせていただきます。

先ほどもお話をさせていただきました、公益社団法人認知症の人と家族の会が行った調査研究報告書では、さまざまな角度からその効果について報告がなされています。

認知症の人に対する効果では、懐かしいものに触れたりすることで、症状の進行を緩やかにすることが期待できる。さまざまな人が出入りすることで、その後の医療・行政の対応サービスにつながる場となること。家族に対する効果では、介護する家族同士が語り合うことで、介護の工夫を学び取る機会となる。介護する家族が一息つける場となっている。支援する市民ボランティアへの効果としては、認知症の人へかかわることで認知症や認知症の人に理解が深まる。医療、介護専門職への効果では、医療、介護専門職の人が認知症やその家族と同じ立場で交流できる。地域、地域住民への効果では、住民同士が世代や障害を超えて横のつながりが形成されるなど、認知症カフェの開設は一般的に多くのメリットが期待されるとしています。

〔5番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 御答弁ありがとうございます。

大変いろんな効果が期待できるこの認知症カフェの果たす役割、いわゆる認知症の人と家族が同じ空間で同じ境遇の人と出会いまして、さまざまな出会いの中で生きがいを感じられたり、また懐かしいものに触れたりすることで認知症の症状の進行を緩やかにしていくということが期待できます。また、その地域で暮らし続けられるための居場所になるとも言われております。

今後ますます高齢化が進む中で、気楽に利用できる認知症カフェが新しい地域のコミュニティーの場となってくると思います。

そこで最後にお伺いしますが、今後、この認知症カフェの開設の展望についてどのようなお考えがあるか、お伺いをいたします。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） 認知症カフェ開設の今後の展望についてということで、お答えをさせていただきます。

新オレンジプランでも示されています認知症地域支援推進委員の選任と認知症カフェの設置は、平成30年度（2018年度）から全ての市町村の実情に応じ実施することとされています。

本市といたしましては、民生委員に中心となっただき、各地区で月に一、二回程度開催されているふれあいサロンや、大矢田地区では保育園児も参加して行われているなごみカフェのほか、洲原地区では個人の方が自宅でサロンを開設されたりしていますし、片知地区では生涯学習センターを活用して、地域の方が地域の学園を開設し、脳トレ、ゲーム、健康体操等、認知症カフェに当たるものを開設されていらっしゃいます。

いずれにしても、認知症カフェの開設につきましては、行政のみでは困難でありますので、市民の皆様と一緒に取組んでまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力くださいますようお願い申し上げます。

〔5番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） ありがとうございます。

1つ要望を述べさせていただきます。

今、御紹介いただきましたこの新オレンジプランを軸に、人々が認知症と向き合っても暮らしていける社会を実現することが本当に今問われていると思います。まだまだ認知症に対して偏見を持っている人は多いですが、カフェは、そんな偏見をなくしていくとりでになると私は期待をしております。

しかし、誰でも参加できることにすると、認知症予防に関心のある人が集まる一方で、肝心の認知症の人やその家族を招く方法が定まらなくなる可能性がございます。医療機関やケアマネジャーにぜひ声をかけ、誘ってもらえるなどの協力を求めることもこれから必要になってくると思います。

認知症は、初期でも本人や家族の負担は小さくありません。この認知症カフェで語り合うことで、お互いの病気を理解し、また悩みを減らすことができると思いますので、ぜひ、介護されている方々の意見を取り入れた認知症カフェの開設に向けて取り組んでいただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

一般質問の2点目でございます。小・中学校の学期制について。

先生の本分は、子供と向き合うことではないでしょうか。しかし、現実はその時間が失われていると言われております。

OECD（経済協力開発機構）が2013年に実施した国際教員指導環境調査によりますと、日本の教師は世界で最も忙しいという結果が出ました。これを受け、文部科学省が公立小・中学校の教職員が負担を感じている仕事について、初めて調査をしました。

教員の最も多くが負担を訴えた仕事は、国や教育委員会からの調査への対応でありました。文科省によると、教育委員会への回答が、いじめの月例報告など年間500件に上る学校もあるといい、保護者や地域からの要望や苦情への対応も小・中学校でそれぞれ7割を超えていました。その結果を受けて、文科省は改善のガイドラインをまとめ、調査も見直すと言っていますが、それだけで本当にこの問題は解決するのでしょうか。

こんな数字があります。国際調査で、日本の教員の時間が他国より目立って長かったのは何か。これは部活動でした。ところが、今回の調査では、中学校の教員でその部活動に負担感を抱いていたのは半数を下回る低さでした。これは、本当に私はうれしい数字でした。というのは、部活を通じて生徒と向き合うことが本当に必要だと考える教職員の方が多かったからではないかなと思います。

本来、教員は何を担うのか。少しでも学校の教育活動にゆとりを生み出して、通常の学習をこれまで以上に充実させたり、先生と生徒の触れ合う時間をふやしていくことはできないだろうか。

そこで一つの方法として、2学期制の導入が考えられます。

現在、美濃市の小中学校は3学期制で授業が行われています。

しかし、現在、全国的に見ても2学期制を導入している公立小・中学校はふえてきております。文科省によると、2004年度に2学期制を実施している学校は公立小9.4%、公立中10.4%でしたが、2009年度には公立小21.8%、公立中23.0%にそれぞれ倍以上増加しております。また、導入を検討している地域や、モデル校での試行導入を実施している地域も全国にたくさんあります。

そこでお伺いいたします。

この2学期制とはどのような制度でしょうか。教育長、よろしくお伺いいたします。

○議長（太田照彦君） 教育長 樋口宣直君。

○教育長（樋口宣直君） こんにちは。

古田秀文議員の一般質問、小中学校の学期制についての1つ目の質問、2学期制はどのような制度かについてお答えをいたします。

現行の3学期制は、4月から7月までを1学期、8月から12月までを2学期、1月から3月までを3学期として学期を構成しております。これに対しまして、2学期制といいますのは、4月から9月までを前期、10月から3月までを後期として学期を構成するものでございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） ありがとうございます。

美濃市の近隣では、この2学期制を既に導入しているところはございますでしょうか。もしあれば御紹介ください。

○議長（太田照彦君） 教育長 樋口宣直君。

○教育長（樋口宣直君） 2つ目の質問、近隣で2学期制を導入しているところはあるかどうかという質問についてお答えを申し上げます。

美濃教育事務所管内におきましては、郡上市の全ての小・中学校で2学期制を導入しております。県内では、岐阜市ほか6市において、小学校単位、中学校単位、または校長の判断による学校単位で2学期制を導入しております。県内の導入割合は、小学校では約13%、中学校では約31%が2学期制を導入しております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） ありがとうございます。

県内で中学校が3割のところがこの2学期制を導入しているということですが、

この2学期制を導入することによってどのようなメリットがあるのか、わかりやすく御説明いただければと思います。

○議長（太田照彦君） 教育長 樋口宣直君。

○教育長（樋口宣直君） 3つ目の質問、2学期制のメリットについてお答えいたします。

メリットは、大きく2つ、学校運営上のメリットと、児童・生徒にとってのメリットに分けて考えることができます。

学校運営上のメリットとしましては、小学校、中学校とも、現行の3学期制に比べ、始業式や終業式といった学校行事、学期始めや学期末にかかわる学級活動等の削減、これにより授業時数が確保され、教育活動にゆとりを生み出すことができます。

また、現行の1学期末の7月は、成績処理、通知票の作成、夏季休業に向けての指導などが重なり、大変多忙な時期でございます。学期末が9月になることにより、その多忙さを緩和することができると思っております。また、現行の2学期末である12月も、7月と同様に大変多忙な時期であり、2学期制を導入していく、それを図っていくことは、その緩和につながります。特に中学3年生の進路指導の充実を図ることができるようになってまいります。

2点目でございます。児童生徒にとってのメリットでございますが、特に中学校では、これまで学期末テストと重なり、中学校体育連盟の諸大会に向けて十分に部活動ができなかった6月、7月に部活動に専念して取り組むことができるようになります。2学期制により、学期末が9月になることで、学期末テストに向けての学習は大会が終わってから落ちついて取り組むことができるようにもなってまいります。

また、先ほど述べましたように、授業時数の増加により、児童・生徒が発展学習や補充学習を受けたり、きめ細やかな指導を受けたりすることができるようにもなってまいります。教師とのかかわりがふえることにより、心の安定が図られ、落ちついた学びの場の保障ができることにもつながってまいります。こうしたことは、学力の向上につながるものであると考えられます。

さらに、3学期が始まってすぐに3学期末テストを実施する、中学校の場合でございますが、こういう状況を避けることができるようにもなります。

このほか、現在は2学期制をとっている生徒会の組織と合致するため、円滑な活動推進につながってまいります。中学校の大きな行事は、長いスパンで取り組むことが非常に多うございますので、意識の継続を図る上でも有効であると考えられます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 御答弁、ありがとうございます。

本当に数多くのメリットを今聞かせていただきました。メリットの反対にはデメリットというものがついて回ってくるものでございます。そこで4つ目の質問でございますが、2学期制のデメリットについてお答えをお願いいたします。

○議長（太田照彦君） 教育長 樋口宣直君。

○教育長（樋口宣直君） 2学期制のデメリットについてお答えをいたします。

デメリットは、これまでの各学期を終えて長期休業を迎えるという年間の節目がなくなり、児童・生徒にとって戸惑いが生じるということでございます。また、長期休業前に通知票を受け取らないことで、休業中の学習や生活面において補ったり改めたりすべき点について、児童・生徒、あるいは保護者が把握しづらくなります。

小学生につきましては、短いスパンの評価の方が目標を掲げやすく、学習と生活の両面において意欲化を図ることができます。したがって、2学期制による長いスパンの評価は必ずしも適しているとは言えません。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） ありがとうございます。

私も、この近隣の中で郡上市、それから岐阜市、各務原市でこの2学期制を導入してみえるところでお話を伺ってまいりました。今、教育長答弁いただきましたメリット・デメリットについて、それぞれ意見がございました。でも、ほとんどと言っていいほど内容が一致しておりました。かなりメリットの部分が多いように、私が聞いた範囲では伺ってまいりました。

このように2学期制にすることによって、先生も生徒にかかわり、寄り添える時間がふえ、また中学生にとっては、中体連期間中までは中体連の練習や試合に集中することができます。中体連の大会が終了した後に、いわゆる学期末テストに向けた勉強に本腰を入れて励むことができる。7月までの学習を、気持ちを切りかえてから落ちついて勉強することができるというメリットは、本当に僕はすばらしいメリットであるなあということを思います。

そこでお伺いしますが、今後、美濃市教育委員会として、この2学期制導入についての考えをお聞かせいただきます。

○議長（太田照彦君） 教育長 樋口宣直君。

○教育長（樋口宣直君） 美濃市教育委員会として、2学期制導入についてはどうかということについてお答えをいたします。

先ほど述べさせていただきましたように、導入のメリット・デメリット、県内の2学期制導入の実態等を参考にしながら、これまでに小・中学校校長会と美濃市教育委員会において2学期制の導入について協議を重ねております。さらには、市のPTA連合会等の関係者にも意見を求めていく計画を持っております。こうした意見がまとまった段階におきまして、総合教育会議に諮りまして、最終的に導入について判断していくこととなります。御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） ありがとうございます。

最後に要望を述べて終わらせていただきます。

この2学期制を導入することにより、授業時数を多く生み出すことが可能になり、これまで以上に本当にきめ細やかな指導、学習を定着させる継続的な指導ができると思います。また、先ほども申し上げましたように、中体連の大会は部活動、生徒にとっては最大の関心事であると思います。3学期制のもとでは、7月になると先生方は学期末の成績処理、また通知表作成のために多くの時間をとられて、子供たちの放課後の部活動の指導に当たることが厳しい状況だという声も聞いております。

今言いました2学期制が導入されることによりまして、先生方に時間的なゆとりができ、大切な総仕上げの時期である7月に部活動の指導にもじっくりと腰を据えて当たることが可能となるのではないかなど。また、小学校と比べると、中学校の教師にとって、この成績処理に関する内容、部活動に関する内容、また進路指導に関する内容の仕事が集中していた7月と12月に、わずかですがゆとりができます。この仕事の集中する時期が分散されるということで、大変私は有効な制度ではないかなというふうに思います。

一方で、また9月末から10月にかけては、その成績処理や通知表作成等の仕事が増えますが、年間を通して意図的、計画的な学習指導や生徒指導、進路指導等が可能になります。学校教育のなお一層の充実が大変期待できると私は思います。

このように、中学校にとって2学期制導入は多くのメリットが考えられますので、ぜひ導入に向けて前向きに検討していただきますようお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（太田照彦君） 次に、4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 皆様、こんにちは。

私は、発言通告どおり、次の2点についての一般質問を行います。その1つはツアー・オブ・ジャパン開催に対する市民の理解と協力について、2点目が清流長良川、板取川の一般廃棄物の収集処理と交通安全についてです。

では最初に、ツアー・オブ・ジャパン開催に対する市民の理解と協力について、教育委員会古田次長にお尋ねいたします。

ことし2015年5月20日水曜日に行われたツアー・オブ・ジャパン、8回目ともなりますと、美濃市民には5月の自転車レースのイベントとしての意識が定着しているようです。かなり早い時期から市内の交通の要所には案内用の旗が何本も立ち、それから春の風にその旗がたなびいて、通行する人とか車に当日の期日と、それからそれに関する交通規制について広報されています。地域によっては、当日、住民がテントを用意したり、またその下で会話を楽しんだりして、自治会単位で観戦を楽しむ姿も見られます。

ツアー・オブ・ジャパンについて、私はどんなスポーツなのか、ゲームなのか、競技なのかよくわからなくて、調べてみました。すると、簡単ですが、毎年5月に日本で行われる自転車ロードレース大会である。主催は、自転車月間推進協議会、これが主催。自転車月間（5月）における最大のイベントとして開催される。日本国内では、都道府県をまたぐ唯一のステージレース。自転車を通じて開催地域との連携、文化交流を行い、身近な大会として

親しまれることを目指しているとあります。

また、出場チーム、スピード競争に伴うレース展開の工夫、美濃ステージのコースなどについて詳しく知ることによって、観戦する楽しさも高まる行事であることもわかります。

そこで、1つ目の質問です。

これまで美濃市で8年間も続いたレースにかかわるその経緯、また2008年の初参加のきっかけ、その時々における出来事など、どのようであったかお尋ねします。

といいますのも、当初3年、いや4年で終わるとか、よもやここまで続くとは予想していなかった市民もいて、ここまで来ればやめるわけにはいかないだろうという期待と危惧の声をよく聞くからです。よろしく願いいたします。

○議長（太田照彦君） 教育次長 古田俊彦君。

○教育次長（古田俊彦君） 皆さん、こんにちは。

永田議員の1つ目の質問の、8回目を終えた2015年までの競技開催にかかわる経緯はどのようであったかについてお答えします。

美濃市では、自転車を利用するサイクルシティ構想を平成16年に策定し、自転車を活用したまちづくりを進めています。また、平成24年のぎふ清流国体の自転車ロードレースの開催も内定していた中、平成17年に美濃市体育協会から、国体へつながることから、日本を代表する国際自転車ロードレース、ツアー・オブ・ジャパンを美濃市に誘致するように提案があり、美濃市にとっても大変タイムリーな企画であると判断し、日本自転車普及協会に美濃市での開催をお願いいたしました。当時、美濃市以外にも大会誘致を目指した自治体もあったようですが、美濃市での開催を早期にお願いした熱意が先方にも伝わり、平成19年の第11回大会から新たに美濃ステージが設定されました。

当初、大会事務局より最低3年間は実施してほしいとの意向を受け、また、ぎふ清流国体につなげるため継続実施し、平成23年の東日本大震災の影響による中断はありましたが、同年9月には、ぎふ清流国体リハーサル大会第46回全国都道府県対抗自転車競技大会を美濃ステージと同一コースで開催し、翌年の平成24年にはツアー・オブ・ジャパンも第15回大会として再開でき、同年10月には第67回国民体育大会ぎふ清流国体自転車競技会ロードレースを開催し、盛況のうちに無事終了することができました。

その後についても、大会事務局より、美濃ステージは山岳コースの大矢田の登りの頂上付近にはトンネルがあり、また板取川及び長良川沿いは予想外に起伏が激しく、直角コーナーやゴール前の直線コースなどアタックの仕掛けどころがたくさんあるステージとして参加選手に大変評判がよく、ツアー・オブ・ジャパンには欠かせないステージであり、ぜひ継続してほしいとの御意見や、市内観光関係者や旅館業界からも続けてほしいとの要望もあり、美濃ステージも第8回を数えるに至っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 御答弁ありがとうございました。

平成16年のサイクルシティ構想、その策定による自転車を活用したまちづくりの推進がきっかけになっていたこと、それからまた清流国体につなげる方向で、体育協会から誘致へ向けての提案があって、それで美濃ステージが設定されたということがわかりました。また、選手にとっては、変化に富んだ地形がとても魅力的で、レース展開のおもしろさを感じられる。関係者にとっては、経済的効果も見込めるということから継続への要望があって、今日に至ったこともわかりました。

続いて2つ目の質問に移ります。

美濃市第5次総合計画では、生涯スポーツの振興に関して述べてあります。自転車については記されていませんけれども、最近、自然豊かな景観を背景に、自転車で家族、あるいは仲間とサイクリングを楽しみながら体力向上を目指す志向も出てきているように思います。市内で「おやっ、きょうはレースか」と見間違えるようないでたちでペダルをこぐ姿もよく見かけます。案外このレースが功を奏しているのかもしれませんが。

とりわけ市民の中でも若い世代や美濃市を訪れる人々が、コースにチャレンジしながら自然の中で健康づくりに励むことができれば、美濃市のよさがさらに広がるはずです。総合型地域スポーツに関していえば、組織の強化ですとか普及啓発等については人材が必要になってきますけれども、この自転車に関する体力向上等については特にそうしたことが重要ではなく、そこがまた魅力とも言えるのではないのでしょうか。

そこでなのですが、8年間という長い継続的な参加で残せた成果と課題をお尋ねいたします。特にその中でも費用対効果、それからスポーツ振興の視点で捉えるとどのようか、お答えください。お願いします。

○議長（太田照彦君） 教育次長 古田俊彦君。

○教育次長（古田俊彦君） それでは、8年間の継続参加で残せた成果と課題は何かについてお答えします。

成果としましては、自転車のまちとして美濃市がPRできたこと、その結果、美濃市を訪れる観光客がふえ、観光産業に好影響を与えていること、アジア最高クラスのハイレベルな国際レースが身近で観戦できることにより、市民に夢と感動を与え、自転車に対する意識が高まり、休日はもちろん、毎日のようにロード用の自転車が美濃ステージコースを走行する姿が多く見受けられ、スポーツとして自転車を捉える方がふえてきたこと、大会運営には600名を超える市民ボランティアに参加いただき、市民交流や絆が深まったこと、レースコースやそれに接続する県道・市道の道路環境整備が進んでいることなどが上げられます。

課題としましては、コース沿線にお住まいの方や事業所の方々に御迷惑をかけていること、市民の方にこのイベントを行うことの意義が十分浸透していないこと、当日は平日の昼間にもかかわらず多くの方がレースを観戦しているが、その方たちへレース内容や楽しみ方などの説明が不足していること、レース以外の日にも多くの自転車愛好家が美濃市を訪れ、飲食や買い物などをされますが、宿泊までされる方が少ないため、まだまだ期待するほどの経済波及効果が上がっていないことなどが上げられます。



なお、費用対効果の視点から捉えた場合について、実際に検証したことはございませんが、ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージは、美濃和紙あかりアート展などと同様に美濃市を代表するイベントとして、BS放送や全国の新聞・雑誌などさまざまな媒体を通して紹介されており、もしこの費用を市で負担すると、億単位の経費を要すると推計されます。レース前日は市内の宿泊施設がいっぱいになり、近隣の宿泊施設も多くの方が利用しています。

このような効果と課題を抱える中で、市民の方に引き続き理解を深める努力を続けながら、美濃市を国内はもとより、世界に向けて発信し、多くの方に美濃市に訪れていただきたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） ありがとうございます。

そこでなんですけれども、再質問ということで1つお尋ねしたいことがあります。

先ほどおっしゃっていただきました、費用対効果の検証はしたことがないという御答弁をいただきました。ただ、その費用についてなんですけれども、億単位という膨大なことを今想像したわけなんですけれども、それはこうした形をとらない場合の話であって、その費用について、先ごろの8月1日号の広報にて去年、平成26年の報告がなされていました。それは2行にわたるぐらいの報告でしたので、そのことについてもう少し詳しく教えていただくとありがたいのですが、お願いいたします。

○議長（太田照彦君） 教育次長 古田俊彦君。

○教育次長（古田俊彦君） それでは、再質問のありました昨年度のツアー・オブ・ジャパン美濃ステージの決算額はどのようかについてお答えします。

昨年度の第17回大会における美濃ステージの決算について、実行委員会の支出総額は2,730万2,000円で、市からの補助金は910万円ですが、そのうちふるさと寄附金が310万円と、県からスポーツのまちづくり支援補助金として200万円が交付されましたので、実質400万円の負担となっております。

〔4番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） よくわかりました。

400万円というお金、実は私、先ほどちょっとさかのぼって、8回目を迎えるということで、なぜ改めてお伺いしたかといいますと、市民の中には物すごく膨大なお金がかかるという認識がずっと離れませんので、今改めて次長さんには、昨年に関してはこれだけのお金でしたということをはっきりしていただけたので、これで説明もきちっと広く市民に広げていけるものと思えました。ありがとうございます。

それで、1つ目の質問との関連もあるのですが、サイクルシティ構想ということで、そのことによるまちづくり推進にはとても成果があらわれているのではないかと思います。美濃市を訪れる人たちが自転車に乗る姿と相まって、もう1つ、生涯スポーツの振興の観点か

ら、一人でも多くの市民が自転車に乗る楽しさを味わうことへとつながっていけば、さらにその成果が高まったと言えます。まだまだ今後の市民の意識への働きかけが求められるところではないかと思えます。

ここで、今後の継続ということを前提にして成果と課題を今お聞きして、その答弁をもとに問い直してみますと、私は一つの大切な視点が欠けているように思うのです。それは何かといいますと、レース後のまとめとして、参加選手、関係業者、主催者、それから関心が高い市民の声は十分に届いていることと思えます。ところが、そうではない沿線から外れている人たち、またどうしても当日の交通規制が迷惑になっている事業主の方たちの本音などが十分に届いていないのではないかと思われてならないのです。何事も100%賛成で行うということは絶対にあり得ないことだと思います。けれども、先ほど申し上げましたように、今後長く継続していこうとするなら、やはり現時点でこのイベントを余り好ましからざると思っている人たちの声を、その都度十分に聞いて、そのことも生かしながら進めることが大切だと、このように思うのです。

当初のころに比べれば、先ほど御答弁の中にありましたように、随分改善されて今日に至っていることがわかります。美濃市を代表するイベントとして継続していくということならば、なおさらそうしたことが必要ではないでしょうか。この点について、いろいろな方々のお考えも入れて、市民が大いに理解し、さらに強い協力できる体制づくりが用意できればと、そのように要望して2つ目を終わります。

続いて3つ目の質問に移らせていただきます。

この一大イベントなんですが、これには市の職員、地域の自治会、そして観戦者の参加等、大がかりで、かつ交通規制を伴うレースであります。自治会では、まず市からのボランティア人員の要請に基づいて人員確保を行います。中には会社を休んで要請に応える人もおられます。自治会長初め、班長を中心にして担当場所の確認をします。今でこそトラブル件数も減りましたが、市外や遠く県外からの会社関係の車両など、コースになっている主要道路で、トラブルを目撃したことも一度や二度ではありません。随分過去のことですけれども。我々市民には周知のレースであっても、関係のない人たちにとっては迷惑な話としか映りません。

また、年に一度だからと言いつつも、一定時間休業しなければならないお店もあります。特に迂回路のない地域の人々にとっては、このイベントは大変な心構えや事前準備が必要となります。福祉施設に通所している人々とその家族、またその施設の車両、弁当や学校給食の配送、そして救急車・消防車の通行、病院通いなど毎日当たり前に動いていることで、迂回路がないために苦勞を強いられる場合もあります。

地域の人々のこれらに関する反応はどのようなか。また、当日の市庁舎の業務の支障はないのでしょうか。これが3つ目の質問です。よろしくお願いします。

2との質問の課題について、重複した部分は省略してください。よろしくお願いします。

○議長（太田照彦君） 教育次長 古田俊彦君。

○教育次長（古田俊彦君） それでは、この一大イベントについて、市民の反応はどのようなか

についてお答えします。

コース沿線地域の自治会や事業所に対して、レース開催の御案内をし、さまざまな御意見をいただく中で御理解と御協力をお願いしております。その一例として、通所型福祉施設については、規制時間を避けて利用者の送迎時間を変更したり、工場や店舗などの事業所は、営業時間の短縮や臨時休業にして機械や設備の点検日に充てたり、資材の搬入搬出時間や日程を変更したり、弁当配送業者や学校給食は迂回路を利用したり、配送時間を早めるなどの対策をしていただいています。定期バスや乗り合いタクシー「のり愛くん」も、規制時間は運休するため、通院などの利用者は予約時間や通院日を変更するなどしていただいております。

消防車、救急車の通行に関しては、中濃消防組合の協力により美濃和紙の里会館に置く大会本部に緊急車両を常駐するとともに、洞戸や武芸川出張所からの応援態勢を整え、救急や火災などの非常事態に迅速に対応できるようにするとともに、消防団についても交通規制地域を管轄する分団は消防団本部と連携し、車両と人員をコース付近に待機させ、不測の事態に備えております。

なお、過去に急な用件により、やむを得ず規制箇所を通らなければならないと大会本部に連絡があった際には、大会関係車両により目的地まで搬送した案件もありました。

また、迂回路のない前野、安毛、半道、片知の4地域につきましては、平成26年から市職員と消防職員を配置し、連絡車両、専用電話、AEDを備えたツアー・オブ・ジャパン美濃ステージ地区連絡所を開設し、不測の事態に備えております。ことしからはさらに看護師も加えた体制としております。

このように、回を重ねるごとに自治会やボランティア参加者、警察、消防を初め関係職員からの御意見による反省点を検討し、沿道警備員の増強や規制ポイントの変更、大会の周知方法やゴール地点でのイベントなど、絶えず改善を行っています。

なお、美濃ステージに従事している市庁舎の職員は、今大会では63名で、各課職員数の4割程度がツアー・オブ・ジャパン美濃ステージの業務に従事していますが、各課とも窓口業務を初め、事務に支障がないよう配慮しながら進めています。

今後も、市民の皆さんの御意見を伺いながら、安全安心に万全を期し、実施してまいりたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） やはり、お話を伺いますと、実に多くの側面から反省を重ねて、8回目を終えたということがよくわかりました。何より迂回路のない4つの地域については、生命安全が第一であるというふうに対応されていて、安心しました。また、各部署からの反省点を検討して、絶えず改善を行うことはイベントを継続していくためには欠かせないことでもあります。ここでも関係者に限らず、やはり一般市民のさまざまな声を集め、今後の展開に生かしていくということが何より大切かと思われまます。ぜひともこの声の受け皿を大きくし

て改善につないでいくことを要望とします。

4つ目の質問になります。

沿道では、低学年の児童が、また別の沿道の場所では中学年が、通り過ぎる選手たちに大きな声援を送って観戦する姿を見ました。成長期の児童や生徒にとっては、ふだんは見ることがない自転車レースは興味深いスポーツです。できれば短時間の観戦に終わらずに、参加選手との交流、競技についての知識、自転車の魅力や体力向上との関連づけはできないものか。それで、これまでの競技観戦における教育的な効果についてお尋ねいたします。よろしくをお願いします。

○議長（太田照彦君） 教育次長 古田俊彦君。

○教育次長（古田俊彦君） それでは質問の4点目、授業時間を観戦に充てる学校について、その教育的効果とはどのようなものかについてお答えします。

市内の小・中学校、幼稚園、保育園の児童・生徒・園児が、授業等の一環としてコース沿線で独自の応援をしています。平成26年には出場2チームが市内の小学校を訪問し、児童と有意義な交流ができました。児童たちはトップアスリートの鍛えられた肉体に感心したり、指で持ち上げられるほどのレースバイクの軽さに驚いたり、それぞれ感想を持ったところがあります。残念ながら、来年度からの大会期間中の選手との交流は難しくなっていますが、当日の表彰式には地元小学生がTOJキッズとしてプレゼンターを務めております。これ以外にも別の機会にプロチームを招聘した交流会や講演会などができないか、美濃市体育協会やNPO法人うだつアップクラブと協議していきたいと思っております。

このように、美濃市でツアー・オブ・ジャパンが開催されることにより、国内外の世界トップクラスの選手が参加する国際レースを目の当たりにし、そのスピードやテクニックを実感することは、他の地域では体験できない貴重な経験となっております。こういったことを通じて、生活としての自転車安全運転などのマナーの向上やスポーツとしてツーリングすることにつなげていき、将来、選手となる夢を見る子供たちが出てくることを期待しています。

〔4番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 平成26年度の選手による小学校の訪問、そして児童との交流というのは、選手の皆さんの参戦意欲にもつながったのではないのでしょうかと思います。継続を前提に考えたときに、自転車という乗り物で児童の夢が膨らむことになれば素晴らしいことだと思います。また、このロードレースの意義も確かなものとなるでしょう。

レースを控えた期日に限らず、余裕のある選手との交流も市内のどこかで行われたら、市民の関心度ももっと高まるのではないかと思います。実行委員会への提案としてぜひ一考ください。よろしくをお願いします。

5つ目、最後の質問です。

これまでの質問内容から、①市民の理解をどのようにして深め、イベントの継続を図るか、②一方で、市民がどのように受けとめてこのレースを見てきたのか、その上で今後はどうし

たらよいのかの2点に絞って、将来的な見通しを持つことが大切ではないでしょうか。

そこで、市民の理解形成を十分にし、さらに継続していく上での現時点で考えられている方策があるとすればどのようなか、お尋ねします。よろしくをお願いします。

○議長（太田照彦君） 教育次長 古田俊彦君。

○教育次長（古田俊彦君） それでは質問の5点目、市民の理解形成を十分にし、今後さらに発展的に継続していくための現時点で考えられる工夫はどのようなかについてお答えします。

美濃市では、地域の活性化を目指す対策の一つとして、イベントを開催して多くの方に美濃市を訪れていただき、見て、食べて、買って、泊まってもらい、地域を盛り上げようとしています。その代表的なイベントとして、美濃まつり、大矢田ヒンココまつり、美濃和紙あかりアート展、ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージなどがあります。

その中で美濃ステージは、今までの質問でもお答えしているように、さまざまな御意見をいただいています。課題については、一つ一つを解消に向け努力しながら、多くの市民の皆さんに御理解いただき、参加していただきたいと思っています。また、大会への理解を深めるために、道の駅や公共施設などで年間を通じて写真展を開催したり、道の駅では選手への激励メッセージを書き添えたり、過去の大会の紹介やグッズなどの販売をしております。

今後も、市のスポーツ振興の一つとして取り組んでいく中で、自転車チームを招聘して市民との交流会を行ったり、ホームページやテレビ、新聞などさまざまな媒体を利用し広報に努めるとともに、レース内容や見どころなどをわかりやすく説明したり、実況解説コーナーを設けるなど、より一層市民の理解を深め、楽しめるように努めてまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） ありがとうございます。ここでもさまざまな意見を検討して、理解を得るための努力を重ねるという姿勢を伝えていただきまして、十分理解できました。

市民の意見には、その年度ごとにさまざまな内容が上げられることが予想されます。その声こそ、いいにしろ悪いにしろ、これから長い継続を見通した場合には、美濃市に定着させていくための基礎になる力として、その声にも耳を傾けていただくことをお願いしたいということです。どんな意見にも丁寧に耳を傾けて生かしていくということを要望したいのです。

そこで、先ほどのまとめになりますけれども、発展的に継続していくということを前提にしての工夫なんですけど、きょう、せつかくこのようにして質問をするという場を得ましたので、私の側で3つほどお願い、もしくは検討、もしくは要望ということで、担当の方に頭に入れておいていただけたらと願うばかりであります。

その1つが終了の合図なんですけど、有線放送がありますので、市全体に規制をかけられている道路交通規制なんですけど、ただいま終わりましたということ、時間の差は難しいので、全部が終了した段階で有線放送をかけていただけたら、あっ、これで終わったのだという安心感につながって、市民もやれやれということ、動き出しが可能になると思います。

2つ目なんです、やはり一番のネックは迂回路がないということであり、専門的な知識はわかりませんが、実行委員会及び関係者の方々に、すぐには無理かもしれませんが、何とかの方法が講じられないものかということ、これはお願いになります。

そして3つ目なんです、やはり美濃市と自転車、この自然の中で自転車を使う体力向上なんていう姿はとて素晴らしい、特異性のあることだと思います。そこで、全部は無理かもしれませんが、例えばお隣の関市なんかでいきますと、百年公園の周りがずうっと自転車コースが設定されています。けれども、あそこはもう守られて安全なコースになっておりますが、せつかくこの8年、恐らく来年、再来年と続いていけば、皆さん市民の一人一人の気持ちの中にも定着がさらに深まっていくと予想した場合、ある地点からある地点までいいですので、例えば自転車道路の整備、長い距離は要りませんが、ここからここまで自転車で行けるよということがあれば、小さなお子さん、若いお母さん方もそうした自転車でちょっとした気持ちのいい汗をかくことができるという、そんな姿を想像しますが、これは予算のかかることですので、今後長い目の先を読むことにして、そうしたことも3つ目の要望として出しておきたいと思っております。

ありがとうございました。これで私の1点目の質問を終わらせていただきます。

続いて2点目ですので、移動します。

それでは2点目の質問、清流長良川、板取川の一般廃棄物の収集と交通安全についての質問をさせていただきます。

春から夏にかけて、美濃市の北部へと川沿いに車を走らせると、山崎大橋、下渡り橋、そして旧美濃橋と、北へ向かうほどに橋の周囲の河原を中心に、人、車、テント、パラソル、ミニテーブルなどがひしめき合うように広がる光景は、河原がまるで海水浴場のようで驚かされます。皆さんもきつとごらんになった日があるかと思っております。

7月、8月と気温の上昇と相まってその数は増加し、余暇を楽しむ姿が見られます。時には、雨の降った後の水かさが増した日でさえ、若者たちが河原に憩い、自然を味わっています。県外、市外、そうしたいろいろなところから多くの人たちがやってきて、日が一泊河原で過ごしています。特に週末ですとか夏休み期間は、幼児や小・中学生の子供連れの家族もあります。昼どきになれば、手軽にできるバーベキューなどでおなかを満たし、子供とともに川遊びを楽しんでいます。家族一緒になって自然の中で過ごすことができることから、改めて美濃市の自然のすばらしさに気づかされます。

美濃橋を渡って板取川に進むと、河原の広さや道路幅も狭くなります。それでも休日の暑い日など、結構な人と車の数です。下流の河原がいっぱい日は、上流である板取川の河原は、水温の低さもあり、人気スポットのようです。この地域の生活道路エリアでは、十分注意して運転しなければならない道幅の狭いところもあります。

さて、こんな長良川や板取川の夏場に見られる、今や定番にもなっている光景から当然予想されるのが、ごみの始末です。一日の長い時間、自然の中で多くの人たちが過ごした後のごみは、一体どうなっているのだろうか。また、排せつ物の処理はどのようになされている

のだろうか。美しいはずの清流長良川、板取川が汚れたままでは、美濃市へやってきた人たちにまたお越しくささいとは言えなくなります。

そこで1つ目の質問ですが、清流長良川、板取川の夏季における一般廃棄物収集処理の現状はどのようなか、お尋ねいたします。

ここ5年間の廃棄物量の推移、その種類、収集方法、費用等について教えてください。よろしくお願ひします。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） 永田議員の2点目、清流長良川、板取川の一般廃棄物の収集と交通安全対策についての1つ目、清流長良川、板取川の夏季における一般廃棄物収集処理の状況についてお答えさせていただきます。

市内には、自然豊かな清流長良川、板取川があり、夏になると多くの河川利用者が訪れています。特に旧美濃橋下の前野河原は、多い日には1,000人を超す人がバーベキューや川遊びなど、自然を堪能されています。

多くの方はマナーを守り、楽しい一日を過ごされていますが、利用者の中には、マナーを守らないで一般廃棄物をそのままにして帰られる方もあり、市では、長良川の旧美濃橋、新美濃橋、下渡橋、洲原神社前付近、板取川の和紙の里会館前、蕨生大橋、城山橋、旧長瀬橋付近の計8カ所の河原を6月から9月末までの期間、シルバー人材センター等に収集業務を委託しております。

河原の清掃収集業務等は、可燃物、缶、瓶、その他に分別回収し、処理をしています。また、長良川3カ所、板取川4カ所の仮設トイレを設置し、し尿についても処理をしているところでございます。

これらの一般廃棄物は、平成22年度は収集量2,358キログラム、平成23年度は3,366キログラム、平成24年度は3,444キログラム、平成25年度は3,727キログラム、平成26年度は1,608キログラムで、過去5年間の収集経費、処理経費は、年平均79万円余となっています。

また、仮設トイレの収集量は、過去5年の年平均は約1,800リットル程度で、設置及び維持管理経費は、過去5年の年平均で61万9,000円余となっております。

さらに、河川沿いの公衆トイレは、前野地区と神洞地区にあり、前野公衆トイレの維持管理経費は、過去5年の年平均で68万6,000円余、神洞ほたるの里公園のトイレの維持管理経費は、過去5年の年平均で50万4,000円余でございました。

なお、平成26年のごみの回収量は、8月の休日が天候不良で河川利用者が少なかったために減少となりましたが、近年、利用者は増加傾向となっても、ごみ量は横ばいであるということから、少しずつではありますが利用者の美化意識が向上しているように思われます。

〔4番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 関連して再質問いたします。

先ほどちょっと述べていただいた中に、数字でもって示していただけだったので、申し上げる

までもないかもしれないんですけども、実は一般廃棄物の中でも特に注意して見なければならぬということが例の排せつ物、し尿処理のことですが、板取川の流域の方たちから、河原は歩けんよ、何でかという、草むらに排せつ物があちこち散乱していて、下手に歩くと踏んでしまう、こんな声をよく聞きました。板取川流域の排せつ物に対するさらなる強化策というのは図れないものかどうか、お聞かせ願えたらありがたいです。お願いいたします。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） それでは再質問、板取川流域のさらなる強化策は図れないかについてお答えをさせていただきます。

河川管理は、本来県であります。県は長良川の中有知地区、板取川の神洞地区の河原の草刈りを実施しています。しかし、現状は草むら等があるため、排せつ物などの廃棄物により汚れた状態となっている河原が他の地区にもあります。そのため、洲原地区では、年に数回河原の草刈りを地域の住民で実施され、環境保全に取り組んでみえる事例もありますので、草刈りなどにより汚されにくい河原にするなど、市でもいろいろな方法を関係機関と連携し、検討してまいりたいと思います。

[4番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） ありがとうございます。

ただトイレの数をふやせばいいという、そんな単純な問題ではない、それでは済まされぬということがよくわかりました。住民サイドでの環境保全に対する取り組みということは、とてもすばらしいことだと思います。

このような衛生上の問題については、その年ごとに河原の様相、またやってくる人々の数、天候の関係、いろんなことで変化していくということで、総合的な観点で解決策を図らねばならぬということがわかりました。下流域の人々への迷惑にもなってはいけないということで、今後さらに知恵を絞り、市民も参加しながら要望に応える姿勢でよろしく願いいたします。

さて、2つ目の質問に移ります。

今度は、路上駐車と交通安全対策についてであります。

美濃市では、神洞の間倉地区で迷惑な路上駐車を警察へ通報したところ、警察官が来て車の移動を呼びかけ、ところが全然移動させない。よく調べてみると、運転手がもう既にアルコールを飲酒していて、そこで運転したら飲酒違反で捕まるので、そのまま放置されたまま終わってしまったという話も耳にします。地域の方たちにいろんな話を尋ねてみますと、本当に大変なんだなあということが伝わる内容が多かったです。

交通事故はやっぱり起きてしまってからでは遅い。周りの人が非常に神経を働かせて過敏になるのは当然のことかと思えます。また、カラーコーンをそのまま持ち去っていく者もいるなんていうことも聞きました。

地域の人々の交通安全に対する思いを大切にしたいところです。ある人は、私有地を有料



駐車場にした人もいて、話を聞くと、路上駐車は減ったんだけど、これも一つの解決策と言えそうなんです、それで問題が全部解決したわけではないという話も聞いてきました。市は、このような実態については十分に把握済みだと思います。どのような対策を持って対応なされているかお尋ねしたいです。よろしくお願いします。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） 路上駐車と交通安全対策についてお答えさせていただきます。

長良川は、河原への車両の乗り入れが可能な場所が多く、利用者が路上駐車をしているといったような苦情等は現在のところありませんが、板取川流域では、河川利用者による路上駐車が多く見られ、特に長瀬地区と神洞の間倉地区の市民から苦情や対策に関する相談がございました。

市では、7月下旬から8月末までの毎日曜日に、関警察署及び美濃土木事務所と連携して実施しています水上バイク等パトロールの際に、河川利用者に対し水上バイクによる事故防止、遊泳者等の水難事故防止、河原等の環境保全啓発、駐車マナー啓発を実施しているところでございます。

また、長瀬地区・神洞間倉地区では、住民みずからが路上駐車防止のための取り組みとして、住民によるパトロールや、長瀬地区では路側帯にカラーコーンを設置し、迷惑駐車を防止する取り組みを行うほか、両地区では地元で駐車場を確保する取り組みも行ってみえます。

今後、関警察署等と連携し、路上駐車をなくし、交通安全対策をとってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

〔4番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） ありがとうございます。

これほどまでに多くの人たちから美濃市が注目されていることは大変ありがたいのですが、何分、市民の問題というよりも他所から来た人々との関連ですから、解決できるまでには時間と工夫が相当必要です。その年ごとに様子も変化していきますので、実態把握を十分に行い、それに合った対処の仕方をさらに継続していくことを要望して、次の質問に移ります。

3つ目の質問です。

「市民がつくる、きらりと光る美濃市」というふうに第5次総合計画の表紙にもうたっているように、人任せでは自分たちのまちにはならない。主人公は市民一人一人という、まさしくこの言葉をなぞるような長瀬地区での河川ごみの収集を地域で取り組まれていると聞きましたが、今後の美濃市をつくっていく上でのヒントにもなっているようです。住民参加型の取り組み例として、詳しく教えてください。お願いします。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） 住民参加型の詳細についてお答えさせていただきます。

河川環境の保全のために、市内8カ所のうち7カ所をシルバー人材センターに、1カ所を地元の住民で組織した団体に委託し、河川利用者が残していったバーベキューなどで発生するごみ等の収集を行っております。

こうした中で、市内では長良川・板取川の河原環境保全のために多くの市民の方々に協力をいただいています。私どもが把握している、常時活動をしていただいているのは、上河和、保木脇の横持、長瀬の皆さんですし、長良川中央漁業協同組合の皆さんや美濃市花火大会の後、クリーン・ザ・美濃のときには、多くの市民の皆さん方に協力をいただいております。

特に長瀬地区では、地元の豊かな自然環境は自分たちの手で守ろうと、長瀬地区の住民で組織された地域のイベントの実行を目的とした団体が、長瀬橋周辺の河原等のごみ収集活動を行っていただいています。

市といたしましては、このように住民みずから地域の環境をよくしようとする積極的な活動に感謝しております。また、こうした活動に対し支援することを目的に、平成18年度から身近な自然環境の保全事業補助金を創設しています。本年度からは、地域の絆づくり事業補助金による支援も行っているところでございます。

自分たちの地域の環境は自分たちが守るという意識とともに、住民の絆がより深くなることを期待しております。

#### 〔4番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 長瀬地区のこの住民参加で取り組んでいらっしゃる姿というのは、非常にこれからの美濃市を築いていく上での底力になるのではないかと思います。地元でできることはまず地元でと、積極的に手がけられたその姿勢を、その他の地域でも大いに参考にしたいものです。私自身も取り組めることはみずから進んでやっていきたい、そんなふうに思いました。

これからは、ごみの問題だけではなくて、他の環境改善の問題についても、先ほどちょっと説明していただきました、1つは平成18年度からの身近な自然環境の保全事業補助金、それから2つ目、本年度からの地域の絆づくりの事業の補助金、このような市の支援があるのだということも推進力にして、自分たちの住む地域でも実践していけるように声を広めたいです。

長々と続けてきましたが、最後、4つ目の質問に移ります。

これからの清流保全への提言があるとすればどのようなか、お尋ねいたします。お願いします。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） これからの清流保全への提言があるとすれば、どのようなかについてお答えをさせていただきます。

市民憲章の中には、緑と水に恵まれた豊かな自然を守りましょうとあります。また、ぎふ清流国体を機に制定された清流の国ぎふ憲章では、清流の恵みに感謝し、清流に育まれた自

然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして生かし、伝えるとしています。

これらのことを推進するために、市民の皆さんとともに先人から受け継がれた宝を後世に引き継ぐことが我々の責務と考えています。御理解と御協力をお願いし、答弁とさせていただきます。

[4番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） ありがとうございます。

河川美化と安心・安全な生活の維持に関係した幾つかの質問を行って来ました。市民の皆さんの日ごろの思いや声が行政内部に届けられれば、市はその要望に沿って、可能な限り対応してもらえるものと確信しました。まだまだ解決されなければならない課題についても明らかにされました。

市民の知恵と行動力、行政のバックアップによって、立ち寄ってみたい明るい美濃市がさらに広げられると信じ、長く続けましたが、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（太田照彦君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後2時31分

---

再開 午後2時41分

○議長（太田照彦君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 岡部忠敏君。

○6番（岡部忠敏君） 皆さん、こんにちは。

発言通告に従いまして、2点の質問をさせていただきます。1つは、自転車運転の新ルールと安全対策について、もう1つは、認知症の予防対策についてであります。

では、自転車運転の新ルールと安全対策について質問させていただきます。

信号無視などの危険な行為を繰り返す自転車運転者に講習受講を義務づける改正道路交通法が、本年の6月1日に施行されております。自転車利用者への周知徹底を図るとともに、これを契機に社会全体での自転車マナーなどの向上を進めていくことが重要なことではないかと思っております。

平成26年の自転車乗用中の交通事故件数は全国で10万9,269件。平成22年度以降、減少傾向にはありますが、それでも全交通事故件数の19%が自転車事故で占められております。そして、自転車事故による死者の数は540人、決して少ない数ではありません。

岐阜県では、平成26年の交通事故死者数は93人、そのうち自転車事故での死者の数は16人の方が亡くなっております。悪質な運転への対策が求められているのがあります。

今回の道路交通法の改正では、14項目の危険運転とみなされる違反行為が上げられております。1つ、信号無視、2つ、通行禁止違反、3つ、歩行者用道路の徐行違反、4つは通行区分違反、5つに路側帯通行時の歩行者への通行妨害、6つ、遮断踏切立ち入り、7つ、交

差点安全進行義務違反、8つは交差点優先車妨害等です。9つ、環状交差点の安全進行義務違反、10は指定場所一時不停止であります。11として、歩行者通行時の通行方向違反、12はブレーキ不良自転車の運転、13として、酒酔い運転、14が安全運転義務違反、これは携帯電話を使つての運転とか、イヤホンなどをしたときの運転、また一般に雨の日行われている傘差し運転などがあります。これらの危険な違反行為をしまして、3年以内に2回以上摘発された場合、14歳以上の運転者には、公安委員会の命令を受けて3カ月以内の指定された期間内に、自動車と同じような安全講習の受講を受けなければなりません。そして、公安委員会の受講命令に従わないで講習を受けなければ、5万円以下の罰金が科せられることになっております。

島根県松江市では、平成26年8月1日に松江市自転車安全利用条例が施行されております。市のホームページやポスター、チラシによって広報活動をし、交通ルールの遵守、自転車の安全利用の理解を深める啓発活動が行われております。岐阜県でも、地域の警察を中心として、改正法の周知に努めていると思いますが、いまだ具体的な内容を知らない市民の方も多いのではないかと思います。

1つ目の質問としまして、美濃市では、自転車運転の新ルールの周知啓発についてどのような取り組みをしているかをお尋ねします。

また、兵庫県においては、高額な賠償を伴う自転車事故の増加を背景にしまして、平成27年4月1日に、自転車賠償保険の加入を義務化した条例を施行しております。これは、年間掛金2,000円で1億円の賠償補償があります。賠償保険は、万が一のときの備えであります。美濃市でも、自転車の安全利用についての広報や啓発活動の際には、自転車賠償保険の加入を推奨していただけないでしょうか。民生部長にお尋ねいたします。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） それでは岡部議員の1点目、自転車運転の新ルールと安全対策についての1つ目、自転車運転の新ルールの周知啓発はどのようなか。また、万一の場合、自転車保険への加入を推奨する考えはないかについてお答えをさせていただきます。

御承知のとおり、改正道路交通法の施行により、平成27年6月1日から、自転車運転者が信号無視や一時不停止など特定14項目の危険行為を過去3年以内に2回以上繰り返すと、自転車運転者講習の受講が命じられるようになりました。信号無視をして、車にはねられ死傷する、自転車で歩行者をはねて死傷させるなど、自転車による交通事故のニュース報道をよく耳にするようになり、こうした事故を防ぐために、自転車に乗る側への規制を厳しくするための改正となっております。

美濃市では、ことしの7月、夏の交通安全県民運動実施期間中、道の駅にわか茶屋で関警察署や中濃地区交通安全協会、美濃市交通指導隊、美濃市女性交通安全委員会の皆さんと一緒に交通安全キャンペーンを行い、今回の自転車運転に関する改正のチラシ等を配り、啓発に努めたところでございます。また、同じく7月に、岐阜県警察本部、岐阜県交通安全協会

主催で行われた第38回岐阜県交通少年団自転車安全大会に、中濃地区代表として美濃小学校6年生6名が出場してくれました。大会までの約3カ月間、市交通指導員や関警察署交通係の警官の方の指導のもと、交通安全の知識やルールを学びました。学校では、応援も兼ねて全校挙げて交通安全教育等に取り組み、特に自転車の安全な乗り方について指導を進められています。

そのほか、警察では、自転車通学生の中・高生に対し、自転車点検などの機会に交通ルール等の啓発を実施されています。

市といたしましては、警察と連携をとりながら、交通安全の知識やルールについて周知に努めていきたいと考えております。

また、近年、自転車と歩行者による事故で、自転車運転者が加害者となり、多額の損害賠償を請求されるケースがふえてきています。万一の場合の自転車事故に備えた自転車保険への加入は、自動車賠償責任保険のような強制的な保険はないため、利用者の任意となっているのが現状でございます。こうしたことから、保険加入については、交通安全啓発の中で加害者とならないための安全な自転車利用や、加害者となった場合の負担の現状を周知するなど啓発活動を行い、自主的な加入促進につなげてまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

〔6番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 6番 岡部忠敏君。

○6番（岡部忠敏君） 御答弁ありがとうございました。

それでは2つ目の質問として、神奈川県では、自転車の正しい交通ルール・マナーを学び、自転車を安全利用できる子供たちを育て、交通事故防止を図ることを目的とし、クイズ形式になっております教材「チリリン・タイム」を使ってホームルームや学級活動などの時間に自転車安全教育を行っております。また、美濃加茂高校では、平成23年10月より自転車運転免許制度を取り入れ、交通安全教育を行っております。従来のような交通安全教室や講習会も法令遵守意識向上に役立っていましたが、交通法規を学んだあかしとしまして免許証が発行されることで、交通安全意識を高めるのに大きく効果があったと聞いております。

本年7月28日には、第38回岐阜県交通少年団自転車安全大会に美濃小学校6年の児童が出場して頑張ってきたと伝え聞いております。

そこで、美濃市内の小・中学校では、どのような教材で、どのような方法で自転車安全運転の教育をなさっているのか。また、新ルールについてはどのように指導しているのか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（太田照彦君） 教育長 樋口宣直君。

○教育長（樋口宣直君） 小学校・中学校における自転車の安全指導はどのようにについてお答えをいたします。

市内の小・中学校においては、交通安全年間指導計画に基づきまして、児童生徒の実態、地域の交通安全上の危険箇所等の実情に応じて指導に努めております。

小学校では、警察署や交通安全協会等、関係機関の協力を得まして、年数回交通安全教室を実施して安全教育を行っております。運動場に実際の道路を想定して信号機や横断歩道を設置したり、実際に車を走らせたりして、実生活に即した自転車の安全な乗り方の指導を行っております。また、講話やビデオ等を活用し、学年の発達段階にあわせて、自転車運転にかかわるルール・マナーの指導、危険予測と安全対策の指導、自転車点検の必要性等についての指導も行っております。

先ほど話がございましたように、岐阜県の自転車安全大会に出場した美濃小学校におきましては、交通法規や道路標識に関する理解、そして安全走行・技能走行について代表の6名が取り組み、全校児童の前でそれを発表することにより、自転車の安全運転に対する意識を高めることができました。

また、中学校では、自転車による通学のほかに、部活動等の移動手段として自転車を運転する機会が大変多いため、毎月の交通安全指導日を中心に、路上におけるヘルメットの正しい着用、安全な運転の仕方などにつきまして指導を繰り返し行っております。

新ルールの啓発につきましては、改正道路交通法公布時に各学校におきまして指導をいたしました。指定された危険項目について、全校集会の場や放送を通じて、あるいは交通安全教室において指導した後、学級ごとに担任から児童・生徒一人一人の安全意識を一層喚起するために、リーフレット等を活用して具体的な指導を行いました。特に中学生には、14歳以上は全ての項目について取り締まりの対象になることや、ペナルティーを与えられることも説明をいたしました。各家庭に対しましては、児童・生徒を通してリーフレットを配付することにより周知を図りました。

市内全ての学校におきまして、今後も引き続き交通安全指導を推進してまいります。御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

[6番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 6番 岡部忠敏君。

○6番（岡部忠敏君） 御答弁ありがとうございます。

改正されました道路交通法は、危険運転する自転車運転者に対して講習受講を義務化しております。自転車も、道路を走行するときは自動車と同じであります。事故による損害賠償責任も発生いたします。

自転車での加害事故の例としまして、平成25年7月4日兵庫県神戸地裁の判決では、11歳の男子小学生が夜間、帰宅の途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路で歩行者の62歳の女性と正面衝突、女性は頭蓋骨骨節等の傷害を負い、意識が戻らない状態となっております。そのときに、賠償額は9,521万円を支払ったそうであります。

自転車による交通事故は、自分がけがをするだけでなく、相手にけがをさせたり、相手のものを壊したりすることがあります。ぜひ万が一の備えとしまして、自分たちの生活を守るために自転車賠償保険の加入を促進していただきたいと心よりお願い申し上げます。

次に2点目の質問に入らせていただきます。

2点目の質問としまして、認知症の予防対策について民生部長にお尋ねいたします。

今日、認知症は世界規模で取り組むべき課題であります。本年開催されましたWHOの認知症閣僚級会議では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置づけるべきとの考えが確認されております。

世界最速で高齢化に進む我が国は、団塊の世代が75歳以上になる2025年には、認知症高齢者の数は700万人に達すると推計されております。これは高齢者の5人に1人が認知症になるということであります。我が国の認知症への取り組みが非常に注目されております。

そして、政府は本年1月に認知症対策を国家的課題として位置づけ、認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランを策定し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すこととなっております。

現在、認知症の50%以上をアルツハイマー型認知症が占めております。そのほか、脳内出血による脳血管性認知症、原因不明ではありますが、レビー小体型認知症の3つに大きく大別されております。

アルツハイマー型認知症は、発症の20年近く前から原因物質であるアミロイド・ベータ・ペプチドが脳内に少しずつ蓄積することで起こっております。さらに発症15年前からは、タウという物質が脳内の神経細胞を攻撃し始め、脳の記憶をつかさどる部分の海馬が萎縮していき、発症5年前からは軽い物忘れが始まり出します。

私たちの老後の生活、医療、介護の環境を考えれば、認知症の予防・治療法の確立は大変に重要な取り組みであります。

1つ目としまして、現在美濃市には代表的な認知症であるアルツハイマー型認知症と診断されている方はどれくらいいるのかをお尋ねいたします。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） 岡部議員の2点目、認知症の予防対策、1つ目の代表的な認知症であるアルツハイマー型認知症と診断された方は美濃市にどれくらいいるかについてお答えをさせていただきます。

日本の認知症患者につきましては、厚生労働省が2013年6月に発表したデータでは462万人で、75歳以上の高齢者のうちの約15%と推計しています。

認知症はアルツハイマー病、脳血管性認知症、レビー小体認知症などに分類されていますが、その中で約66%がアルツハイマー病と言われております。

美濃市においては、アルツハイマー病の方の数は把握できませんが、厚生労働省の推計データを当てはめて推計してみますと、65歳人口が本年3月末現在で6,783人であることから、約650人程度と推計されています。

〔6番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 6番 岡部忠敏君。

○6番（岡部忠敏君） 御答弁ありがとうございます。

次に2つ目としまして、日常生活に支障はありませんが、そのまま過ごすと約5年で半数以上の方が認知症に移行すると言われております、健常者と認知症の中間の段階の軽度の認知障害の方は市内にはどれくらいいるのか、お尋ねいたします。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） 軽度認知障害の方についてでございますけれども、軽度の認知障害は、認知症ではないが、物忘れなどの認知症と似た症状があるが、衣類の着脱や食事の支度、交通機関を使つての移動などは自立しており、自覚的に周囲から見ても物忘れ以外に日常生活上の大きな支障がないが、このうちの何割かは数年後に認知症に移行していくと考えられています。

美濃市内の認知症予備群と言われる軽度認知障害の高齢者につきましては、把握できていませんが、厚生労働省研究班の推計では、軽度認知障害の人は、65歳以上の高齢者のうち約13%とされています。これを本年3月末現在の美濃市65歳以上高齢者数に当てはめて推計しますと、約850の方が軽度認知障害と推計されます。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 6番 岡部忠敏君。

○6番（岡部忠敏君） ありがとうございます。

3つ目としまして、認知症は現在の医学では完治が見込まれておりません。代表的な認知症であるアルツハイマー型認知症は、一旦発症してしまうと病状が進行していきます。しかし、完治できないまでも、進行の度合いを大きくおくらせることができるようになってきました。しかも、発見が早ければ早いほど認知症の進行をおくらせる可能性は高くなってまいります。認知症の早期診断、早期対応は認知症進行をおくらせるのに大変有効だと思います。そこで、認知症の判断基準はどのようなものかをお尋ねいたします。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） 認知症の判断基準はどのようなものかについてお答えをさせていただきます。

認知症の判断基準は、世界保健機関国際疾病分類第10版（ICD-10）とアメリカ精神医学会の精神障害診断基準第4版（DSM-4）がありますが、現在、世界で最も広く用いられている認知症のガイドラインとしては、アメリカ精神医学会の作成した精神障害診断基準第4版のDSM-4でございます。

この認知症判断基準は、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症などの診断基準が示され、共通する認知症の部分が認知症の診断基準として使われ、5つの条件を全て満たした状態を認知症としています。その5つの条件とは、1. 記憶障害がある。2. 失行、失認、失語、実行機能障害のどれかがある。3. 社会生活に支障を来す。4. 記憶障害や失行、失認、失語、実行機能障害のため社会生活に支障を来す。5つ目として、意識障害はないというものです。また、脳血管性の疾患やその他の疾患と判別するために、CTやMRI等の画像診断も行われます。



いずれにしても、医療機関を受診して適切な診断を受けることが大切です。以上です。

[6番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 6番 岡部忠敏君。

○6番（岡部忠敏君） 御答弁ありがとうございます。

最後に、認知症高齢者等に優しい地域づくりに向けまして、美濃市における認知症の予防対策とこれからの取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） それでは、認知症の予防対策と今後の取り組みはどのようなことについてお答えをさせていただきます。

今後、高齢者の増加に伴い、認知症は大きな課題となっています。その対策につきましては、大きく3つ上げられます。

まずは、認知症とはどういう病気かを知ってもらうことです。先ほどもお話をしましたが、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランにおいても、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進を図るとしております。皆さんに認知症について理解をしていただくことで、認知症に対する偏見をなくしたり、どこかで認知症らしき人を見かけたら、知らん顔をせず、声かけを行ってもらうことで手助けができたり、行方不明になることを予防できると考えています。

次には、認知症にかからないための対策を行うことです。

最近の研究では、認知症は生活習慣や食生活を改善することで予防できると言われております。そのために、生活習慣病を予防することや運動習慣をつくること、食生活を改善することが大切です。また、脳を使うことが大切で、国立長寿医療研究センターの研究では、脳を使いながら運動する、例えばしりとりをしながらウォーキングをすることで、脳の海馬の萎縮をとめられるという報告があります。こうした情報を市民に伝えながら、認知症予防を進めていきたいと考えています。

現在、脳の健康教室を市内6カ所で実施しています。その教室は、いわゆる簡単な読み書きそろばんを行うものですが、単に読み書きそろばんを行うだけでなく、集まって行うことで出かける機会をつくり、体操を行ったり、他の人と交流することにより認知症の予防に努めています。

また、来年度岐阜県で開催される全国レクリエーション大会の種目としてオレンジビクス体操が加わり、美濃市で開催されることとなっております。このオレンジビクス体操とは、専門的ADL体操といい、認知症予防体操の一つでございます。ことしはプレ大会として10月25日に武義高校の体育館をお借りして開催をします。それに向け、既に市内3カ所で講習会等を開催しております。今後、大会を契機に美濃市全体に広げ、予防の推進に努めてまいります。

3つ目は、認知症の早期発見と、早目に受診し、認知症の鑑別診断が必要です。軽度のうちに発見することで、重度になることを予防することができます。また、脳血管性の認知症

やレビー小体型認知症、慢性硬膜下血腫等を発見することが必要です。

これらの対策に当たっては、今後も地域包括支援センターが中心になり、相談を受けたり専門医の紹介等を行うなど、相談や支援の体制を充実するとともに、ふれあいサロン、なごみカフェ等を活用して認知症対策に努めてまいりたいと思っております。

認知症は誰でもかかり得る病気だということを認識し、いつまでも安心して住めるまちづくりを目指していきたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

[6番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 6番 岡部忠敏君。

○6番（岡部忠敏君） 御答弁本当にありがとうございました。

認知症の予防策として、さまざまな取り組みが行われていると拝聴いたしました。

これから突入します高齢化社会において、認知症のケアや予防の取り組みをしっかりと推進していただきまして、そして認知症の方ばかりか介護する家族の方々の安定した日常を守るために、認知症への理解を深める普及啓発活動をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（太田照彦君） 次に、7番 辻文男君。

○7番（辻文男君） こんにちは。きょう最後の質問になりますけれども、しばらくの間、よろしく願いいたします。

私は、発言通告に従いまして、一般質問2点、再任用制度の運用についてと観光資源としての文化遺産の整備についての2点を行います。

最初の質問は、再任用制度の運用についてです。

平成25年度から平成37年度にかけて、公的年金の支給開始年齢が現行の60歳から65歳へと段階的に引き上げられることになりました。これに伴い、美濃市でも美濃市職員の再任用に関する条例に従って、平成26年4月から、3月末の定年退職者を対象に再任用制度が実施されています。本年4月には、最初の適用者が退職あるいは継続雇いで1年間の任期を全うされ、本年3月に新たに退職された方も再任用され、その職務を遂行されています。

昨年と本年の再任用職員は、基本的には1年の雇用期間ですが、来年度と再来年度の退職者は退職後2年間、それ以降の退職者は2年ごとに3年間、4年間、適用の最後に当たる退職者は5年間にわたり公的年金が支給される年齢、満65歳を迎えた年度末まで再任用により雇用されることが決まっています。来年以降、段階的措置は8年後まで続くわけですが、それ以降は全ての定年退職者が満65歳になる年度末まで再任用制度の恩恵を受けることになります。

退職される職員は、最も長い方で42年間にわたり市職員として経験を重ねられ、数多くの職種において事業の企画、実施担当としてかわりを持たれた大ベテランの方々ばかりであります。このように経験豊かな行政マンが、再任用制度によって定年後もさらに職務に携わっていただけるということは、どのような形で働いていただくかによって、効率のよい業務推進に多大な貢献をしていただけるのではないかと考えております。

この一般質問では、現在の再任用制度の状況をお伺いし、今後の再任用制度利用者の動向を把握しながら、業務効率の向上に大いに寄与する再任用制度として運用すべきとの思いから、秘書課長にお伺いをいたします。

最初に、昨年から運用が開始された再任用制度の状況はどのようなかについて、退職者と制度利用者、勤務場所や勤務形態についてお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（太田照彦君） 参事兼秘書課長 市原俊美君。

○参事兼秘書課長（市原俊美君） 皆さん、こんにちは。

辻議員の一般質問、再任用制度の運用についての1点目、現在の状況はどのようなかについてお答えいたします。

平成25年の3月26日、国家公務員の雇用と年金の接続の閣議決定によりまして、国家公務員の定年退職する職員が再任用を希望する場合、公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、原則として再任用することとされました。この閣議決定を受けまして、地方公務員についても、その趣旨を踏まえ、実情に応じて必要な措置を講ずるよう要請がありました。本市においても、平成25年度の定年退職の職員から再任用制度を適用しているものでございます。

美濃市職員の再任用職員の状況につきましては、一般行政職で平成26年度が、前年定年退職者数が11名で、うち再任用希望者が5名で、全員を地域ふれあいセンターにて再任用いたしております。また、平成27年度は、前年定年退職者数が10名で、うち再任用希望者が7名で、5名を本庁舎、美濃病院、地域ふれあいセンターにて再任用いたしております。

また、その勤務形態につきましては、本庁舎では、職員と同じフルタイム勤務と週31時間の短時間勤務の2つに分け、美濃病院及び地域ふれあいセンターでは、週31時間の短時間勤務としたところでございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 再質問をお願いします。

再任用契約には、業務の内容によって、フルタイム勤務と短時間勤務の契約種別があるということは理解しました。

25年度は、定年退職職員11名のうち5名、26年度は、定年退職職員10名のうち5名が再任用されていますが、再任用されなかった定年退職職員は再任用を希望されなかったのですか。また、採用審査に当たって不適任という判定の方は見えなかったのですか、お伺いいたします。

○議長（太田照彦君） 参事兼秘書課長 市原俊美君。

○参事兼秘書課長（市原俊美君） 再任用希望につきましては、一般行政職の25年度定年退職者11名のうち、5名は再任用で、6名は希望がございました。26年度につきましては、定年退職者数10名のうち、3名は希望なし、希望者7名のうち再任用は5名で、2名は辞退をされ、不適任者はございません。

〔7番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） ありがとうございます。

それでは2番目の質問に移ります。

私の調査結果では、来年度以降、8年間の再任用制度の対象になる退職予定者は50余名に上ると思いますが、今後の制度利用者をどのように見込んでいるのかをお伺いいたします。

○議長（太田照彦君） 参事兼秘書課長 市原俊美君。

○参事兼秘書課長（市原俊美君） 再任用制度の運用についての2点目、今後の制度利用者をどのように見込んでいるのかについてお答えします。

一般行政職の定年退職予定者数は、平成27年度10名、平成28年度は8名、平成29年度は5名、平成30年度は5名、平成31年度は12名となっております。

再任用制度につきましては、定年退職者のうち希望する者全員が対象となるため、その正確な制度利用者はわかりませんが、今までの2年間の実績及び今後、共済年金支給開始年齢が段階的に引き上がることから、再任用を希望する職員の割合が多くなることも見込まれます。おおむね半数以上はこの制度を利用するものと見込んでおります。

〔7番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 再び再質問をお願いします。

ただいまの答弁では、おおむね半数以上の退職者が再任用制度を利用する見込みであるとのことですが、それぞれの年度に対応する職員定数をどのように計画しているのかをお聞かせください。

○議長（太田照彦君） 参事兼秘書課長 市原俊美君。

○参事兼秘書課長（市原俊美君） 職員数につきましては、平成27年4月現在の再任用職員を除く一般行政職の職員数は187人で、職員数はおおむね現状の推移を維持したいと考えております。再任用希望者の採用につきましては、業務内容・勤務体系を十分に考慮いたしてまいりたいと思います。

新規職員の採用につきましても、再任用とのバランスも考え、継続的な採用を予定しております。

〔7番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 職員定数は、現在の187名を維持しながら、再任用採用者と新規採用者をバランスよく雇用し、業務内容や勤務体系を考慮していくということを答弁いただきましたが、再任用制度の利用者が予測どおりになるとすれば、これから迎える各年度において、職員がかなり多くの人員になることがわかります。

今議会の決算報告においても、副市長が総務費の増加原因の一つに再任用による職員の増加を上げられていましたが、ただいまの答弁から想定される人件費は、予想を大きく上回る

人件費の増加につながると思われます。ざくっと計算してみますと、おおむね累計すると20人ぐらいの再任用者が見えるとするならば、月額20万円程度の給料で働いていただく現状から考えますと、大体1カ月に400万、年間14カ月を掛けますと大体5,600万ぐらいですから、6,000万弱ぐらいの費用がかかってくるんじゃないかなというふうに推測されますが、詳しいのはこれから正式な数字を追ってからになると思います。

条例に従って再任用する場合には、再任用の雇用条件を十分に検討して、財政への圧迫回避に向けてどのように対処するかは、今後の大きな課題であると思います。

全国の各市町でも、再任用制度の課題として、大きく次の4点を上げています。1つ、元管理職員が管理職員として採用されない場合は、元上司が部下や同僚となることでお互いに気遣うことになり、意識の切りかえが必要になってくる。2番目、短時間勤務の雇用では、フルタイム職員と同様の業務を担うことになり、勤務日数を制限されることから、他の職員への負担がふえることも予想され、短時間勤務にふさわしい職務や時間調整が必要になってくる。3番目、職員の定数管理が適用されると、再任用者がふえることによって新規採用者の採用が控えられることが考えられるが、職員の年齢構成のバランスに乱れが生じ、業務に支障を来すおそれも出てくる。4番目、再任用者も一担当として職務を担うことになるので、同じ職務をこなしても現役職員の給料に対して減額が生じ、モチベーションが低くなる。

一方、こうした課題がある中で、再任用制度を有効に運用することによって、1つ、退職前に培った知識・経験を活用し、即戦力として期待できる。2つ、経験を有する職種での任用が効率的かつ効果的である。3つ目、短期間の雇用なので、専門性が生かせる職種に固定して効果が期待できるなどなど、業務の効率的、効果的な運用への期待もあります。

このような多くの課題がある中での再任用制度の今後について、どのように取り組むのかをお聞かせください。

○議長（太田照彦君） 参事兼秘書課長 市原俊美君。

○参事兼秘書課長（市原俊美君） 再任用制度の運用についての3点目、業務効率向上に向けて、今後どのように取り組むかについてお答えします。

平成27年8月の人事院勧告の公務員人事管理に関する報告の、高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）の項目では、本年度の国家公務員の再任用の状況が総数約9,700人で、前年度比12%増、定年退職者のうち再任用希望者の割合が54%、短時間勤務が70%となっており、定年前より職責の低い補完的な業務を担当する傾向が続いているとしております。

一方、人事院による民間企業の勤務条件制度等調査によると、平成25年度中に定年退職し再雇用された者については、フルタイム勤務が92%となっており、民間企業ではフルタイム勤務が中心となっております。

公務における職員の在職状況では、40歳代、50歳代の在職者の割合が20歳代、30歳代の割合を相当に上回る状況で、将来的に行政に係る経験知・ノウハウの円滑な継承が困難となることが懸念され、再任用職員の能力及び経験を職務執行の中で本格的に活用していくことが

必要であるとしています。

当市におきましても、職員の年齢構成が国と同様に40歳代、50歳代の割合が相当に上回っており、今後の再任用希望者も増加が見込まれますが、職員定数、配属状況及び市の財政状況などにより、希望者全員の再任用は難しいことが想定されております。それぞれが長年培った能力及び経験を有効に活用できる方を優先的に再任用することで、業務効率の向上を図ってまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 私は、この一般質問に当たって県内他市の再任用の状況を調査しましたが、運用開始時点では、おおむね美濃市と同じような状態であると感じました。

その中で、これはしっかりした再任用制度の運用であると思ったのが、多治見市の制度運用です。

多治見市では、再任用職員に対して、財政課には契約指導担当、道路河川課には指導調整担当、市街地整備課には市街地再開発担当等々、指導的立場にあるという職責を明確にして、退職者の知識・経験を生かした働きがいのある職場環境を形成できるような制度を意識して運用してみえると思いました。

再任用制度の運用には、職員定数、配属状況、そして財政状況など、多くの要素を勘案しながら適正かつ効果的な運用が望まれますが、特に新規採用者が差し控えられるような状況には決してならないよう配慮することとあわせて、財政面への負担を考慮した運用の構築が必要であることは、改めて言うまでもないことと思います。

今議会での質問を通じて、美濃市における再任用制度の運用には、まだまだ検討を重ね、よりよい制度にするには、取り組み、解決すべき課題があると思いました。まだ始まったばかりの制度であります、できるだけ早期に他市の手本となるような制度構築を要望するとともに、今後の制度運用を見守りたいと思えます。

以上、一般質問の1番目、再任用制度の運用についての質問を終わります。

2番目の質問は、観光資源としての文化遺産の整備についてです。

最近、美濃市文化遺産活用実行委員会の編集・発行による美濃市文化遺産散策マップの配付を受けました。こういったもの、皆さんもお持ちだと思います。

これは、文化遺産を生かした地域活性化事業として、平成26年度文化庁文化芸術振興補助金により作成されたものと聞いています。このマップは、国指定、県指定、市指定の文化財や歴史建造物、伝統的建造物が紹介されており、美濃市を訪れる観光客の方々や、歴史、文化財に興味をお持ちの方々に大変重宝される資料になるものと思えます。

しかし、ここで紹介されている幾つかの文化遺産は、現場を訪れてもその価値などを確認できるすべのないものも含まれていることに気づきました。

この質問では、観光資源として紹介されているにもかかわらず、維持管理の整備に物足りない状況がある点について、現在の状況と今後の対応についてどのように考えているのかを

産業振興部長にお伺いし、今後の取り組みの必要性を提案したいと思います。

最初に、国登録有形文化財、旧名鉄美濃町線美濃駅本屋・プラットホーム及び線路についてお伺いします。

平成11年の名鉄美濃町線廃線に伴い、美濃市が寄附を受け、平成17年に国登録有形文化財に登録されています。全国の鉄道ファンが関心を寄せる駅舎を初めとする施設や電車には、多くのマニアが訪れていましたが、3年ほど前から市民の有志グループとのかかわりが薄くなり、物品販売やイベント開催がなくなり、にぎわいを失ってきたように思います。その後、駅前にポケットパークの整備をしましたが、以前のようなにぎわいはなく、閑散とした風景をとどめています。

本年3月には、大野町黒野駅の記念事業に電車を貸し出し、さらにはにぎわいが薄れたように感じているのは私だけではないと思います。駅舎の耐震構造を検証し、改築するという計画もあったと認識していますが、その後の進展については動きがとまっている状況だと思います。

現在のような状況で観光資源として多くの方々に紹介しても、遠くから観光を目当てにしてきていただく方には、十分満足していただける施設とは思えません。

そこでお伺いしますが、旧名鉄美濃町線美濃駅本屋・プラットホーム及び線路の現在の状況と、今後の対応についてお聞かせください。

○議長（太田照彦君） 産業振興部長 林信一君。

○産業振興部長（林 信一君） それでは辻議員御質問の、旧名鉄美濃町線美濃駅本屋・旧名鉄美濃町線美濃駅プラットホーム及び線路の現状と今後の対応はどのようなかについてお答えをいたします。

御質問の当該施設は、平成11年の名鉄美濃町線廃線に伴い、美濃市が寄附を受け、平成17年2月18日、国登録有形文化財として登録しております。

管理に関しましては、平成18年4月から、美濃市観光協会へ委託をしております。

この施設は、大正12年の建築であり、美濃市に残る近代洋風建築の中で公共的な建物として、その特徴を生かし、電車の展示など保存活用を図っています。しかし、寄附を受けて以来、軽微な改修はその都度行っておりますが、老朽化が進み、修繕箇所がふえております。

また、美濃駅本屋は大正期の近代建築の様相をとどめる貴重な公的遺産で、将来への保存には補強や改修が必要なため、平成25年に耐震診断を実施しました。その結果、外壁の補強、建具の全面取りかえなどが必要との診断でありました。

当施設は、国登録有形文化財であり、その価値を損なわないよう改修するためには、多額の費用を要します。そのため、国の補助金である文化財建造物を活かした地域活性化事業の採択を受けて整備を進めるために、まずは国が指定する保存活用計画を策定する必要があり、有識者を含めた委員会を立ち上げ、御意見を伺うこととしております。

現在、「モ512」の展示車両につきましては、揖斐郡大野町へ貸し出しをしております。これは、大野町の合併60周年記念事業及び黒野駅レールパーク2周年記念事業の開催に当た

り、当時の車両を展示することで町民の皆さんに昔を懐かしんでいただく機会としたいという大野町からの申し出があったものでございます。来年3月には車両が戻ってまいります、その間の展示中に、車両の塗装や整備を大野町で実施していただいております。

ことし3月の貸し出しに当たっては、鉄道愛好家の方々による車両清掃活動イベントを開催し、観光客の方にも大勢参加していただきました。また、夏休みには「モ512」の2分の1サイズの段ボール電車を作成し、子供たちに自由にペイントをしてもらい、来年3月まで駅舎に展示する予定であります。こうしたイベントなど開催により、話題の提供にも努めております。

[7番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 再質問をお願いします。

答弁では、耐震診断の結果も踏まえ、有識者を含めた委員会を立ち上げ、意見を取り入れ、国が指定する保存活用計画を策定され、国からの補助金を受け、施設整備を進めるとのことでしたが、施設修繕後には観光資源としてどのような活用を考えてみえるのかをお聞かせください。

○議長（太田照彦君） 産業振興部長 林信一君。

○産業振興部長（林 信一君） 観光資源として活用できる文化財は、美濃地区には旧今井家住宅・美濃資料館、美濃和紙あかりアート館、美濃橋、長良川鉄道美濃市駅本屋、小坂家住宅などの貴重な資源があります。観光客が市内に少しでも長く滞在していただけるように、こうした施設と連携し、また周遊できる活用策を考えていく必要がございます。

現在、旧名鉄美濃駅を訪れる方の中には、電車のシートに座り休まれたり、整備されたポケットパークでゆったりと時間を過ごされる方もお見えです。また、鉄道愛好家の方々などによるイベント開催での利用もございます。

今後、施設の整備状況を踏まえ、観光客などの回遊性にも考慮し、駅全体の空間を楽しんでいただく憩いの場としての活用を進めてまいります。

[7番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） ありがとうございます。

ゆっくりとくつろげる駅舎空間としての利用が期待されるわけですが、来る10月10、11日のあかりアート展に「美濃あかりアート 長良川鉄道美濃駅～広岡町駅前通り～俵町銀座通り あかりロード」として、長良川鉄道美濃駅から俵町銀座通りまでの約800メートルの道路沿線を昭和30年ごろのにぎわいの記憶を振り返りつつ、観光資源の発掘、整備をして、うだつの町並みへ観光客を誘導する試みを民間グループで企画されています。今、こういったものが市内の各所に置かれていると思いますけれども、こうした事業に寄与するためにも、一刻も早い整備が望まれていることを改めてお伝えしておきます。

次に、2番目の歴史建造物須田万右衛門邸についてお伺いいたします。



ちょうど1年前の一般質問で、この旧須田邸について有効な活用を提案しましたが、何ら進展もなく現在に至っています。修復に莫大な費用がかかるという答弁もありましたが、民間活用も含めて費用の捻出にもアイデアが必要で、見せる建造物として修復活用の提案もさせていただいたと記憶しています。

このお屋敷は、川湊灯台に至る歴史散策の道の重要拠点として位置づけられており、屋敷前に掲げられている説明文だけでは、旧名鉄美濃町駅と同じく、訪れる観光客には物足りなさが残ると思います。やはり紙問屋の栄華に満ちた内部造作などを公開してこそ、歴史的建造物としての意義があると思います。

寄附を受けた建物でありながら、何の手当てもせず放置し、いたずらに老朽化を進めては、寄贈者にも顔向けできないと思います。修復に莫大な費用を要するなら、その旨を明らかにし、保存活用のあり方など寄贈者の意思確認を行い、早急な対応をすべきと考えます。

昨年的一般質問以降の旧須田万右衛門邸について、現在の状況と今後の対応についてお聞かせください。

○議長（太田照彦君） 産業振興部長 林信一君。

○産業振興部長（林 信一君） 旧須田万右衛門邸の現状と今後の対応はどのようなかについてお答えいたします。

旧須田万右衛門邸は、平成21年11月に寄附を受け、その活用策について、美濃市歴史まちづくり協議会の委員で美濃市まちづくりアドバイザーでもある栃木県の小山市の小山工業高等専門学校苅谷校長を通して、同校の先生方から平成24年に自由な提案がございました。それは、ゆっくり休憩できるカフェとレストランや本をテーマとしたカフェ、また蔵を利用したパン屋さん、紙のライブラリーなど、さまざまな可能性を提案するものでありました。

その可能性を探るため、建物の現地調査に入りましたが、特に建物内部の老朽化や損傷が激しいことから、再度検討をすることになりました。多額な整備費用や施設利用のための駐車場確保等の課題もあり、結論を出すまでには至っておりません。

旧須田万右衛門邸は、雁行する3棟が並ぶ珍しい形で、塗籠づくりとなっており、うだつは1階のひさし上につくられ、袖うだつとは異なる趣であり、美濃市文化遺産活用実行委員会発行の文化遺産散策マップでは歴史建造物として紹介しています。

現在、簡易的な補修や維持管理を委託し、建物の保持に努めております。また、森林文化アカデミーの古民家リノベーション事業プランニング講座のモデル家屋として、活用策を検討する題材に利用されています。こうした提案内容を拝見しながら、今後の対策として参考とできる情報を取り入れてまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） このまま手をこまねいてもらちの明かない物件であるがゆえに、寄贈していただいた方との約束も含め、今年度に講座が開催されるという森林文化アカデミーのリノベーション事業プランニング講座から得られる情報も参考にしながら、喫緊の課題

として取り組んでいただき、利用開始に向けて早期に行動を起こしていただくことを要望いたします。

3番目の質問になります。

和紙の里周辺整備事業でも、最大級の川屋で、水源がかれることなく続いている市指定文化財勘兵衛さんの川屋も、この文化財散策マップに紹介されています。市指定文化財の表示と、川屋の内部に「勘兵衛さんの川屋について」の説明文が掲示されていますが、観光客が自家用車や和紙の里会館からレンタルサイクルで訪れても、駐車場の設備がなく、案内表示がないこともあって、市道沿いにあるこの施設も目立ちにくいと思います。

手すき和紙のなくてはならない工程であり、紙すきの女性の社交場でもあった川屋を、当時のちり取りの様子が見える写真パネルや模式図などを展示して、紙すき文化の一面を担っていた川屋として見せる演出が必要ではないかと思います。

日本の手すき和紙技術本美濃紙のユネスコ世界文化遺産登録を受けてから、和紙の里を訪れる観光客がふえており、古田行三郎の公開を進めている今、川屋を見たいと訪れる方も多くなると思います。

こうした状況の中、和紙の里周辺整備事業の一環として、勘兵衛さんの川屋における現在の状況と今後の対応についてお聞かせください。

○議長（太田照彦君） 産業振興部長 林信一君。

○産業振興部長（林 信一君） 勘兵衛さんの川屋の現状と今後の対応はどのようなかについてお答えいたします。

勘兵衛さんの川屋は、個人の方の所有であり、平成15年に美濃市有形民俗文化財に指定させていただいています。見学者のためのガイダンス施設として、説明等の看板を設置し、保存・公開しています。

この川屋の整備状況については、昨年度、所有者の方の要望もあり、老朽化した外壁等の修理を市の補助制度を活用して実施しました。今年度は、屋根修理についての申し出がございました。

この川屋は、市内の現存する川屋では一番大きく、地下から湧き出る水がかれることもなく、一年を通してほとんど水量も変わらず、手すき和紙の製造過程における重要な役割を果たしてきた場所でもあります。今後も所有者の方と十分協議し、観光資源としての活用を図ってまいります。

本美濃紙のユネスコ無形文化遺産登録以後、手すき和紙工房のみだけでなく、和紙に係る各種施設の見学希望も多くなってきております。現在、本美濃紙の家として旧古田行三郎の整備を進めていますが、こうした川屋も含めて、和紙の里、紙すきの里の原風景を見て楽しんでいけるようなエリアとして気軽に周遊できるコースを設定し、記名・説明サインの設置などの整備に取り組んでまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） ありがとうございます。

和紙の里会館入場者数も飛躍的に伸びていることから、和紙の里近辺の手すき和紙技術に関する施設への観光訪問もふえてくることが想定されます。観光資源にふさわしい環境整備もあわせて、早期の取り組みを要望いたします。

最後の質問になります。

美濃市の文化遺産散策マップの中から、整備を進めるべきと考える3カ所をピックアップして、現状と今後の対応についてお伺いしましたが、それぞれの施設や建造物には諸般の事情があり、なかなか整備対応が進めづらいことも十分理解しましたが、年間130万人ほどの観光客が訪れる美濃市として、文化遺産と銘打って紹介している建造物が十分な整備がなされてない状況のままではいけないと思います。

美濃市歴史的風致維持向上計画の第6章、文化財の保存または活用に関する事項の(2)文化財の修理（整備を含む）に関する具体的な計画（城下町上有知地区）歴史的建造物の項に、伝統的建造物群保存地区周辺に残る伝統的家屋や社寺等は、城下町の歴史的景観を構成する重要な要素であるが、所有者の高齢化や空き家化により十分な維持管理がされないため、建物本体を初め外塀などの老朽化が著しい。このため、所有者や管理者等と協議が調った建造物等については、歴史的風致形成建造物に指定し、保存修理を実施する。特に、殿町に位置する旧須田万右衛門邸（市所有）については学術調査を実施し、調査結果を踏まえた保存修理を実施するとともに、公開施設として活用する。（旧須田万右衛門邸保存活用事業、平成24年度から平成26年度）。

また、近代美濃町の繁栄の象徴であった旧名鉄美濃町線美濃駅本屋、プラットホーム及び線路（登録有形文化財）は、現在公開施設となっているが、老朽化が著しく、修理を行い観光施設として活用を検討するほか、本屋前の空き地を小公園として整備する。（旧名鉄美濃町駅前広場整備事業、平成24年度）。

また、同じく（和紙の里牧谷地区）の歴史的建造物の項には、牧谷地区に残る手すき和紙製造家屋である紙屋や製造工程のちり取りで用いられる川屋は、美濃紙を育んできた清流板取川と背景の山々の中で、歴史的風致を構成する中核の存在となっている。しかし、紙すき職人の高齢化や廃業等により空き家となり、十分な維持管理がされていないため、建物の老朽化が著しい。このため、所有者や管理者等の協議が調った建造物等については歴史的風致形成建造物に指定し、保存修理を検討する。（紙屋、川屋保存整備事業、平成23年度から平成32年度）と事業計画を公表しています。

これらを一度に片づけることは非常に困難と思いますが、やはり計画があるのですから、この計画に従って毎年予算を計上して、粛々と継続して整備することが必要と考えますが、いかがですか。

○議長（太田照彦君） 産業振興部長 林信一君。

○産業振興部長（林 信一君） 計画に従って継続的に整備する必要があると考えるが、いかかとの御質問にお答えします。

文化遺産は、価値を損なうことなく後世に継承していくという保存の観点だけでなく、地域においてより多くの人々に対して公開し、鑑賞してもらい、親しんでもらうという活用の観点からも、その保護を図る必要があります。

近年において、文化財の活用は地域の活性化や観光振興に資するとの認識が高まってきており、期待される効果や役割が拡大しています。

御指摘のありました歴史的風致維持向上計画の中で、旧須田万右衛門邸保存活用事業につきましては、活用や整備について検討を重ねる中、活用方法が固まっておらず、施設整備に多額の費用を要することもあり、平成26年度的美濃市歴史まちづくり協議会において平成32年度まで事業実施の延長を決定しております。また、旧名鉄美濃町線駅前広場整備事業では、平成24年度に旧名鉄駅舎前のポケットパーク整備工事を完了しております。旧駅舎の整備につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり進めてまいります。また、牧谷地区にある古田行三邸と大島共同川屋については、現在、県の清流の国ぎふ2020プロジェクト推進補助金の採択を受け、整備を進めているところであります。

なお、今後の事業の推進に当たりましては、できる限り計画に沿って進めてまいります。国や県の補助採択や市財政面の課題もあり、状況によっては計画の変更も視野に入れて、市全体の事業の優先順位をつける中で観光資源としての整備活用に努めてまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） ありがとうございます。

今回の質問は、文化遺産、歴史建造物の整備を粛々と進めていくべきという点を中心に行いましたが、観光資源としての整備、維持には行政の力だけでは限界があると思います。一番の力になるのは、やはり身近に観光資源を持つ地域住民の皆さんの御理解と御支援だと思います。

地域に伝承されている文化があり、これが形となった文化遺産を慈しみ、愛し、後世に伝えていく仕組みを官民が一体となつてつくりあげることも重要だと思います。これからも、美濃市を訪れていただく観光客の皆さんにも、地元、地域の皆さんにも愛される文化遺産となるべく、整備事業が途切れることなく継続して実施されることを強く要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○議長（太田照彦君） 以上をもちまして、市政に対する一般質問を終わります。

これより議案付託表を配付いたさせます。

〔議案付託表配付〕

○議長（太田照彦君） ただいま議題となっている認第1号から議第56号までの22案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は、総務産業建設常任委員会は9月17日及び18日の午前10時から、民生教育常任委員会は9月24日及び25日の午前10時から、それぞれ開催する旨、各常任委員長

にかわって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから9月28日までの13日間休会したいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 御異議はないものと認めます。よって、あすから9月28日までの13日間休会することに決定いたしました。

---

#### 散会の宣告

○議長（太田照彦君） 本日は、これをもって散会いたします。

9月29日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでございました。

散会 午後4時06分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年9月15日

美濃市議会議長                    太   田   照   彦

署 名 議 員                    山   口   育   男

署 名 議 員                    佐   藤   好   夫

平成27年9月29日

平成27年第4回美濃市議会定例会会議録（第3号）

## 議 事 日 程 (第 3 号)

平成27年 9 月 29 日 (火曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認第 1 号 平成26年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認第 2 号 平成26年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 3 号 平成26年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 4 号 平成26年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 5 号 平成26年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 6 号 平成26年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 7 号 平成26年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第 8 号 平成26年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認第 9 号 平成26年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第11 認第10号 平成26年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第12 議第45号 平成27年度美濃市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第13 議第46号 平成27年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第14 議第47号 平成27年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第15 議第48号 平成27年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第16 議第49号 平成27年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第17 議第50号 平成27年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第18 議第51号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第19 議第52号 美濃市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第20 議第53号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第21 議第54号 市道路線の認定について
- 第22 議第55号 市道路線の認定について
- 第23 議第56号 美濃市公共下水道長良川左岸浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について
- 第24 閉会中の継続調査申出書について

---

### 本日の会議に付した事件

第 1 から第24までの各事件

(追加日程)

- 議 第 6 0 号 美濃市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 市議第 4 号 美濃市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 市議第 5 号 議会の議員の報酬の特例に関する条例について



市議第6号 地方創生の推進と地方の財源確保を求める意見書

---

出席議員（13名）

1 番	豊澤正信君	2 番	梅村辰郎君
3 番	梅村栄一君	4 番	永田知子君
5 番	古田秀文君	6 番	岡部忠敏君
7 番	辻文男君	8 番	庄司義廣君
9 番	古田豊君	10 番	太田照彦君
11 番	森福子君	12 番	山口育男君
13 番	佐藤好夫君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	武藤鉄弘君	副市長	市原英樹君
教育長	樋口宜直君	総務部長	堀部勉君
産業振興部長	林信一君	建設部長	辻隆男君
会計管理者兼 会計課長	島田利克君	教育次長	古田俊彦君
美濃病院事務局長 兼管理課長	柴田徳美君	建設部参事兼 土木課長	須田剛史君
参事兼秘書課長	市原俊美君	総務課長	澤村浩君
市民生活課長	西部生男君	健康福祉課長	篠田博史君

---

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	平野一彦	議会事務局 次長	武井誠
議会事務局主査 兼議事調査係長	加藤広安		

## 開議の宣告

- 議長（太田照彦君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

---

## 行政諸般の報告

- 議長（太田照彦君） 報第18号、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分の報告がありました。  
報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

- 
- 議長（太田照彦君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

## 第1 会議録署名議員の指名

- 議長（太田照彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、1番 豊澤正信君、2番 梅村辰郎君の両君を指名いたします。

---

## 第2 認第1号から第23 議第56号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

- 議長（太田照彦君） 日程第2、認第1号から日程第23、議第56号までの22案件を一括して議題といたします。

これら、22案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 佐藤好夫君。

- 総務産業建設常任委員会委員長（佐藤好夫君） おはようございます。

今期定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る9月17日午前10時からと18日午前10時からの2日間にわたり、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、認第1号 平成26年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第4号 平成26年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第5号 平成26年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第6号 平成26年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第10号 平成26年度美濃市上水道事業会計決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第45号 平成27年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第47号 平成27年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第48号 平成27年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第49号 平成27年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第51号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第52号 美濃市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第54号 市道路線の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第55号 市道路線の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第56号 美濃市公共下水道長良川左岸浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（太田照彦君） 次に、民生教育常任委員会委員長 庄司義廣君。

○民生教育常任委員会委員長（庄司義廣君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において、民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る9月24日午前10時からと25日午前10時からの2日間にわたり、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、認第1号 平成26年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第2号 平成26年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第3号 平成26年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第7号 平成26年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第8号 平成26年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第9号 平成26年度美濃市病院事業会計決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第45号 平成27年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から、詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第46号 平成27年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第50号 平成27年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第53号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（太田照彦君） 以上で各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑は終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に、認第1号について、各委員長報告は原案を認定であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、認第1号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、認第2号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、認第2号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、認第3号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、認第3号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、認第4号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、認第4号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、認第5号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、認第5号は委員長報告のとおり決定い

たしました。

次に、認第6号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、認第6号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、認第7号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、認第7号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、認第8号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、認第8号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、認第9号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、認第9号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、認第10号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、認第10号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、議第45号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第45号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第46号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第46号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第47号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第47号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第48号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第48号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第49号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第49号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第50号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第50号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第51号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第51号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第52号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第52号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第53号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第53号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第54号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり

り決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第54号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第55号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第55号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第56号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第56号は委員長報告のとおり可決いたしました。

---

#### 第24 閉会中の継続調査申出書について

○議長（太田照彦君） 日程第24、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

お手元に配付しました申出書のとおり、総務産業建設常任委員会委員長、民生教育常任委員会委員長から、美濃市議会会議規則第102条の規定により、所管事項について閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 御異議がないものと認めます。よって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

ここで追加議案の提出がありましたので、議案を配付いたさせます。

〔追加議案配付〕

○議長（太田照彦君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議第60号、市議第4号、市議第5号、市議第6号が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

#### 議第60号及び市議第4号から市議第6号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（太田照彦君） 議第60号、市議第4号、市議第5号、市議第6号の4案件について、



一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、議第60号について、参事兼秘書課長 市原俊美君。

○参事兼秘書課長（市原俊美君） おはようございます。

それでは、議第60号 美濃市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、御説明をいたします。

赤スタンプ9番の追加議案集の1ページをお開きください。あわせまして赤スタンプ10番、議案説明資料の1ページ概要と2ページの新旧対照表を御参照ください。

今回の改正につきましては、厳しい財政事情のもと、着実に事業を推進するため、特別職の給与について減額措置を講ずるものでございます。

特例による給料月額及び特例の期間を改正するものでございます。

改正いたしますのは、本則中の「市長及び副市長」を「市長、副市長及び教育長」に、「市長にあっては平成23年10月1日から平成27年7月25日までの間において、副市長にあっては平成25年8月23日から平成29年4月4日までの間において」を「平成27年10月1日から平成30年3月31日までの間において」に変えるもので、市長73万5,000円、副市長64万円を市長73万5,000円、副市長63万9,000円、教育長54万9,000円に改めるものでございます。

附則につきましては、本条例の施行日を定めております。

以上で、議第60号についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（太田照彦君） 次に、市議第4号及び市議第5号の2案件について、13番 佐藤好夫君。

○13番（佐藤好夫君） それでは、追加議案につきまして御説明申し上げます。

まず、市議第4号 美濃市議会会議規則の一部を改正する規則についてであります。

赤スタンプ11と、赤スタンプ12のそれぞれの1ページをごらんください。

説明は、赤スタンプ11の1ページにより御説明いたします。

改正の趣旨としまして、近年の男女共同参画の状況に鑑み、地方議会において男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、美濃市議会会議規則中、会議への欠席に関する規定の所要の改正をすることと表決の方法について条項を整備するものであります。

主な改正内容としまして、労働基準法が定める出産休暇は特別職である議員には適用されませんが、女性が働きやすい議会とするため、出産を理由に議会を欠席できるよう規則を改めることとし、本会議の関係では第2条を、委員会の関係では第82条をそれぞれ改正するものであります。

また、表決の方法について、起立による表決を、起立または挙手に整備することとし、本会議の関係では第69条と第75条、委員会の関係では第122条と第128条をそれぞれ改正するものであります。

施行期日は、公布の日としております。

次に、市議第5号 議会の議員の報酬の特例に関する条例についてであります。

赤スタンプ11の2ページと、赤スタンプ12の4ページをごらんください。

制定の趣旨としましては、地方創生元年に鑑み、厳しい財政事情のもと、着実に事業を推進するために議員の報酬月額の特例を定めるものであります。

特例の内容としましては、平成27年10月1日から平成30年3月31日までを特例期間とし、議長の報酬月額を現行の39万8,000円から38万6,000円に、副議長の報酬月額を現行の35万3,500円から34万2,000円に、議員の報酬月額を現行の33万2,000円から32万2,000円にそれぞれ改めるものであります。

施行期日は、平成27年10月1日としております。

なお、この条例の制定に伴いまして、平成21年に制定した既存の条例は失効しておりますので、廃止することとしております。

以上で、市議第4号及び市議第5号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（太田照彦君） 次に、市議第6号について、12番 山口育男君。

○12番（山口育男君） ただいま追加上程になりました市議第6号 地方創生の推進と地方の財源確保を求める意見書について、提案理由を御説明申し上げます。

それぞれ文案を朗読いたしまして、説明といたします。

それでは、赤スタンプ11の3ページと4ページをお開きください。

地方創生の推進と地方の財源確保を求める意見書。

我が国が抱える「人口減少」という構造的課題に取り組み、活力ある社会を維持していくため、昨年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、深刻化する人口減少と、それによる地域経済の縮小という負のスパイラルに立ち向かうため、国と地方が一体となって、地方創生に取り組むこととなった。そして昨年12月に閣議決定がされた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、国から地方版総合戦略の策定が要請され、地方においては、鋭意、策定作業を進めているところである。

5年間を計画期間とする地方版総合戦略の推進に当たっては、国や県の総合戦略と同時かつ一体的に取り組む一方で、特に人口減少を克服し、地方創生を実現する上で、集中して推進することが必要で、地方においても、より自主的、主体的な取り組みが求められる。

しかしながら、地方にはそれに見合う財源の手当てが不十分で、財政の自由度は年々低下している。

よって、国においては、地方版総合戦略を着実に推進するために創設される新型交付金について、自治体の裁量による主体的かつ弾力的な取り組みが可能となる自由度の高い包括的かつ恒久的な交付金制度とするとともに、十分な予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月29日、岐阜県美濃市議会。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、地方創

生担当大臣でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（太田照彦君） 以上で説明は終わりました。

これより、議案精読のため10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時37分

---

再開 午前10時47分

○議長（太田照彦君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の4案件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の4案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に議第60号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第60号は原案のとおり可決いたしました。

次に、市議第4号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、市議第4号は原案のとおり可決いたしました。

次に、市議第5号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、市議第5号は原案のとおり可決いたしました。

次に、市議第6号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、市議第6号は原案のとおり可決いたしました。

---

### 閉会の宣告

○議長（太田照彦君） 以上をもちまして、この定例会の会議に付議された案件は全て議了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉じ、平成27年第4回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時50分

---

### 市長挨拶

○議長（太田照彦君） 閉会に当たり、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第4回美濃市議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会におきましては、平成26年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定を初め、26件の議案につきまして慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり承認及び議決をいただきました。まことにありがとうございました。

会期中に議員各位から賜りました御意見、御要望につきましては、これを十分尊重し、検討の上、市政運営に反映するよう努力する所存でございます。

去る9月2日から5日まで、長良川鉄道と台湾鉄道の内湾線との姉妹鉄道締結式の参加のため、台湾を訪問してまいりました。あわせまして、友好交流協定を締結しております高雄市美濃区にも表敬訪問し、交流を一層深めることを確認してまいりました。

姉妹鉄道の締結につきましては、台湾からの観光客による長良川鉄道利用拡大と交流事業を推進し、長良川鉄道沿線市町への観光客の誘致を図ろうとするものでありまして、4日に新竹県で行われました締結式では、長良川鉄道沿線の市長、町長の立ち会いのもと、提携書が交わされました。美しい自然や伝統文化など共通点があり、提携を契機に路線や沿線住民の交流を深めるとともに、沿線市町の地域活性化にもつながるものと期待をしておるところでございます。

また、9月18日には宮内庁及び岐阜県から、皇太子殿下が10月10日から12日までの3日間、第39回全国育樹祭への御出席と、あわせて地方事情の御視察のため県内を御訪問されることが発表されました。美濃市には12日にうだつの上がる町並み、美濃和紙あかりアート館、岐阜県立森林文化アカデミーの御視察が予定をされています。平成22年の天皇・皇后両陛下の美濃市御訪問と同様に、市民の皆様とともにおもてなしの心でお迎えをしたいと準備を進め

ております。皆様にも御協力のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

来る10月3日には、美濃市戦没者追悼式を中有知小学校体育館でとり行ひます。今年、終戦70周年記念事業として、式終了後、戦没者遺族の方々による戦争時の体験談などを話していただき、多くの市民の皆様へ改めて平和の大切さを考えていただきたい、こんなような催しも考えております。ぜひ御出席のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、11月初旬には、県と市の連携による地方創生事業の一環としまして、美濃和紙文化の海外発信事業として、美濃和紙展がロンドンとパリで開催をしております。知事以下、多くの関係者の皆様の御支援により、美濃市からも本美濃紙保存会の皆様のほか、和紙販売事業者の皆様とともに私も同行し、美濃和紙の一層の知名度向上、観光誘客の促進、技術伝承など、美濃和紙活性化のための情報発信に努めてまいります。

最後になりましたが、議員各位には、朝夕めっきり涼しくなり温度差が大きい季節、健康に十分留意され、市政進展のために一層の御活躍を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうも御苦勞さまでした。

○議長（太田照彦君） 本定例会には、平成26年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定を初め重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここに全ての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚くお礼を申し上げます。

執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政進展に尽くされますようお願い申し上げます、閉会といたします。

本日は御苦勞さまでございました。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年 9 月29日

美濃市議会議長                      太    田    照    彦

署 名 議 員                      豊    澤    正    信

署 名 議 員                      梅    村    辰    郎

## 総務産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件 名	結 果
認 第 1 号	平成26年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中所管部に関する事項	原案認定
認 第 4 号	平成26年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 5 号	平成26年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 6 号	平成26年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 10 号	平成26年度美濃市上水道事業会計決算の認定について	原案認定
議 第 45 号	平成27年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中所管部に関する事項	原案可決
議 第 47 号	平成27年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 48 号	平成27年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 49 号	平成27年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 51 号	美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 52 号	美濃市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 54 号	市道路線の認定について	原案可決
議 第 55 号	市道路線の認定について	原案可決
議 第 56 号	美濃市公共下水道長良川左岸浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について	原案可決

平成27年9月18日

総務産業建設常任委員会委員長 佐藤好夫

## 民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件 名	結 果
認 第 1 号	平成26年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中所管部に関する事項	原案認定
認 第 2 号	平成26年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 3 号	平成26年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 7 号	平成26年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 8 号	平成26年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 9 号	平成26年度美濃市病院事業会計決算の認定について	原案認定
議 第 45号	平成27年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中所管部に関する事項	原案可決
議 第 46号	平成27年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 50号	平成27年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 53号	美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決

平成27年9月25日

民生教育常任委員会委員長 庄 司 義 廣

美濃市議会議長 太田 照彦 様